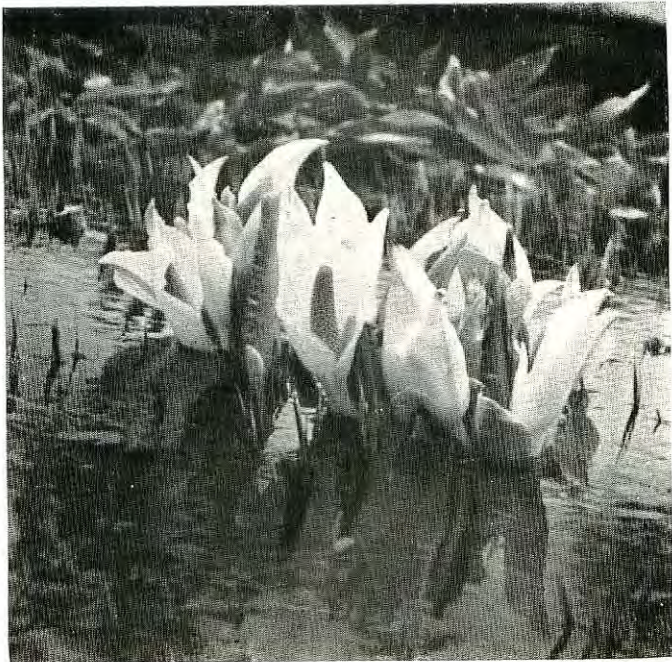


北海道議會時報

第 5 卷 第 4 號
昭 和 28 年 4 月



北海道議會事務局

— 第 4 號 目 次 —

議會の動き

第一回定例道議會……………

本 會 議……………

常任委員會……………

特別委員會……………

電源開發對策特別委員會……………

決算特別委員會……………

豫算特別委員會……………

請願・陳情……………

決議書・意見書……………

資 料

第十五國會成立法案一覽表……………

昭和二十八年度（國費）一般會計暫定豫算について……………

地方議會における懲罰事件……………

昭和二十八年度普通平衡交付金四月概算交付額調……………

昭和二十七年國稅、地方稅の收入見込額調……………

昭和二十六年度都道府縣の決算概要……………

昭和二十七年道費最終豫算調……………

昭和二十八年度道費歳入歳出豫算現計表……………

日本國とアメリカ合衆國との友好通商航海條約……………

義務教育國庫負擔法半額負擔の實施について……………

最近六カ年間北海道費歳入歳出豫算表……………

雜 錄

行政疑義問答集……………

報道から拾う……………

常任委員會及び特別委員會名簿……………

圖書室便り

三月のメモ

表紙寫眞

み ず ば せ う

北海道商工部商務觀光課提供



第一回定例道議会

本 會 議

○三月五日、午後二時五十五分開議、豫め時間延長、諸般の報告の後、議會運営委員の欠員補充に濱森議員（社右）天谷議員（協）を選任、ついで教育次長より釧路湖陵高校及び隣接ろう学校の災害について報告あつて、日程第一、閉會中、繼續審査の議案第五十九號（北海道住宅對策審議會條例制定）の審査の経過及び結果について、旭建築委員長（自）より報告、これを諮つて原案可決、つぎに日程第二、議案第一百號乃至第一百十二號の審査の経過及び結果について、西田（信）總務委員長（自）より報告、これを諮つて原案可決、つぎに日程第三、議案第一號乃至第一百九號、第一百十三號乃至第二百號、報告第一號を一括議題に供し、まづ塚田議員（等）より、議事進行について發言を求め、同議員の緊急質問の取扱について議長に質疑、議長の答辯あつて、通告の質疑に入り田中議員（自）より①知事の社會黨離黨問題②二十八年度の財政問題特に歳入の見積り過大、二十七年年度の赤字補填、二十八年年度豫算の追加財源について、③知事の施政方針特に社會福祉問題、産業振興問題、行政民主化、ヤルタ協定の破棄問題等について質疑、知事の答辯、田中議員より知事の政治的信念、財政問題、道機構問題、社會教育問題について再質

第一回定例会に知事から提出のあつた議案

提出月日	番號	件	名	議事経過
二、五	一	昭和二十八年度北海道費歳入歳出豫算		四三附帯決 議希望條件 修正可決 原案可決
	二	昭和二十八年度北海道恩給基金歳入歳出豫算		
	三	昭和二十八年度北海道學校職員恩給基金歳入歳出豫算		
	四	昭和二十八年度北海道農產物検査費歳入歳出豫算		
	五	昭和二十八年度北海道水產物検査費歳入歳出豫算		
	六	昭和二十八年度北海道林產物検査費歳入歳出豫算		
	七	昭和二十八年度北海道鹽澁検査費歳入歳出豫算		
	八	昭和二十八年度北海道鹽澁貸資金歳入歳出豫算		
	九	昭和二十八年度北海道民有未墾地開發費歳入歳出豫算		
	一〇	昭和二十八年度北海道醫科大學費歳入歳出豫算		
	一一	昭和二十八年度北海道病院費歳入歳出豫算		
	一二	昭和二十八年度北海道地方競馬費歳入歳出豫算		
	一三	昭和二十八年度北海道自動車競技費歳入歳出豫算		
	一四	昭和二十八年度北海道電氣事業費歳入歳出豫算		
	一五	昭和二十八年度北海道有林野事業費歳入歳出豫算		
	一六	昭和二十八年度北海道印刷所費歳入歳出豫算		
	一七	昭和二十八年度北海道母子福祉資金貸付事業費歳入歳出豫算		
	一八	第四五一回北海道起債に關する件		
	一九	第四五二回北海道起債に關する件		
	二〇	第四五三回北海道起債に關する件		
	二一	第四五四回北海道起債に關する件		

疑、知事の答辯あつて、午後四時五十分散會。

○三月六日、午前十一時九分開議、昨日に引續き質疑續行、大久保議員（改）より、①知事の政治的信念、②現下の國際情勢下における本道の立場とその實情について、③二十六年度決算について、④二十八年年度豫算に關連して、産業振興、中小企業對策、金融對策、道稅負擔問題、生産物消流對策、食糧増產對策、土地改良、馬產對策、電源開發對策、失業對策、漁村疲弊對策、新生活運動、義務教育費國庫負擔問題等について質疑、知事、教育次長より答辯、大久保議員より、防衛問題及び北海道の特殊性を裏づける科學的資料について再質疑、さらに教育委員長の答辯を要求、これに對し知事の答辯あつて、午後一時十四分休憩、午後二時十九分再開、諸般の報告の後、西村議員（社左）より、①世界情勢の分析と知事の政治的立場の闡明について、②千島齒舞返還問題、③ヤルタ協定の破棄、④水產行政、⑤農村對策、⑥土地取上げ問題、⑦本道貿易振興、⑧教育行政特に義務教育學校職員法、定員問題、教育方針の説明僻地手當等について、⑨民生勞働關係豫算、⑩勞働問題、⑪北日本航空に對する財政投資等について質疑、（豫め時間延長）知事及び教育次長、人事委員會委員長より答辯、西村議員より水產問題及び北日本航空に對する投資問題について再質疑、知事の答辯、西村議員北日本航空に對する投資問題について三度質疑、商工部長より答辯、ついで教育委員會委員長より、大久保議員の質疑について答辯あつて、午後四時四十分散會。

○三月七日、午前十一時十四分開議、諸般の報告の後、昨日に引續き質疑續行、宮北議員（協）より、①外國機による本道領空侵犯問題、②警察制度改正問題、③外國機戰闘被害補償問題、④本道の治安に關連して開拓者の入植問題、⑤義務教育國庫負擔問題、⑥教員の適正配置、⑦農漁村二、三男對策、⑧道南凶漁對策と開拓行政等について質疑、國警札幌方面公安委員會委員長、知事、教育委員會委員長、同次長より答辯、宮北議員再質疑を保留して、午後一時九分散會。

二、三	二二	第四五五回北海道起債に關する件	四、三
〃	二三	第四五六回北海道起債に關する件	決案可決
〃	二四	第四五七回北海道起債に關する件	
〃	二五	第四五八回北海道起債に關する件	
〃	二六	第四五九回北海道起債に關する件	
〃	二七	第四六〇回北海道起債に關する件	
〃	二八	第四六一回北海道起債に關する件	
〃	二九	第四六二回北海道起債に關する件	
〃	三〇	第四六三回北海道起債に關する件	
〃	三一	第四六四回北海道起債に關する件	
〃	三二	第四六五回北海道起債に關する件	
〃	三三	第四六六回北海道起債に關する件	
〃	三四	第四六七回北海道起債に關する件	
〃	三五	第四六八回北海道起債に關する件	
〃	三六	第四六九回北海道起債に關する件	
〃	三七	第四七〇回北海道起債に關する件	
〃	三八	第四七一回北海道起債に關する件	
〃	三九	第四七二回北海道起債に關する件	
〃	四〇	第四七三回北海道起債に關する件	
〃	四一	第四七四回北海道起債に關する件	
〃	四二	第四七五回北海道起債に關する件	
〃	四三	第四七六回北海道起債に關する件	
〃	四四	第四七七回北海道起債に關する件	
〃	四五	第四七八回北海道起債に關する件	
〃	四六	第四七九回北海道起債に關する件	

○三月九日、午前十一時十三分開議、諸般の報告の後、昨日に引續き質疑續行、宮北議員（協）より、昨日の知事の答辯に對し、副知事増員問題、人身賣買問題、開拓用地問題について再質疑、知事の答辯あつて、つぎに若林議員（社右）より、①道政三大目標具現の構想、②歳入特に税收入の見積りについて、③社會福祉の増進特に新生活運動の機構、失業對策について、④本道産業の振興特に中小企業對策、水産振興對策について、⑤行政の民主化、⑥農業試験場擴充問題等について質疑、知事の答辯あつて、午後零時二十五分休憩。午後一時三十八分再開、土山議員（公）より、①土木現業所廳舍寄付金問題、②地域的道行政の打ち出し方、特に地域的工業試験場等の設置、道南地帯の凶漁對策、道北低品位炭利用の火力電力開發等について、③産業經濟費貸付金、出資金問題、④道稅收入特に入場稅率の引下げ問題について、⑤道有林事業、⑥教育行政方針の明示、學校火災、學校施設の充實、燃料費等について、⑦支廳長に對する權限委讓等について質疑、知事、道有林課長、教育次長より答辯つぎに和平議員（勞）より（豫め時間延長）①知事の離黨問題、②國際情勢の分析と本道行政のあり方、③總合開發及びこれに關連して電源開發、④地方自治の後退、⑤保健衛生行政、⑥中國貿易の振興、⑦社會福祉問題、⑧食糧増產對策等について質疑、教育次長、知事、衛生部長より答辯、和平議員より再質疑保留して、午後四時十四分散會。

○三月十日、午後一時十一分開議、諸般の報告の後、林議員（改）より、義務教育學校職員法反對のための實力行使について緊急質問あり、教育次長及び人事委員會委員長より答辯あつて、つぎに日程に追加、意見案第一號を議題に供し、宮坂商工委員長（改）の趣旨辯明あつて原案可決ついで、昨日に引續き日程第一の質疑を續行、和平議員（勞）より、昨日の答辯に對し、知事の離黨問題、インフレ危機の克服、中國貿易、離農防止について再質疑、知事の答辯あつて、つぎに福島議員（自）より①知事の無所屬の立場における政治的信念について、②道財政の健全性について、③電力制限問題について質疑、知事より答辯、福島議員より財

		二、三	
四七	第四八〇回北海道起債に關する件	四八	第四八一回北海道起債に關する件
四八	第四八二回北海道起債に關する件	四九	第四八三回北海道起債に關する件
四九	第四八四回北海道起債に關する件	五〇	第四八五回北海道起債に關する件
五〇	第四八六回北海道起債に關する件	五一	第四八七回北海道起債に關する件
五一	第四八八回北海道起債に關する件	五二	第四八九回北海道起債に關する件
五二	第四九〇回北海道起債に關する件	五三	第四九一回北海道起債に關する件
五三	第四九二回北海道起債に關する件	五四	第四九三回北海道起債に關する件
五四	第四九四回北海道起債に關する件	五五	第四九五回北海道起債に關する件
五五	第四九六回北海道起債に關する件	五六	第四九七回北海道起債に關する件
五六	第四九八回北海道起債に關する件	五七	第四九九回北海道起債に關する件
五七	第五〇〇回北海道起債に關する件	五八	第五〇一回北海道起債に關する件
五八	第五〇二回北海道起債に關する件	五九	第五〇三回北海道起債に關する件
五九	第五〇四回北海道起債に關する件	六〇	第五〇五回北海道起債に關する件
六〇	第五〇六回北海道起債に關する件	六一	第五〇七回北海道起債に關する件
六一	第五〇八回北海道起債に關する件	六二	第五〇九回北海道起債に關する件
六二	第五一〇回北海道起債に關する件	六三	第五一一回北海道起債に關する件
六三	第五一二回北海道起債に關する件	六四	第五一三回北海道起債に關する件
六四	第五一四回北海道起債に關する件	六五	第五一五回北海道起債に關する件
六五	第五一六回北海道起債に關する件	六六	第五一七回北海道起債に關する件
六六	第五一八回北海道起債に關する件	六七	第五一九回北海道起債に關する件
六七	第五二〇回北海道起債に關する件	六八	第五二一回北海道起債に關する件
六八	第五二二回北海道起債に關する件	六九	第五二三回北海道起債に關する件
六九	第五二四回北海道起債に關する件	七〇	第五二五回北海道起債に關する件
七〇	第五二六回北海道起債に關する件	七一	第五二七回北海道起債に關する件
七一	第五二八回北海道起債に關する件		
		四、三	
		原案可決	

政問題について再質疑、總務部長より答辯あつて、つぎに土橋議員(改)より、澱粉工業振興策について質疑(豫め時間延長)、知事の答辯あり、つぎに三室議員(自)より、①財政問題特に人件費、北日本航空出資、追加豫算財源について、②知事の離職問題、③道税徴収について、④義務教育費國庫負擔法案について質疑、知事、總務部長、教育次長、教育委員長より答辯あり、三室議員より人件費、出資問題、財政の實績、教員の有資格、無資格の割合、給與等について再質疑、知事、總務部長、教育次長より答辯、三室議員より教員給與について再質疑、教育次長の答辯あつて、つぎに舟木議員(社左)より、①結核対策特にアフターケアについて、②企業誘致と産業防衛、③集乳所の單位組合の經營について④教員養成機關の充實、⑤土地改良特に酸性土壤の矯正について⑥農業試験場の整備について質疑、知事、教育次長より答辯あつて、午後四時五十分散會。

○三月十一日、午後一時十九分開議、諸般の報告の後、昨日に引続き質疑續行、天谷議員(協)より、①知事の離職問題と政治的信念について、②總合開發五カ年計畫の實績について、③知事の基本的政策について、④農業試験機關の擴充について質疑、知事、農務部長より答辯、天谷議員より、農業試験機關の擴充について再質疑、知事より答辯、天谷議員三度質疑、知事より答辯(豫め時間延長)あつて、つぎに岡田議員(社右)より、①農業振興計畫特に健苗育成、農業機械化の促進、馬産改良について、②僻地教育の振興について質疑、知事、教育次長より答辯あつて一旦休憩、午後四時十五分再開、中牧議員(自)より、①土木行政、特に道道に對する維持費の減少、市町村の永久橋の架替、市町村道改修補助の減額について、②觀光事業、③漁港事務について質疑、知事の答辯あつて、つぎに新川議員(勞)より、①暖房用石炭價格について、②道職員の給與、③中國歸國者の受入體制について質疑、知事より答辯、新川議員より、中國歸國者の受入體制について再質疑、知事の答辯あつて午後五時二十六分散會。

二、五		
七三	北海道職員定數條例の一部を改正する條例制定の件	四、三 原案可決
七三	北海道有林野事業費積立金運用の件	〃
七四	財團法人北海道住宅建設公社に對し資金貸付の件	〃
七五	駐留軍要員物資配給代行機關に對し資金貸付の件	〃
七六	學校給食用物資配給代行機關に對し資金貸付の件	〃
七七	授産事業資金貸付の件	〃
七八	消費生活協同組合連轉資金貸付の件	〃
七九	農産物價格安定資金貸付の件	〃
八〇	備蓄農産購入資金貸付の件	〃
八一	共同作業所連轉資金貸付の件	〃
八二	社團法人北海道信用保證協會に對し資金貸付の件	〃
八三	商工組合中央金庫に對し資金貸付の件	〃
八四	北洋出漁促進資金貸付の件	〃
八五	北日本航空株式會社(假稱)に對する出資の件	〃
八六	北海道漁業信用基金協會に對する出資の件	〃
八七	株式會社北海道漁業公社(假稱)に對する出資の件	〃
八八	社團法人北海道信用保證協會に對する出資の議決變更の件	〃
八九	財團法人北海道大學住宅建設協會に對し資金貸付の件	〃
九〇	財團法人北海道住宅建設公社に對する資金貸付の議決變更の件	〃
九一	北海道職員に對する條例の一部を改正する條例制定の件	〃
九二	北海道學校職員に對する條例の一部を改正する條例制定の件	〃
九三	北海道恩給條例の一部を改正する條例制定の件	〃
九四	昭和二十三年六月三十日以前に給與事由の生じた恩給の特別措置に關する條例制定の件	〃

○三月十二日、午前十一時二十八分開議、諸般の報告の後、教育次長より昭和二十八年年度教育行政方針について説明、さらに義務教育學校職員法反對のための一斉休暇による實力行使は中止の旨報告、ついで日程第一の質疑續行、平野議員（自）より①財政問題特に税外未収入額の徴収について、②教育衛生問題、③農業振興特に畜産問題について、④農業試験場擴充問題について質疑、知事より答辯、平野議員より、馬産問題について再質疑、知事の答辯あつて、午後零時三十二分休憩、午後一時四十三分再開、三浦議員（改）より、①豫算編成方針について、②函漁沿岸漁民對策、特に淺海増殖施設について質疑、知事より答辯、三浦議員より漁民對策について再質疑、知事の答辯あつて、つぎに朝倉議員（自）より、①支廳長の短期異動問題、②農村振興對策、特に二、三男對策、文化施設、教育機關について、③澱粉工業、④重粘土地帯の改良、⑤教職員配置問題について質疑、知事、教育次長より答辯、朝倉議員より教職員配置問題について再質疑、知事の答辯あり、つぎに（豫め時間延長）笠井議員（社右）より、①農協の育成強化方策について、②道營土地改良、③開拓行政について質疑、この時和平議員（勞）より議事進行について發言を求め、發言中、議長よりその發言の中止があつて、一旦休憩、午後六時二分再開、笠井議員の質疑に對し知事の答辯あり、笠井議員より豫算委員會に知事の出席を求めて更に質疑したい旨を述べて午後六時十四分散會。

昭和二十八年年度教育行政方針

- 茲に二十八年年度豫算を中心と致しました教育行政方針を御説明申上げます。
- 二十八年年度豫算編成に當り採りました基本方針は、
- (一) 教育行政の合理化と機能の發揮
 - (二) 教育内容化、生産化
 - (三) 僻地教育の振興
 - (四) 新生活運動の普及

		二、三	
九五	自治紛争調停委員の求めにより出頭した者の費用辨償條例制定の件	三五	原案可決
九六	北海道立水族館條例制定の件		
九七	北海道教育職員免許狀授與證明書交付手数料條例制定の件		
九八	北海道生業資金貸付條例の一部を改正する條例制定の件		
九九	北海道原料乳検査條例の一部を改正する條例制定の件		
一〇〇	北海道國民健康保險診療報酬審査委員會審査手数料條例の一部を改正する條例制定の件		
一〇一	北海道観光森林施設條例の一部を改正する條例制定の件		
一〇二	公衆浴場法施行條例の一部を改正する條例制定の件		
一〇三	北海道簡易水道取締條例の一部を改正する條例制定の件		
一〇四	北海道立札幌労働會館條例の一部を改正する條例制定の件		
一〇五	北海道立札幌労働會館使用條例の一部を改正する條例制定の件		
一〇六	北海道通信労働教育講座受講料條例制定の件		
一〇七	北海道建築基準法施行條例の一部を改正する條例制定の件		
一〇八	前金拂に關する件		
一〇九	繼續費の繼續年度及び支出方法變更の件		
一一〇	空知郡芦別町を芦別市とするの件		
一一一	樺戸郡月形村、勇拂郡鶴川村及び常呂郡佐呂間村を町とするの件		
一一二	空知町龍川町と同郡江別乙町との境界の一部變更に關する件		
一一三	北海道職員の共済制度に關する條例制定の件		
一一四	北海道人事委員會委員の給料額、旅費額、報酬額及び費用辨償額並びにその支給條例の一部を改正する條例制定の件		
一一五	職員宿舍買収に關する豫算外義務負擔に關する件		
一一六	財団法人北海道住宅建設公社に對し資金貸付の議決變更の件		
一一七	職員宿舍買収に關する豫算外義務負擔に關する件		
一一八	北海道林産物検査條例の一部を改正する條例制定の件		
一一九	主要農産物種子法の實施に關する條例制定の件		
原案可決		三、三一	原案可決
修正可決		三、三一	修正可決
三、三一		三、三一	三、三一

（四）保健體育の振興

でありまして、この方針に基いて具體的計畫を企畫立案した結果教育、費予算額は、三十二億六千六百六十三万余圓となつたのでありますが、これを基礎として知事側と折衝を重ねて妥結致しましたのが、本議會に提案されました百億二千三百九万八千余圓であります。それによりまして教育計畫の一部が訂正を余儀なくせられたわけでありますが、教育預算も道財政の一部であります以上、道財政の實情に依つて制約を受けることはこれ又已むを得ないものと考えます。

本委員會としては、その與えられた預算を、最も合理的に且つ効率的に運用使用し以て能う限り計畫致しました狙いを實現すべく工夫努力を致したいと存する次第であります。

以下前述の豫算編成の重點についてその大要を御説明申し上げます。

先ず『教育行政の合理化と機能の發揮』について申し上げます。教育行政は戦後最も變革されたものの一つでありまして、これが合理的運営とその機能の發揮は特に工夫檢討を要するものがある次第であります。即ち民主的、自主的な委員會制度の根本精神に沿いつつ、而も行政を迅速に簡素且つ適正に運営すべく工夫致すは勿論であります。更に昨秋發足致しました地方教育委員會との關係を調整し、これに適切な指導と助言を與えて、その健全圓滿な發展助長を圖りたいと考える次第であります。これが爲には最近結成されました町村並びに各市教育委員會連合協議會と密接な連絡の下に、現在の制度上最も留意を面する人事、給與等の面において調整を行い、これ等の組織を通じ當委員會と地方委員會と協力提携して本道教育の振興を圖りたいと存する次第であります。更に委員會事務局の機構運営に關しても、一層その合理化を圖ると共に、事務局職員の資質向上を行い、能う限り量の不足を質によつて補ひ、年歳増加の一途をたどる教育行政事務を迅速、適正に處理致したいと考えている次第であります。

更に行政施策を迅速に道民に滲透せしむることが、行政効果を擧げる上に於て重要事と考え、從來の広報活動を一層活潑に致したいと考えております。その他教育行政の基礎的資料とする爲、これに關する調査統計の整備充實に一段と力を致したいと考えています。

次は『教育の内容化、生産化』について申し上げます。教育の内容化、生産化とは、一言で申せば『形式的教育を排して内容の豊かな堅實味のある教育を行う』と言うことにあります。即ち、学校教育、社會教育を通じて、教育が形式に流れるのを戒め、

二、五	一一〇	北海道道路占用料徴收條例制定の件	三、一
三、三	一一一	昭和二十七年北海道費歳入歳出追加更生豫算	原案可決
	一一二	昭和二十七年北海道水産物検査費歳入歳出追加豫算	三、二
	一一三	昭和二十七年北海道酪農検査費歳入歳出追加豫算	三、三
	一一四	昭和二十七年北海道轉貸資金歳入歳出追加更生豫算	三、四
	一一五	昭和二十七年北海道醫科大學費歳入歳出追加更生豫算	三、五
	一二六	昭和二十七年北海道病院費歳入歳出追加更生豫算	三、六
	一二七	昭和二十七年北海道電氣事業費歳入歳出追加更生豫算	三、七
	一二八	昭和二十七年北海道有林野事業費歳入歳出追加更生豫算	三、八
	一二九	昭和二十七年北海道印刷所費歳入歳出追加更生豫算	三、九
	一三〇	第四〇二回北海道起債に關する件	三、一〇
	一三一	第四一五回北海道起債に關する件	三、一一
	一三二	第五〇一回北海道起債に關する件	三、一二
	一三三	北海道起債議決變更の件	三、一三
	一三四	北海道起債議決變更の件	三、一四
	一三五	北海道起債議決變更の件	三、一五
	一三六	北海道起債に關する議決取消の件	三、一六
	一三七	北海道漁業信用基金協會に對する出資の件	三、一七
	一三八	北海道職員研修費條例制定の件	三、一八
	一三九	財産の取得及び處分並びに契約の締結に關する件	三、一九
	一四〇	財産の取得に關する件	三、二〇
	一四一	昭和二十八年北海道費歳入歳出追加豫算	三、二一
	一四二	昭和二十八年北海道農産物検査費歳入歳出追加豫算	三、二二
	一四三	昭和二十八年北海道醫科大學費歳入歳出追加豫算	三、二三
	一四四	昭和二十八年北海道電氣事業費歳入歳出追加豫算	三、二四

三、二五
同意可決
四、三
原案可決

眞の意味の『新教育』を確立したいと存じます。所謂六・三・三・四制度の一連の關連に於て、新教育の歩調を揃え、あくまでも基礎教育並びに完成教育としての正しい根本理念を貫かねばならないのであります。

今日の教育の狙いとする所は、單に知識教育のみならず兒童生徒の將來に於て、個人的、社會的、職業的立場で、眞に生活力のあり、社會の要求するいわば物の用に役立ち、本道の開發發展に貢獻し得る人物を育成するに在る次第であります。このためには『きかせる教育』『讀ませる教育』『考えさせる教育』から更に『みせる教育』『ふれさせる教育』『取扱わせる教育』へと發展すべきであり、自然のものは自然現象の中で、社會のことは實社會の営みの中で、學ぶ者の興味と關心とに訴えつつ夫々適切に處理させることであります。

又一方、兒童生徒の訓育指導に於きましては、兒童生徒のたましいにふれつつ新しい意味の道徳教育、品性教育を通じて民主的社會人、自主自律の人間形成をめざして、あらゆる機會と場を捉えて指導し、諸々の社會現象に對する正しい判斷力を涵養しようとするものであります。

以上の目的を達成する爲の施策はこれを管理部門と運營部門とに分けることができますのであります。

管理部門に於ては、校舍、校具、教材の整備を圖ることが第一義と考えます。先ず小、中學校に關しましては、地方教育委員會を通じてこれ等の整備の實現を圖りたいと存じます。特に一般校舍、屋内體操場等の建築に關し適切な指導を行い、國庫補助、起債等の財源確保に努力すると共に、新たに二十八年度より認められます老朽危険校舍の改築補助に付ても本道にこれを均霑せしむべく工夫努力を行いたいと考えています。

道費をもつて負擔すべき旨ろう學校につきましては、新たに函館外二校の寮舎を整備することとし、その必要豫算を計上致しました。

高等學校については、現に工事施行中の札幌北高等學校外四校の校舍の改築を引續き施行すると共に、新たに一己農業高等學校の校舍改築を致すこととしました。

その他緊急を要する防火設備及び屋根工事、その他屋外運動場の擴張を行うと同時に、内部設備につきましても産業教育振興法の活用等によつて、職業教育の向上を圖らんとするものであります。

以上の外高等學校圖書の整備については前年度に引續き二十八年度に於てもこれを行うことと致しました次第であります。

三、三	一四五	第五〇二回北海道起債に關する件	四、三 原案可決
〃	一四六	第五〇三回北海道起債に關する件	〃
〃	一四七	北海道稅務手當支給條例の一部を改正する條例制定の件	三、三一 原案可決
〃	一四八	北海道立自治講習所條例制定の件	〃
〃	一四九	北海道立ブロック建築指導所使用料及び手数料の一部を改正する條例制定の件	〃
〃	一五〇	北海道水産物検査條例の一部を改正する條例制定の件	〃
〃	一五一	北海道港灣及び沿岸水域の工事及び作業取締條例の一部を改正する條例制定の件	〃
〃	一五二	北海道立保健婦學校學院條例の一部を改正する條例制定の件	〃
〃	一五三	札幌醫科大學條例の一部を改正する條例制定の件	〃
〃	一五四	地方寶くじ發賣に關する件	四、三 原案可決
〃	一五五	財産の取得に關する件	同 意可決
〃	一五六	北海道議會議員を選挙すべき各選挙區における議員數條例の一部を改正する條例制定の件	三、三一 原案可決
〃	一五七	北海道立診療所條例の一部を改正する條例制定の件	〃
〃	一五八	北海道職員定數條例の一部を改正する條例制定の件	〃
〃	一五九	昭和二十八年北海道費歳入歳出追加豫算改正する條例制定の件	四、三 原案可決
三、三	一六〇	北海道稅條例の一部を改正する條例制定の件	〃
〃	一六一	オホーツク海暴風浪及びカムチャツカ沖地震による漁業災害復舊資金の融資に伴う損失補償に關する豫算外義務負擔の件	四、三 修正可決



次に運営部面について申し上げます。本道総合開発を推進するに必要な人材を育成する見地より、實業課程の充實に力を入れることとし、二十八年度に於て新たに増加する高等學校の學級について職業課程を重視し、更に従来の普通課程を若干職業課程に轉換致した次第でございます。

次に勤勞青年の教育の普及徹底は特に重視さるべき事項と存じます。これをもちまして二十八年度に於ては、新たに道立高等學校八校に定時制課程を設けると共に、七校の町村立定時制高等學校の新設を認め、なお従来市町村において支辨しておりまして十六校の事件費を道負擔に切替えることと致した次第であります。

更に通信教育の面に於て、従来の機構を根本的に改め、指導員の數を増加してこれを全道十四の高等學校に配置し、惠まれざるこれ等通信教育受講生徒の指導に當らせることとし、その生徒數もこれを従来の三倍に引上げた次第であります。

以上の方針と同時に社會教育の面に於ても勤勞者の教育普及を期するため青年學校成人學校の開設を市町村に勸奨し、特に圖書館活動を一層工夫すると同時に、道内樞要の地に分館を設置し、そこを基盤として附近地帯に活動することの効果的なことを考え、新たに名寄町に分館を設けることと致しました。

その他一般社會教育に關しても『走る公民館』の活動を一層活潑化すると共に、公民館設置を勸奨し公民教育の徹底を期したいと考えております。

次に運営部面に於ける重要事項として教育の資質向上と教育の内容充實を挙げたいと考えます。教員の資質向上については、本道小中學校教員の資格の現状に鑑みこれが是正を圖ることは今日の急務であります。これが爲に從來に引續き認定講習を開催すると共に、教員養成所を充實することと致しました。尤も本道教員の資質の向上は以上の如き方法を以て満足すべきものではなく、進んでこれが抜本的對策を講ずる必要があります。これが爲には道内學藝大學分校の昇格等國の施策に關するものが大部分でありまして、當教育委員會としては引續きこれが實現に努力致したいと考えます。

一面道立研究所に於ては本道に適應せる學校教育、社會教育の原理と技術を理論的に研究し、その理論に立脚して、教科別、學校經營、特殊教育、定時制通信教育、教育指導、教育評價、視聽覺、單複、産業教育等の各種研究集會並びに教員の長期研究派遣等を實施すると共に、一方教育課程の編成、指導資料の作成配付等によつて教育の内容充實を期している次第であります。

更に教員の配置基準等につきましてもこれが向上を圖るべく努力する考えであります。

請 願・陳 情

第一回定例道議會において、各常任委員會に付託された請願、陳情並びに審査の結果はつぎの通りである。

文書 番號	件 名	請 願 者	付託 委員會名	審査の 結果
1	門別町を地域給三級地指定の件	門別町外二名長	總務	採擇
2	月形村町制施行の件	月形村長	同	會議に付するを要せず
3	厚真高等學校（定時制課程）設置の件	厚真村外二名長	文教	採擇
4	函館市に道立高等學校設置の件	函館市外三名長	同	同
5	國民健康保險振興對策に關する件	音更村外四名長	民生	同
6	引揚者收容施設（宿所提供施設）設置の件	廣尾町外一名長	同	繼續審査
7	釧路村に傳染病豫防隔離病舎設置の件	釧路村長	衛生	採擇
8	小樽市清掃事業に對する道費補助の件	小樽市長	同	同
9	道立夕張療養所施設充實の件	夕張市外一名長	同	同
10	芦別町に保健所設置の件	芦別町外一名長	同	同
11	町立芦別病院焼失による結核病棟復舊工事に對し補助の件	芦別町長	同	同
12	室蘭市清掃事業施設に對し道費補助の件	室蘭市長	同	同

次に『僻地教育の振興』について申し上げます。

僻地教育は主として小、中學校に關係いたしますが、これが振興の根本は何としても地元住民の教育の尊重と理解協力でなければなりません。従つて關係地方委員會に於けるこれら學校の物、人兩面について整備、厚遇を勧奨すると同時に、現在結成の機運にある全道的な僻地教育の振興に關する組織と一體となつてこの問題を解決したいと存じます。言うまでもなく、僻地教育振興上特に重要なことは、優良教員の配置であります。このことについては、僻地における教員待遇の裏付けが欠くべからざることを考え、この點からして、一日も速かに僻地手當の改正を實現すべく努力したいと考えてあります。差し當つて本春の學藝大學卒業者の配置についても、從來の都市集中を矯め、郡村にもその配置を實現出来るよう工夫いたしている次第であります。

その他當委員會特に地方事務局の指導の重點を出来る限り僻地に置いて、教育水準の向上に努むると共に、所謂『走る公民館』、『走る圖書館』の活動によつて側面より僻地教育振興に努力いたしたいと考えております。

その他特に二十八年度において認めらるる僻地教員住宅國庫補助についても、能う限りこれが獲得に努むると共に、醫療施設、交通等に關しては、道その他の行政部門とも交渉し善處したいと考えてあります。

次に『新生活運動の普及』について申し上げます。

新生活運動の狙いは、御承知の如く生活機能の合理化による福祉社會の建設にあるのでありまして、青少年及び成人に對しまして、その意欲の喚起と方法の探求を目的とするものであり、道と一體となつてこれを實施いたしている所のものであります。

この見地からして、道の部局に屬する技術的部面を除く一般普及啓蒙部門を擔當しこの運動に参加してその目的達成に努力いたしている次第であります。今後成人教育公民館活動その他の社會教育活動の目標を原則として前述しました勤勞青年の教育擴充と並んで、ここに置いて進みたいと考えている次第であります。

次は『保健體育の振興』について申し上げます。

學校保健としては、先ず市町村教育委員會に對し、兒童生徒の健康管理が適切に實施されるよう、身體検査、學校環境の保健的整備、虚弱兒童教育のための養護塾級の設置、並びに結核性疾患の豫防等に、指導と助言を與えると共に、高等學校生徒に對し、從來に引續き結核性疾患の豫防として健康診斷を保健所と連絡し實行いたしたいと存じます。

28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13
千歳町所在町村道を地方費道に昇格の件	網走市所在市町村道北濱丸万川沿線道路に昇格の件	中札内橋を永久橋に架替工事施行の件	定山溪道路の道道昇格の件	酪農連の借入金資金に對する利子補給及び肉畜集荷資金融資の件	農業團體に消流對策資金融資方の件	馬産振興對策の件	神樂村地區畑地灌漑事業促進の件	小規模土地改良事業推進對策の件(同一趣旨三七件併合)	北村字中小屋地區に道營軌道客土施行の件	桂澤ダム建設工事に伴う開拓住民移轉に關する件	斜里地方畑地かんがい事業に對し道費助成の件	白老漁港築設の件	函館市に水産博物館設置の件	貝取洞村白泉港築設の件	貝取洞村所在平濱港整備の件
千歳外町一長	網走外市一長	中札内外村一長	小樽外市一長	同	北海道上川支體管内土協議會長外一長	北海道上川支體管内土協議會長外一長	神樂外村一長	北海道上川支體管内土協議會長外一長	北村外一長	桂澤開拓地區ダム對策委員會委員長	斜里外町二長	白老村長	函館外市二長	同	貝取洞外三長
同	同	同	土木	同	同	農務	同	同	同	同	農開	同	同	同	水産
不採擇	査査	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	採擇

次に、學校給食については、學校給食の持つ意義使命から見て、これを學校教育の一環としてその改善並びに推進を図ると共に、給食費補助を、二十八年度より郡村にまで擴張することといたしたいと存じます。

次に教員の健康に注意し、一層その健康診断の實施を嚴重すると共に、結核性患者の療養のために教員保養所の運営に付、更に研究を行い、將來の擴充をも企圖してゐる次第であります。

次に學校における保健體育と併行して、社會教育においても道民の健康増進方策として、余暇を善用するレクリエーション・スポーツの振興を図るため、各種體育團體と協力して講習會、競技會等を開催すると共に、全國的大會に代表を派遣するの外、工場礦山等の職場團體とも提携してスポーツの普及に努め、以て道民の體位向上に貢獻したいと存する次第であります。

その他體育關係といたしましては、明年本道に於て施行を豫定せられます國民體育大會に付、道國體準備事務局と協力して、これが受入態勢の整備に努力したいと考えます。

以上の外、高等學校に關しましては、その收容力と入學志願者との狀況に鑑み、更にその擴張充實を図ると共に、市町村立高等學校に付てもこれが道立移管を適當とするものは道財政の許す限度においてこれを實現したいと考えています。

その他教職員の待遇向上についても、今後引續き努力すると共に、公立學校共済組合事業の運営を通じてその福利厚生を圖り、その他教職員互助組合の設立、共済組合病院の本道誘致等福祉の増進に關する組織、施設の實現については、今後一層努力したい考えでありますと同時に、一面教育職員が全體の奉仕者たるの自覺に徹し、教育の向上に貢獻するよう指導を行う考えであります。

○三月十三日、午前十一時四十五分開議、議員の所屬變更に伴う一部議席變更指定、諸般の報告の後、日程に入り、質疑續行、吉田（豊）議員（自）より、①知事の上京運動について、②知事の衆院選舉運動について、③自轉車登録番號標の實施について、④豫算執行と經費の節約について質疑、知事の答辯あつて一旦休憩、午後二時五十四分再開、豫め時間延長の後議事の都合により休憩、午後三時二十五分再開、和平議員（勞）より、昨日の議事進行の發言中、議長の中止命令以後の發言について取消あつた後、田呂議員（改）より、①知事の政治的信念と社會民主主義の道政反映について、②重點政策と投資問題、③道職員の刷新、④

29	函館市湯濱町地先海岸を永久海岸堤防工事として施行の件	函館市議會議長 外一名	土木	採擇
30	貝取灣村白根地内に林道開設の件	貝取村長 外一名	林務	同
31	月形村北農場貯水池地區治山水事業施行の件	月形村長	同	同
32	稚内市に労働會館設置の件	稚内地區労働組合協議會議長 外一名	労働	査續審
33	労働基準法に基く技能者養成に對し助成の件（同一趣旨三件併合）	北海道労働基準審議會會長 外四名	同	同
34	士別町に合成纖維シルクロン工場設置の件	士別町長 外一名	商工	不採擇
35	住宅金融公庫法に基く融資建賣住宅に關する件	北海道住宅金融公庫組合長 外一名	建築	採擇
36	網走保健所をA級に昇格の件	網走市長 外二名	衛生	同
37	留萌港を外米の陸揚港として指定方要望の件	留萌市長 外一名	商工	同
38	天鹽高等學校を道立移管の件	天鹽町長	文教	同
39	天北地方の低品位炭による火力發電所建設の件	幌延村長 外五名	商工	同
40	私立短期大學獎學金交付の件	北海道短期大學長 外十名	總務	同
41	遠別町所在歌越別川を準用河川認定の件	遠別町長 外三名	土木	査續審
42	鬼鹿村所在町村道溫室線道路改良工事に對する助成の件	鬼鹿村長	同	採擇
43	北日本航空株式會社の事業施設費に對し助成の件	北海道商工會議所連合會外二名	商工	査續審
44	釧路湖陵高等學校及び釧路ろう學校災害復舊の件	災害復舊對策本部委員長 釧路市長	文教	採擇

地域給制度の検討、⑤教育行政方針、⑥総合開發の基本調査、⑦農業機械化の限界、⑧中國殘留邦人の歸國對策について質疑、知事、人事委員會委員長、教育次長より答辯、田呂議員より更に豫算委員會等において質疑する旨を述べ、午後四時四十七分散會。

○三月十四日、午前十一時三十二分開議、諸般の報告の後、昨日に引續き質疑續行、舛田議員（協）より、①無所屬知事としての政治的信念、②財政問題特に平衡交付金の豫算見積り方、家畜税、自動車税、舊税法收入について、③道職員の欠員不補充、④起債問題、⑤石狩川蛙鱒流網轉換問題、⑥石狩川廢液處理問題、⑦農業倉庫問題等について質疑、知事總務部長より答辯、舛田議員より自動車税等について再質疑、總務部長より答辯あつて一旦休憩、午後二時十三分再開、岡林議員（社左）より①林務行政特に原木特賣、製材工場の振興、潤葉樹の利用、坑木對策、ブナ材の活用について、②水産振興五カ年計畫について質疑（豫め時間延長）知事の答辯あり、以上にて通告の質疑終了につき、質疑終結について諮り、異議なくそのことに決し、ついで西田（正）議員（改）より日程第一議案第一號乃至第八十九號、第九十九號報告第一號はなお慎重審査の要があるとし、三十一名から成る豫算特別委員會、十五名からなる決算特別委員會にそれぞれ付託の動議を提出、賛成あつて、動議成立、これを諮つてそのことに決し、ついでつぎのとおり委員選任について諮り異議なく、これを決し議案第一號乃至第八十九號及び第九十九號は豫算特別委員會に、報告第一號は決算特別委員會に付託された。

なお、その他の議案は、つぎのように各常任委員會に付託された。

議案第九十號、第七號、第六十六號は建築委員會に
議案第九十一號、第九十三號乃至第九十五號、第八八號、第三十三號乃至第一百十五號、第一百七號は總務委員會に
議案第九十二號、第九十七號は文教委員會に
議案第九十八號、第一百號は民生委員會に
議案第九十九號、第一百十九號は農務委員會に

45	空知支廳管内工業地帶調査實施の件	空知支廳管内町村會々長 外十一名	商工	同
46	燒尻村所在燒尻、白濱線を準地方費道昇格の件	燒尻村長	土木	繼續審査
47	地方費道札幌稚内線月ヶ岡地區の路線變更の件	月形村長	同	同
48	名寄川支流ベンケ川を準用河川に昇格の件	下川町長	同	同
49	植林防除法に基く防除計畫の件	空知支廳管内町村會々長 長野縣山林種苗 協同組合代表者 長岡二	農務	採擇
50	長野縣落葉松苗木買上の件	長岡二	林務	不採擇
51	都市清掃事業の特殊施設及び車両等に對する道費補助の件	札幌市議會議長 札幌市議會議長	衛生	採擇
52	オーソック海暴風浪及びカムチャツカ沖地震による漁業被害の復舊資金の融通に關する特別措置法による道の補償方實施の件	網走町村議會議長 （二件併合）	水産	同
53	生活協同組合の育成助長の件	北海道生活協同組合協議會代表 星正義 外八名	民生	同
54	香深村差閉港の漁港指定の件	香深村長 外二名	水産	同
55	乙部村元和漁港の簡易工事施行の件	乙部村長	同	同
56	農業振興對策の件	指導連會長 外十四名	農務	同
57	網走市に市營による地方競馬開設認可の件	網走市長	同	同
58	町村道菅更芽案線を準地方費道昇格の件	芽室町長 外一名	土木	繼續審査
59	市町村道川西村―池田町高島間道路を道道に編入の件	帶廣市長 外九名	同	同
60	美瑛町を地域給三級地として指定の件	美瑛町長 外三名	總務	採擇

議案第百一號、第百十八號は林務委員會に
議案第百二號、第百三號は衛生委員會に
議案第百四號乃至第百六號は勞働委員會に
議案第百二十號は土木委員會に

次に委員會の議案審査のため、明十五日より二十日まで休會につき
諮り、異議なくそのことに決し、午後二時五十六分散會。

豫算特別委員

天谷平信(協)	外田岩雄(協)
金澤藤吉(自)	大久保和男(改)
西田正一(改)	三浦福督(改)
笠井幸衛(社右)	高橋辰男(社右)
佐藤初吉(改)	田呂善作(改)
朝倉義衛(自)	福島新太郎(自)
岡林歡喜(社左)	宮本仙松(協)
新川輝隆(勞)	池田信孝(協)
森川清(社左)	平野榮次(自)
堀田毅(自)	宮津恂太郎(自)
道下美作(改)	窪田長松(公)
沖野政雄(公)	濱松辰雄(社右)
本多吉江(改)	伊藤弘(自)
桑野秀次郎(自)	中牧保(自)
西村武夫(社左)	高田治郎(社左)
山内廣(勞)	

決算特別委員

川人源市(社右)	坂東浩一(公)
清水三俊(自)	井口ゑみ(社左)

61	幌向村所在道道江別一長沼線中一部幅員擴張工事實施の件	幌向村代表表本喜太郎外七三名	土木	採擇
62	千歳町高等學校を道立移管の件	千歳町外二名	文教	同
63	村立豊富中學校屋内運動場新築工事に對し國庫補助の件	豊富村外一名	同	同
64	札幌市にスポーツセンター建設の件	北海道體育協會	同	同
65	占冠村に道立診療所設置の件	占冠村外一名	衛生	同
66	釧路村に勞働會館設置の件	釧路市太平洋炭礦勞働組合長外三名	勞働	同
67	釧路村所在オビラシケ川改修工事に對し補助の件	釧路村長	土木	同
68	富良野沿線における果樹凍害對策の件	富良野町長	農務	同
69	幌向村所在町村道南十八線道路改良工事に對し助成の件	幌向外二三名	土木	同
70	東旭川村所在ベーパーン路線を村道として開設の件	東旭川村長	林務	同
71	町村道沼田町字恵比島一小平村字達布間道道に移管の件	沼田町外一名	土木	採擇
72	熱郭村貝化石灰事業に對する道費補助の件	熱郭村外二一名	農務	採擇
73	甜菜生産振興に對する道費増額の件	大正村外三名	同	同
74	溜池事業に對し道費補助の件	多度志土地改良區理事長外四名	農開	同
75	佃煮製品強制検査撤廢の件	水工連内北海佃煮協會會長	水産	採擇
76	小島村地内茂草川を道費河川に昇格の件	小島村長	土木	同

和平 千治(勞) 神原 啓量(社左)
 四十榮 助三郎(改) 吉田 定次郎(改)
 多田 輝利(社右) 朝日 昇(改)
 糸川 章夫(協) 六竹 幸次郎(協)
 生久間 貞江(自) 三室 光雄(自)
 大澤 重太郎(自)

○三月二十三日、午後一時四十分開議、三月十七日及び十八日それぞれ岩田(自)、塚田(勞)兩議員參議院議員立候補のための辭職願出あり、同月二十二日及び二十三日それぞれ退職その他について諸般の報告の後、日程に入り、日程第一陳情、請願の審査の件を委員長報告通り決定、日程第二、會議案第二號、北海道議會常任委員會及び特別委員會條例の一部を改正する條例制定の件を原案通り可決、日程に追加し、議案第二百一十一號乃至、第五百五十九號を議題に供し、知事より追加提案の理由について説明を聴取、議長より、議案第三百三十八號、北海道職員研修費條例制定の件については人事委員會、委員長に意見の提出を求めた旨を報告豫め時間の延長をして、午後二時十五分一旦休憩、午後五時二十分再開諸般の報告の後議事に入り、高田議員(社左)より、北海道職員研修費支給の豫算措置について質疑、知事より答辯、高田議員の再質疑、知事より答辯あつて後追加議案第二百一十一號乃至第三百三十九號、第四百一十一號乃至第四百四十六號、第四百四十四號、第四百五十八號及び第五百五十九號は豫算特別委員會に併託、議案第四百四十號、第五百一十一號を土木委員會に、議案第四百四十七號及び第四百四十八號、第四百五十六號を總務委員會に、議案第四百四十九號を建築委員會に、議案第四百五十號を水產委員會に、議案第四百五十二號及び第四百五十三號、第四百五十七號を衛生委員會に、議案第四百五十五號を林務委員會にそれぞれ付託し、つぎに日程に追加決議案第一號、意見案第二號を一括議題に供し、提案者本多民生委員長(改)より趣旨辯明があつて、原案可決、ついで齋藤議員(社右)の衆議院議員立候補のための辭職許可を諮り、これを承認、なお本會議は二十四日休

92	91	90	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80	79	78	77
南尻別村吉岡開拓地の農道新設工事施行の件	廣尾港物揚場高上工事繼續施行の件	廣尾町の漁業用小型無線陸上局設置に對し補助の件	道管發電所の電力を農事電力として供給の件	後志支廳管内沿岸漁村更生策としての漁田事業に對し補助の件	増毛町立高等學校道立移管の件	生田原村灌漑施設工事設計調査に對し助成の件	社會福祉法人北興學園施設整備費に對し道費補助の件	馬傳染性貧血症對策の件	地方費道函館戸井線並びに準地方費道函館、假法華線及び準地方費道假法華、森津線を二級國道に認定要望の件	村道生田原―清里間西四線道路改修工事に對し補助の件	生田原市街裏イクタラ川切替工事に對し道費補助の件	準用河川パロー川改修工事繼續施行の件	今金保健所に齒科設置の件	十勝沖震災による中小企業復舊資金に對し利息軽減、返済期間の延長の件	大島村地内大鴨津川並びに小鴨津川を道費河川に昇格の件
南尻別村長	同	廣尾町長	北海道土地改良協會會長外二名	泊村外三名	増毛町外二名	同	生田原村長	北海道農業共済組合連合會理事	錢龜澤村長外十九名	同	生田原村長	下湧別村長	今金保健所運営協議會長	浦幌村外二名	大島村長
農開	同	水產	商工	農開	文教	農開	民生	農務	同	同	同	土木	衛生	商工	土木
同	採擇	繼續審査	同	同	同	同	同	採擇	繼續審査	同	同	同	採擇	不採擇	繼續審査

會、二十五日再開することを諮り、異議なくそのことに決定して午後六時二十分散會。

會議案第一號

北海道議會常任委員會及び特別委員會條例の一部を改正する條例制定の件

北海道議會常任委員會及び特別委員會條例の一部を改正する條例を、次のように制定しようとする。

北海道議會常任委員會及び特別委員會條例の一部を改正する條例

北海道議會常任委員會及び特別委員會條例（昭和二十二年北海道條例第六號）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中労働委員の定數「十五人」を「十七人」に、建築委員の定數「十七人」を「十五人」に改める。

附 則

この條例は昭和二十八年三月三十一日から施行する。

この條例施行の際現在に在任する常任委員は、第六條第一項本文の規定にかかわらず昭和二十八年三月三十日をもつて、その任期を終るものとする。

知事説明要旨

茲に議題となりました昭和二十七年年度北海道費歳入歳出追加更正豫算案その他につきその大要を御説明申し上げます。

先ず昭和二十七年年度費豫算案につきましては、職員に對する研修費及び國會議員選挙費、中共地區引揚者受入援護費等の當面緊急措置を要する經費並びに國庫支出金起債等の確定に伴う所要の措置を講じた次第でありまして豫算の總額は、

普通會計

四億一千八百十九万圓

特別會計

九百二十三万圓

合計

四億二千七百四十二万圓

となるのであります。

次に普通會計の歳出の主なものについて職員研修費から順次御説明申し上げます。職

108	107	106	105	104	103	102	101	100	99	98	97	96	95	94	93
上川町所在町道愛別村愛山—上川町愛山溪溫泉道路を地方費道に編入の上補修工事促進の件	上川—北見間觀光產業路線開さくの件	地方費道の道路敷地占用料減額の件	喜茂別町所在準地方費道大瀧、俱知安線改修工事施行の件	尻別川改修工事施行の件	町村道函館舊道一號線改良工事に對し道費補助の件	戸井村所在金谷漁港築設促進の件	果樹冷害對策樹立の件	札幌市近郊にアフタケア施設設置の件	（三江、納内、神居各村の果樹凍害對策の件（三件併合））	南富良野村字北落合に道営馬鈴薯原種農場設置の件	北海道大學農學部に農業會計學講座新設の件	地方費道函館—松前線を二級國道認定要案の件	道立釧路療養所施設整備の件	パチンコ入場税減額措置の件	眞狩村字富里に農道設置の件
同	上川町長職務執行者 外一名	同	同	喜茂別町長	龜田 外村長 外四名	戸井 外村長 外五名	北海道果樹協會 々々 外一名	國立札幌療養所 内患者自治會長	三江 外村長 外九名	南富良野村長 外一名	北海道指導農業協同組合連合會長	北海道上川町長	釧路 外市二名	北海道上川町長 合連組合代表野瀬信一	直狩 外村一名
同	同	同	同	同	土木	水産	農務	民生	同	同	農務	土木	衛生	總務	農開
査續審	採擇	不採擇	同	同	同	同	同	同	同	同	採擇	査續審	同	同	採擇

員が自ら進んで研修に努めその資質の向上により、道民全員の奉仕者として一層職務に専念致しますことは、行政の民主的且つ能率的な運営の根幹をなすものでありますのでその意欲を助長いたしますため、道職員に對し研修費を支給することとし、この經費一億三千六百九十五万圓を計上いたしました。

何卒關係條例と共によろしく御審議の程をお願い申上げる次第であります。

次に常關緊急措置を要する經費について申し上げます。

先ず漁業金融對策費において 五千萬圓を計上いたしましたのは、昨年十二月公布施行を見ました中小漁業融資保證法により從來の財團法人北海道漁業共済特別基金を解散して右法律にもとづく北海道漁業信用基金協會を設立することとなりましたのでさきに前者に出資しておりました五千萬圓の還付を受け改めて後者に出資しようとするものであります。

次は農業倉庫對策費についてであります。農産物消流對策上重要な役割をもつ本施設の建設を促進いたしますためこれが補助費として、

六百萬圓を

追加いたしました。

次に本道總合開發の基礎をなす文教施設の一環として、北海道學藝大學の擴充を圖りますことは緊要事でありましたので、これに對する補助金として、五百萬圓をまた、昭和二十五年焼失致しました室蘭工業大學復舊費補助金として五百萬圓北海道大學水産學部整備擴充費補助金として五百萬圓を、追加計上いたしますと共に、

徴税諸費

三百五十一萬圓

納税促進費

八十萬圓

兒童保護委託費

七百八十四萬圓

災害救助費

百八萬圓

道議會費

五百六十萬圓

を計上いたしましたのであります。

次に國庫支出金及びその他の特定収入を伴うものとしたしましては、

主要食糧集荷促進費

一千四百八十八萬圓

農業共済組合指導費

二百九十八萬圓

入植施設費

八百五十萬圓

開拓財産賣渡事務費

四百九十八萬圓

市町村農業委員會費補助

一千百七十八萬圓

陳情

109	上川町所在準地方費道級別旭川線補修工事施行の件	上川町長職務執行者 外一名	土木	採擇
110	石狩町所在町道生振道路を道道認定の件	石狩町外一名	同	査續審
111	開拓保健婦を道職員定數條例に編入の件	石狩市外八三名	農開	採擇
112	琴似町及び石狩町所在屯田新道添排水(安春川)擴張工事施行の件	琴似町外五名	同	同
113	士別町立病院附屬看護婦養護所新設に對し道費補助の件	士別町外一名	衛生	同
114	準用河川茂邊地川改修工事施行の件	茂別村長	土木	査續審
115	町村道札幌村三角、篠路村山口及び苗穂各線を一路線とする道路を準地方費道昇格の件	札幌村外一名	同	同
116	村道下湧別村計呂地若佐市街間道路を準地方費道に昇格の件	下湧別村外一名	同	同
117	中共地城歸還者受入に要する住宅の新設に對する道費補助の件	札幌市議會同僚議員長	民生	同
1	小樽市に勞災病院設置の件	小樽市長	勞働	不採擇
2	道營住宅建設の件	札幌市長	建築	採擇
3	道立室蘭榮高等學校々舎改築並びに移設の件	室蘭市外一名	文教	査續審
4	公民館設置に對する補助の件	日高町村會長	同	採擇
5	日高管内(靜内町)に道立教員養成所設置の件	日高地區教育委員會協議會長 外二名	同	同

災害土木復舊費 七千四百七万圓
 橋梁架換費 一千百万圓
 渉外勞務費 百三十四万圓
 公明選舉推進運動費 五十万圓
 國會議員選舉費 五十万圓
 高等學校産業教育設備費 二百十五万圓
 引揚援護對策費 八十万圓
 兒童福祉施設整備費 三百万圓
 直營診療施設設置補助 一千六百十四万圓
 保健婦設置費補助 二百五十万圓
 結核豫防費 五百六十四万圓
 醫藥品指導研究工場費 百四十九万圓

を追加計上いたしました。

次に以上申述べました歳出需要に見合う歳入といたしましては、
 國庫支出金において 六千八百八十五万圓
 財産收入において 五千十六万圓
 負擔金において 二百二万圓
 特別會計繰入金において 一千二百五十万圓
 道債において 四億一千万圓
 雜收入において 六百三十五万圓

をそれぞれ追加いたしますと共に、
 地方財政平衡交付金において 一億二千七百七十万圓
 寄附金において 四百万圓を

それぞれ減額いたしましたして收支の均衡を圖つた次第であります。

なお道債につきましては政府の追加承認に伴い今回財源振替等の措置を併せて行いましたので御諒承願わしいと存じます。

次は特別會計についてでありますが、
 水産物検査費會計において百九十一万圓を追加いたしましたのは豫備基金運用利子を見合に基金の積立をしようとするものであり、
 また電氣事業費會計において三百九十五万圓を追加いたしましたのは、支柱建設及び原動停留場上屋工事を前年度繰越金を見込んで計上いたしましたのであります。

21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6
馬鈴薯種子更新に関する件	牛乳の集荷費合理化實施の件	農業共済基金に對する共済組合連合會出資金助成の件	根室地方に道營馬鈴薯原種農場設置の件	道財政資金融通の件	養豚事業振興對策の件	農協組織による映畫事業に對し道費助成の件	道立農業協同組合講習所寄宿舎新築の件	國民健康保險醫療給付費に對し道費一割以上負擔の件	舊軍人遺族恩給に關する要望の件	アツツ島同胞遺體調査實施促進の件	生活保護による保護施設(授産場)設置費に對し國費及び道費補助の件	岩内保健所増築工事に對し補助の件	名寄保健所廳舎新築の件	函館市柏木病院(精神病院)を道立移管又は道費助成の件	稚内市清掃事業に對する道費補助の件
山部村農業委員會々々長	長 北海道酪農協會	全國農業共済協會々々長 外一件	根室町根室地方農業振興協議會	長 北海道信用農業協同組合連合會	北海道的種豚生産協會々々長	合 更別村農協組組合長	長 道立農業協同組合講習所同窓會	東京都國民健康保險團體連合會理事長	濱頓別町遺族會々々長 外一名	函館市議會會議長 外一名	和寒町長	岩内保健所運營協議會長 外三名	名寄町七名	函館市長	稚内市長
同	同	同	同	同	同	同	農務	同	同	同	民生	同	同	同	衛生
同	同	同	同	同	同	同	採擇	採擇	查續審	同	採擇	查續審	採擇	查續審	採擇

なお醫科大學費、道病院費、酪農検査費、道有林野事業費、電気事業費、印刷所費、轉貸資金の各特別會計においては、職員研修費支出等のため豫算の追加更正等の措置を講じましたので御諒承願わしいと存じます。

次は昭和二十八年年度追加豫算案についてであります。今回は前年度繰越事業費並びにその後生じた緊急差措き難い経費につき措置いたしました次第でありまして豫算の總額は、

普通會計	五億一千四百五十七万圓
特別會計	七千六百七十七萬圓
合計	五億九千六百四十四万圓

となるのであります。

先ず普通會計の歳出についてであります。昭和二十七年年度において資金、資材その他の事情により昭和二十八年年度に繰越施行する経費といたしましては、

札幌北外二高等學校改築費	四千二百八十万圓
野幌定時制高等學校復舊費	二百一十萬圓
札幌盲學校及び旭川外二ろう學校新改築費	一千八百九十四万圓
苫小牧結核療養所建設費	一千九百五十八万圓
恒久就職対策費	百一十二万圓
道廳々舎増築並びに議事堂仕上り工事費	五千三百十五万圓
職員會館設置費	四百五十万圓
財産費	三百五十三万圓
無線電話設置費	九百十五万圓
種畜場復舊費	四百九十七万圓
道路改良費	三百五十七万圓
河川改修費	三百七十万圓

をそれぞれ追加いたしました。

次に當面緊急措置を要する経費といたしまして、赤平外三町村立高等學校を道立に移管することに伴ひ必要とする経費、

赤平外三町村立定時制高等學校を道立に移管することに伴ひ必要とする経費、	三千八百七十七万圓
追加したのであります。これらの學校は何れも昭和二十八年三月末において道に移管することとしたしこれに伴う經常経費を追加いたしましたのであります。	五百九十二万圓を

追加したのであります。これらの學校は何れも昭和二十八年三月末において道に移管することとしたしこれに伴う經常経費を追加いたしましたのであります。

22	駒ヶ岳山麓農業未開發地域の開發の件	森町長	農開	採擇
23	道有貸付牛導入の件	日高開發推進期成會長	農務	同
24	室蘭港石炭積卸施設増強の件	室蘭外市二名	商工	同
25	幌滿第一發電所の建設資金調達の件	日高總合開發期成會長 (同一趣旨二件)	同	査續審
26	網走市に商工中金支所設置の件	網走外市二名	同	採擇
27	帶廣市に穀物取引所設置の件	帶廣商工會議所	同	査續審
28	釧路商工會館建設費助成の件	釧路外市一名	同	採擇
29	函館市に商工組合中央金庫支所開設の件	函館外市三名	同	同
30	國民金庫公庫函館支所開設の件	函館外市七名	同	同
31	北海道水産物検査所苫前派出所新築方の件	苫前漁業協同組合長外二名	水産	同
32	釧路網漁業の宗谷海區一本化反對の件	枝幸機船底曳漁業協同組合長	同	不採擇
33	水産技術普及事業の豫算化促進の件	道南地區水産技術普及員連絡協議會長三件併合	同	採擇
34	カムチャツカ沖出漁促進の件	日本共産黨北海代表者村上由勝地	同	同
25	十勝沿岸地區を魚田開發基地に指定の件	魚田開發推進協議會長一名	同	同
36	白老村の地域給改訂の件	白老村外三二名	同	同
37	幌別町の地域給改訂の件	幌別町長	同	同

次に過般焼失いたしました

釧路湖陵高等學校災害復舊費

高等學校實習船建造費

北海道遺族會館設置費補助

日米行政協定に基く道路特別整備費

國會議員選舉費

八雲稅務出張所設置費

を計上いたしますと共に、札幌市の都市計畫を推進するため道廳周邊の公宅及び土地の一部と舊三井札幌クラブの土地建物を交換することに伴う、

既設公宅に代る建物の新築又は移築費、

を交換差金を見合に計上いたしました。

また、昨年實施の黄色い羽根募金運動による収益金を道路整備のための機械購入費に寄附の申出がありますので、これを引當として五百五十万圓を計上いたしました。

以上の歳出需要に對應する歳入といたしましては、

財 産 收 入

使用料及び手数料

國 庫 支 出 金

寄 附 金

前 年 度 繰 越 金

雜 收 入

道 債 入

をそれぞれ見込んで收支の均衡を圖つた次第であります。

次は特別會計についてであります、

農産物検査費會計において

電氣事業費會計において

醫科大學費會計において

をそれぞれ追加いたしましたのは何れも前年度繰越事業につき措置いたしましたのであります。

以上は豫算案及びこれに關連する事項につきその概要を申述べたのでありますが、なお詳細につきましては、御質問に應じ私または參與員から御答辯申し上げたいと存じます。

五千四百萬圓
四千五百萬圓
二百萬圓
五千八百八十二萬圓
一億圓
二百七十萬圓
二千八百八十萬圓

二千八百八十萬圓
一千七十六萬圓
一億七千三百八十二萬圓
四千三十七萬圓
一億六千六百六十二萬圓
一千十八萬圓
八千四百萬圓

二百六十一萬圓
一千五十一萬圓
六千二百九十四萬圓

53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38
地方費道黒松内―靜狩線の改良工事施行の件	準地方費道岩見澤―浦臼線中奈井江町地内十五號線道路測溝工事施行の件	奈井江町所在町村道十四號道路改良工事施行の件	知内村字浦元部落地帯の防災工事施行の件	準地方費道旭川和寒線道路改良工事促進の件	鐵道敷設法の改正並びに道南西海岸線(假稱)を同法一別表一敷設豫定線に編入方要望の件	小平村所在町村道改良工事に對し道費補助の件	利禮道立公園施設設置の件	利禮道立公園地區内所在船泊村久種湖周邊道路開さくの件	利禮道立公園地區内所在船泊村―姫沼道路開さくの件	町村道サルシユベツ禮文線間道路改良工事に對し道費補助の件	門別川の河口切替改良工事施行の件	鶴川村町制施行の件	禮文郡船泊村字テフネフを漁田開發基地として入殖地に指定の件	俱知安町を勤務地手當支給地區分「三給地」に改訂の件	芦別町市制施行の件
黒松内村長	同	奈井江町長	知内村外一名長	和寒町外一名長	江差町上野町 檢山鐵道促進期 成合盟會長	小平村長	同	同	船泊村外五名長	黒松内村長	門別町外二名長	鶴川村長	船泊村外二名長	知安出張所長 外一、二名	芦別町長
同	同	同	同	同	同	土木	林務	同	同	同	土木	總務	水産	同	總務
同	同	同	同	採擇	査續 續審	同	採擇	同	査續 續審	同	採擇	會議に付 するを要 せず	同	採擇	會議に付 するを要 せず

何卒よろしく御審議の上適當なる御議決あらんことを切望いたします。

○三月二十五日、午後二時五十分、開議、諸般の報告の後、時間延長をして一旦休憩、午後五時再開、諸般の報告の後、日程に追加し、決議案第二號總合開發調査特別委員會設置に關する決議を原案通り可決、日程第一、議案第二百一十一號乃至第四百十號を議題に供し、宮本豫算特別委員會委員長（協）より議案第二百一十一號乃至第三百三十九號について、中牧土木副委員長より議案第四百十號について、それぞれ審査経過及び結果についての報告があり、委員長報告通り原案を可決、ついで會期を五日間延長し、二十六日より三十日まで五日間休會することを誤り、異議なくそのことに決し、午後五時四十分散會。

昭和二十七年追加豫算案に 對する豫算特別委員長報告

私は過般設置せられました豫算特別委員會の委員長が事故のため代つて去る二十三日本委員會に併託されました案件の中、議案第二百一十一號乃至第三百三十九號の審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本委員會に去る三月十四日設置せられましたや直ちに正副委員長、理事の互選を行い、三月十六日より當初付託の議案を審査中であつたのでありますが、去る二十三日の本會議において追加提出議案も併せて本委員會に付託になつた次第であります。

そこで本委員會は昨二十四日從前からの案件の審査を一時中止致し、併託案件中急務を要する議案第二百一十一號乃至第三百三十九號につきまして審査を行つたのであります。

先ず議案第二百一十一號は昭和二十七年普通會計追加更生豫算案でありまして、その内容は、國庫支出金及び起債の決定に伴う各種事業費の追加更正の外、道職員及び教職員に對する〇・二カ月分の研修費の支給、學藝大學、北大水產學部、室蘭工業大學等三大學の整備擴充期成會に對する補助、農業倉庫建築費補助並びに中共引揚對策費、選舉費等當面急務を要する経費の追加等が主なるものであります。又議案第二百一十二號乃至第二百二十九號の各特別會計追加更正豫算はその會計所屬職員に對する研修

69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54
中小企業相談所に對する道費補助の件	北海道輸出球根組合事業に對し道費補助の件	水産廳北海道鮭鱈孵化場再建整備の件	輸出木材及び道外向潤葉樹製材の検査手数料に關する件	遠別港築設方實現の件	遠別町立病院附屬住宅新設費に對し助成の件	海老桁漁業を増毛地區に許可の件	遠別町地域給二級地として指定の件	遠別川流域地區土地改良の件	遠別町隔離病舎設置に對し道費補助の件	遠別町東野部落に診療所設置並びに救急車購入の件	遠別町に結核病棟設置並びに間接撮影機購入の件	日本國有鐵道納入の枕木検査を民間に移管の件	北海道身體障害者福祉協會釧路支部に對し道費助成の件	釧路市に道立身體障害者更生相談所設置促進の件	石勝線の早期實現の件
北見地方中小企業相談所長四名	大瀧村宇後徳五根組合長	北海道漁業協同組合連合會々々長	輸出木材協會々々長	同	遠別町長	増毛町大字中歇内増毛地區延繩漁業者代表石川又十郎	遠別町外一名	遠別土地改良區理事長	同	同	遠別町長	北海道枕木協會	同	道身體障害者福祉協會釧路支部長	夕張市長
商工	農務	水産	林務	水産	民生	水産	總務	農開	衛生	民生	衛生	林務	同	民生	土木
同	同	採擇	不採擇	採擇	採擇	不採擇	同	採擇	同	同	同	同	不採擇	同	採擇

費及び當面急を要する経費の追加更正であり、議案第百三十號乃至第百三十六號は追加更生豫算に伴う起債關係議案であり、議案第百三十八號は豫て道独自の施策として行つてきた漁業共済基金に對する出資を今回中小漁業融資保證法の施行に伴い新たに設立された漁業信用基金協會に出資を肩替りせんとするものであり、議案第百三十八號は職員に研修費を支給するための條例制定であり、又議案第百三十九號は道廳周邊の舊官舎の一部と舊三井札幌クラブの土地建物を交換し、札幌市の都市計費を推進せんとするものであります。

以上各案件の審議の過程におきまして、中共引揚者受入援費、農業倉庫助成費の見積不足、道税収入、起債寄附金等本年度歳入の見透し、三大學擴充整備期成會に對する補助豫算の提出が年度末切迫して提案された理由等について活潑なる質疑應答が行われた次第であります、各案件とも事情余儀ないものと認め滿場一致を以つて原案の通り可決致した次第であります。

以上付託案件の中只今議題となつた案件の本委員會における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

○三月三十一日、午後二時五十五分開議、豫め時間を延長し、諸般の報告の後、議長より六月二日、英京ロンドンで舉行されるエリザベス女王戴冠式に天皇の御名代として御参列のため渡歐される皇太子殿下に慶祝電報を發した旨の報告があり、なお議事の進行上から會期を四月二日まで二日間延長することを諮り異議なくそのことに決して一旦休憩、午後六時三十分、再開、諸般の報告の後、西田電源開發對策特別委員長より委員會における中間報告に併せ、決議案第三號、幌滿川第三發電所建設促進に關する決議の趣旨辯明をなし、日程に追加決議案第三號を議題としこれを諮り、原案通り可決、なお日程に追加し、議案第百六十號及び第百六十一號を一括議題に供し、總務委員會に付託し、日程の順序を變更し報告第一號、昭和二十六年年度歳入歳出決算を議題に供し、四十榮決算特別委員長（改）より審査の経過及び結果について報告、これを諮り、本案を委員長、報告通り意見を付して認定可決、日程第三、議案第九十號乃至百八號、第百十三號、第百四十七號乃至第百五十三號、第百五十五號乃至第百五十七號を議題に供し順次委員長の報告を求め先ず、議

85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	72	71	70
十勝管内の亞麻耕作に對し道費助成の件	入舂村字野塚に道立診療所設置促進の件	北海道に勤務する公務員の地域給改訂の件	植林地を農用適地として買収反對の件	豊頃村字石神ノ藁別町駒島―上更別市街間町村道を準地方費道昇格の件	國鐵千歳線千歳驛より室蘭本線迫分驛前の鐵道敷設の件	種牡馬購入費増額の件	種牡馬購買費増額の件	教職員に對するへき地給及び單複手當増額實現の件	靜内川電源開發促進の件	稚内市に火力發電所設置の件	道路除雪及び除雪機械整備擴充等の恒久措置實現の件	東鷹栖村地内町村道九線二十號渡邊橋改良工事に對し補助の件	東鷹栖村地内町村道二十號道路改良工事に對し補助の件	東鷹栖村地内町村道十一線道路改良工事に對し補助の件	定時制高等學校に對する電燈料及び燃料費増額の件
十勝農協連合會會長 外一名	入舂村一長	北海道官公廳労働組合協議會代表 長二二二件併合	西定密町字大嶽地番外地山本雄四郎 外十三名	豊頃村二長 外二名	千歳町三長 外三名	日高生產業協連合會會長 外一名	長協同組合連合會會長 外一名	室蘭地區小さい學校PTA代表瀧口十四雄 外一名	日高總合開發期成會々々長	稚内市長	北海道道路利用者會議々々長	同	同	東鷹栖村長	深川高等學校定時制生徒會々々長
農務	衛生	總務	農開	同	土木	同	農務	文教	同	商工	同	同	同	土木	文教
同	同	採擇	同	査續審	同	同	同	同	同	同	同	採擇	査續審	同	同

案第九十號、第七號、第十六號、第四十九號について旭建築委員長(自)より、議案第九十一號、第九十三號、第九十四號、第九十五號、第八號、第一百十三號、第一百四號、第一百五號、第一百七號、第四十七號、第四十八號について、安達總務副委員長(自)より、議案第九十二號及び第九十七號について、糸川文教委員長(協)より、議案第九十六號、第五十號について、松平水産委員長(自)より、議案第九十八號、第九十九號について、本多民生委員長(改)より、議案第九十九號、第一百十九號について宮本農務委員長(協)より、議案第一百一號、第一百十八號、第一百五十五號について、西川林務委員長(改)より、議案、第二百二號、第二百三號、第二百五十二號、第二百五十三號及び第五百五十七號について田中衛生委員長(自)より、議案第四百四號乃至第四百六號について、四十榮労働委員長(改)より、議案第二百二十號、第五百一十一號について、宮津土木委員長(自)より、それぞれ委員会における審査の経過及び結果について報告、議長より各案とも委員長報告の通り決することに異議ないかを諮り、異議なく議案第一百十八號は修正可決、同第五百五十五號は同意可決、その他の議案はいずれも原案可決に決した。次に日程第四、陳情、請願審査の件を議題に供し、本件はいずれも委員長の審査経過報告を省略し、委員会決定の通り決することについて諮り異議なくそのことに決し、午後七時四十七分散會。

電源開發對策特別委員會委員長 中間報告

昭和二十七年七月設置せられました電源開發對策特別委員會の調査経過につきましては、昨年十二月十九日第四回定例道議會に於て中間報告を致したのでありますが、ここにその後の調査経過について御報告を申し上げます。

先ず第一に大夕張川電源開發問題について申し上げます。

夕張川の源泉は日高山脈並びに夕張山脈を根源として本法は概ね夕張地域の中央部

101	100	99	98	97	96	95	94	93	92	91	90	89	88	87	86
自動車税減免措置の件	幾春別河川総合開發事業に伴う開拓農家移轉補償の件	道管軌道客土事業を關係受益團體において施行の件	二十二級鮮魚冷凍魚の貨車運賃割引方の件(二件併合)	三等町労働會館設置に對し道費補助の件	牛馬の家畜税値上反對の件	北海道建材ブロック協同組合に對し五千萬圓の短期流動資金貸付の件	町村に對する公營住宅を道營として設置の件	一と鹽竈檢査除外の件	層雲峽及び湧別地區のセンター施設實施の件	商工行政充實の件	石狩港船舶曳網漁業禁止區域擴張の件	海區漁業調整委員會職員を道職員定數條例適用の件	千歳高等學校夜間課程學級増設認可の件	土地改良事業自己負擔經費に對する所得税控除の件	北海道立農業試驗場宗谷支場整備擴充の件
北海道トラツク協會長 外八名	三笠町一長 外一名	富良野軌道客土事業期成會會長 外三名	小樽市一長 外一名	三笠町一長 外一名	北海道指導連會長 外二名	北海道建材ブロック協同組合理事長	北海道町村會會長	北海道連小樽地區運營委員會委員長	旭川商工會議所會頭	北見地方中小企業相談所長 外四名	連合會會長	榎泉海區漁業調整委員會會長	千歳町一長 外一名	北海道土地改良區連合會會長	農業試驗場設置促進期成會會長 外三名
總務	同	農開	商工	労働	農務	同	建築	水産	林務	商工	水産	總務	文教	總務	同
在續續審	同	同	同	同	採擇	同	在續續審	會議に付するを要せず	採擇	不採擇	同	同	同	同	採擇

を貫流して上流沿岸の山岳地帯は所謂夕張炭田として三菱大夕張、北炭夕張、眞谷地平和各炭礦があり、年産二四〇万噸を出炭し、その他森林資源も豊富であります、その下流は農業面に於て立地條件が最も有利な立場にありながら用水の完全利用が出来ないため、開發の進展を阻害している實情にあるのであります。

これが打開策として同河川の二股及び川端の兩地點にダムを構築し、用水の確保、雪降水期の氾濫の防止を圖ると共に電源開發を實施せんとする多目的な總合開發を企圖しているものであります、これが開發のための總資金は約五十億圓、内電氣部門は三十億圓の巨額に達するものであります。

本委員會はこの夕張川總合開發を促進するため他の事件調査も含みは致しますが、委員會を開催すること十二回この間關係方面に上京折衝すること數回、北海道開發廳、經濟審議廳、農林省、通商産業省、資源廳、大藏省、建設省、衆參兩院等に對し、數次に亘り反復折衝を行つて參つたのであります、以下その經過について少しく申し上げてみたいと存じます。

昨年七月十八日大夕張川電源開發について農林省に對し本議會に於ける決議書を提出し速やかなる開發と同地點の發電部門についてその經營主體を道營にする様要望致したのであります、その際農林省に於ては同地方の大夕張炭礦を經營する三菱礦業株式會社からも發電部門經營希望の陳情がある旨明らかにされたのであります。

しかしながら道が發電部門を最も強く擔當したい意向としては、
一、本道に於ける電力不足の緩和並びに道營電源として道財政に對し寄與すること。

二、夕張地域に於ける未開發資源の開發をすること。

三、夕張地域に於ける融雪又は降雨期に於ける河川の氾濫を防止すること。

四、堰堤貯水池建設により農業用水として毎年六、七、八月には發電を調節しつつ放流し米作の増收を圖る外、工業用水等の需要にも應ずるものであること。

以上の如き高度の公共性ある開發目的を有する事業であります、故に一營利會社に發電部門をゆだねることは危険もあり、且つ又計畫に支障を來す恐れのあることは本道産業經濟に及ぼす影響の甚大である旨を屢々開陳致しましたところ、ようやく道の意向も了解されるやに考えられるに至つたのであります。

しかしながら農林省の言明によりますと、同地點の開發つまり農業用水施設、發電施設箇所については同地區は三菱礦業株式會社の採炭地にして埋藏炭もあり、新規出炭は不能となり、又現採炭中の炭坑内に漏水も豫想されるので、これらの損害に對し

113	112	111	110	109	108	107	106	105	104	103	102
北洋向短波通信施設に對し助成の件	旭川市にアフターケア施設設置の件	昆布森村の通學道路工事施行の件	瀧上町所在準地方費道線、瀧上線線路變更の件	瀧上町所在準地方費道線、旭川線線路變更の件	瀧上町所在準地方費道線、瀧上線線路變更の件	別海村字第二地區の過剩入殖による移轉開拓者に對する措置の件	後志支廳小樽稅務出張所を道直轄の稅務出張所に改組の件	帶廣市に國民金融公庫支所設置の件	帶廣市に商工組合中央金庫支所設置の件	北海道酪農振興計畫(案)改訂の件	國立公園十勝岳に山の家建設の件
函館市漁業協同組合長	旭川市長	昆布森町長 外一名	同	同	瀧上町長	別海村大字平原村字西春別第三農地區富城第三農事實行組合長 外四名	小樽市外一名	同	帶廣市議會議長 外二名	北海道酪農協會 十勝支部長 外一名	上富良野町長
水産	民生	同	同	同	土木	農開	總務	同	商工	農務	林務
同	同	査續審	同	同	採擇	同	査續審	同	同	同	採擇

補償金を三菱から要求されていることの難點が明白になったのであります。

従つて同地方の利水、用水施設を國に於て公共事業費を投入し、道は發電部門を擔當し發電を行うとすれば國及び道はこれらの補償問題を解決しなければ事業の遂行は出來得ないのであります。

従つて、北海道開發廳、經濟審議廳、公益事業局、大藏省に於ても本事業の實施については結局これらの補償問題の解決が第一義であると考えられるに至つたのであります。

さてこの間に於て道及び北海道開發局は相協力して農林省の要請もありましたので同地域内の總合調査を急速に再び開始致したのであります。

この具體的調査の完了を俟つて經濟審議廳の仲介により農林省及び北海道開發廳に於て檢討を加え、開發計畫の農業面實施計畫については大藏省に對し公共事業費支出要求を行い、なお發電部門擔當については道營又は三菱礦業株式會社のいずれかに經營主體が決定される運びになつたのであります。

ついでには昨年七月以來二回に亘つて本委員會は道東京事務所に於て田中知事、藤田議長列席の下に、北海道開發廳岡田次長の幹旋によつて三菱礦業株式會社の首腦部の參集を求めて、大々張川電源開發問題について兩者意見の交換を行つたのであります。

本委員會は三菱側に對し、第三回定例道議會に於て本道電源開發對策促進のため、本委員會が設置された経過と今後の調査計畫について説明を行い、なお道に於ける夕張地域の調査資料と三菱側の調査資料との交換を要望したのでありますが結局三菱側には確固たる資料の持ち合せがなかつたのであります。

その際三菱側の言い分としては、同地域の開發實施に伴う損害補償金を要求すると同時に發電部門の堰堤築設は全部國費を以つて實施し、直接發電のみを三菱は負擔したい意向であることが明らかになつたのであります。

従つて夕張川電源開發の經營主體決定については早急の解決は困難と豫想される實情にあるのであります。

しかしながら、同地點の補償問題等種々デリケートな關係のあることは一應別と致しましても公共事業費による同地域の農業用水施設事業を早急に着手せしめるため、農林省、北海道開發廳に於ては昭和二十八年年度公共事業費要求を大藏省に提案することになりましたので、本委員會はこの線に沿つて大藏省に猛運動を行つて參つたのであります。

その結果昭和二十八年年度公共事業費中より昭和二十八年年度分二千五百萬圓が同地區開發資金として内定されたのであります。

しかしながら北海道開發廳に於ては夕張川開發の全體計畫を確立し、併せて補償問題の檢討が行われ農林省と協議の上發電部門に對する經營主體が近く決定される段階になつてゐる次第であります。第二は幌滿川第三發電所發電工事に對する問題について申し上げます。

昨年七月本委員會設置當初より、東邦電化株式會社からしばしば幌滿川第三發電所發電工事についての融資幹旋又は道營移管の陳情が行われて參つたのでありますが、本委員會が設置せられた電源開發の使命に鑑みまして本問題を取り上げこれが對策を檢討致して參つたのであります。

さて東邦電化株式會社は昭和九年十二月、日高幌滿川に第一發電所八五〇キロワット同十三年六月に第二發電所四〇〇キロワット合計出力四八五〇キロワットを建設し、日高地方住民に大半の電力を供給すると共にその一部の電力を自家工場用として使用して參つたのでありますが、更に昭和二十七年四月同河川に第三發電所出力六〇〇キロワットの建設を着手したのでありますが、工事途中に於て、ダム築設中基礎岩盤が余りに深度のため、コンクリート打設のみでも二萬六千立方メートルの増加となりその他道路、橋梁、發電所工事等物價の値上りのため計畫工事費六億五千萬圓に對し實際豫算八億圓となり豫算超過額一億五千萬圓の不足金を生じたのであります。この超過資金調達については同會社の自力では到底困難であるから道に對し融資の幹旋及び道營移管についてこれが對策を要望して參つたのであります。

なお幌滿發電所の建設動機は名目は自家用發電となつておりますが、實際には日高地方一般電力用としてその大半を供給し、残余を自家工場用に使用する計畫となつてゐるのであります。

さてこれが對策と致しまして昨年十一月二十五日開催の本委員會に於て本問題について協議の結果、同河川を總合的に調査を行うため小委員會を設置し各黨より一名宛計七名の委員を選任して調査を行つたのであります。

ついでには本年一月三十一日小委員會を開催し、東邦電化株式會社手塚社長、日高總合開發期成會長佐々木支願長、様似留目町長、靜内貝田町長、北電小樽山給電課長、富士製鐵大沼電力課長の出席を求め、なお道側より電源開發本部、商工部各關係者列席の下に本問題に對する協議が行われた結果

一、東邦電化株式會社は資本金二億二千五百萬圓で資産總額五億圓を有し、主要生産

振替送電等については事前に通産省、北電の了解を採ること。
(2) 富士製鐵、東邦電化に對する振替送電の條件については改めて打合せをなし決定を行うこと。

以上申し上げました事項が小委員会より本委員会に報告されたのであります。

そこで本委員会としてこれらの小委員会報告に基き理事者の意見を徴しつつ慎重検討を加えた次第でありましてその結果

第一に、小委員会の報告は東邦電化株式会社より提供の資料に基いているが、現實に道管移管の意思を決定するには先に小委員会報告の移管に際し措置すべき事項、即ち資金關係、工事關係について理事者側において嚴密な再検討が行われ確實な見通しを得る必要があるばかりでなく、不足資金一億五千万圓について起債獲得その他の方法により大體の見通しを得る必要があることが明かになつた次第であります。

而してこれらの折衝は執行機關たる理事者が措置することが當然でありますので、本委員会としてそこまでタツテすることなく、爾余の問題は理事者において措置すべきであるとされたのであります。

唯本委員会と致しましては、以上御報告申し上げました諸點より幌満川第三發電所建設工事の早期完成は日高住民の福祉向上、産業の振興ひいては本道總合開發促進のため最も望ましいこととありますので別に幌満川第三發電所建設工事完成促進に關する決議案を提案し、理事者の萬全なる措置を要望することと致したのであります、この點御了承の上、決議案につきまして各位の御賛成を得たいと存するものであります。

以上昨年十二月第四回定例会における中間報告の後における本委員会調査の經過の概要について御報告申し上げるとともに決議案の趣旨も以上の御報告により御了承を賜りたいと存するものであります。

決算特別委員会委員長報告

私は過般設置せられました決算特別委員会の委員長として、ここに昭和二十六年北海道普通會計並びに特別會計諸決算の審査經過及び結果について、その大要を御報告申し上げます。

本委員会は去る三月十四日設置せられるや同日直ちに委員長及び副委員長の互選を行い、越えて十六日委員会を開催、引續き二十六日迄八日間審査を行ったのであります。

すがその間、委員各位におかれましては終始熱心に審査にあたられましたその御精勵に對しまして、衷心、感謝に堪えない次第であります。

先ず審査の方法といたしましては、最初出納長より決算の概要と監査事務局長より決算に對する審査意見の説明を聴取し、次いで帳簿並びに證據書類の調査検討を行いその調査結果に基き各關係參與員の出席を求め委員各位との間に活潑な質疑應答がかわされたのであります。

しかしして付託案件の重要性に鑑み更に八名からなる小委員会を設置し十分なる検討をするなど、去る二十六日の最終委員会迄小委員会を含め、委員会を開催すること前後九回に及び慎重に審議がなされた次第であります。

その結果委員会の意見といたしましては、出納事務の一般的改善については逐次その効果を擧げつつあるものとは認めますが、尙多分に改善の余地があるとして、先ず歳入におきまして昭和二十六年における稅收入は課定額に對して八三・一％であり昭和二十五年の七八・六％に比較しまして四・五％の上昇を示しておりますが、滞納處分執行停止額一億七千五百三十九圓余の課定減額を差引きますときは八一・三％の實質收入率となりこれを昭和二十四年度の八二・六％、昭和二十三年の八七・三％に比較しますると必ずしも良好なる成績とは言ひ難く、道財政上における稅の占むる重要性に鑑み一段の工夫を凝し滞納整理に十分意を拂うべきであるとせられたのであります。

次に負擔金を特定財源とする事業の執行についてはこれが收納と事業の遂行に慎重なる注意を拂ひ有機的運営を圖るべきであるに拘わらず件數において四十九件、金額にして三千五百九十四萬圓の未納金がありながら歳出豫算を執行したことは誠に遺憾であるとせられたのであります。

次に各種機械の貸付料については、その償還年次に基き確實なる收納を圖るべきであるにかかわらず、多額の未償金額があるばかりでなく中には昭和二十四年度貸付の當初より一回も償還がなされぬものがある等は失當というべく速かにこれが償還の措置を講ずるよう知事に警告をいたす次第であります。

次に各種手数料の未收入申犬の登錄手数料等については、町村が保健所の委託を受け徴収したるものを包藏しており年度内收入の熱意を欠くものと指摘せられ、その善處が要望せられたのであります。

次に公報收入中教育委員會發行の公報收入は、本年度課定額百六十九萬三千圓に對し僅かに三萬七千二百五十圓收入したのみで何等收納の手續きが履行せられておらな

いことは誠に遺憾とするところであります。

次に歳出について申し上げます。

第一に専門委員に對し報酬を支拂わず、他の事務を囑託することによつて囑託給を支給していることは妥當な措置とは認め難いので、經濟情勢に即應した、専門委員の報酬支給條例改正等の措置により速かに是正すべきであるとせられたのであります。

次に職員多期レクリエーション執行にあたり、これが経費を本來の職員教養費に不用額を残しながらあえて他の費目より支出整理したるは經理杜撰と言ふべく、あくまで正當科目支出を勵行すべきであると注意せられた次第であります。

次に食糧費の支出はその本質に照し支出區分妥當と認め難いものがあるばかりでなく通信運搬費その他より食糧費に流用しているものが散見せられたのであります。斯る費目流用は誠に慎むべきであるとせられたのであります。

次に電力調整施設費においてジーブ購入費を他費目に流用し、しかも昭和二十七年において購入したることや更には觀測所及び詰所設置工事請負費八十万圓中七十七萬圓余を目的外に流用したるが如きは豫算施行上誠に遺憾であり、失當であると指摘せられたのであります。

次に農業改良普及事業調査のための渡米者に對し豫備費より補助金支出がなされているが何等の補助条件も附さず又公立學校共済組合定山溪保養所建設費に對し四百萬圓の交付がなされているが、同保養所は翌年度において完成したものであり、地方自治法においても前金拂制度について認めているとは云え具體的な補助指令条件なきは誠に遺憾であり速かに補助条件に關する規則の制定が必要と認められたのであります。次に機械及び車輛購入に際し數名の事務吏員が檢収に當り技術吏員たる立會人に記名捺印せしめぬことは規則に違背しないまでも、物品購入上の万全な措置とは言ひ難いので適當なる手續改正を行うべきであるとせられたのであります。

次に道立病院特別會計について申し上げますが、同會計は年歲一般會計よりの繰入れにより辛うじて收支の均衡を得ておりますが獨立採算の建前上、十分なる檢討を加え經營の合理化を圖るべきであるとせられたのであります。

最後に決算の提出時期について申し上げますが、地方自治法においては普通地方公共團體の出納は翌年度の五月三十一日を以て閉鎖し、團體の長は決算及び、證據書類を監査委員の審査に附し、その意見とともに次の通常豫算を議する會議までに議會の認定に附するよう規定しておりますが、決算の審査を慎重ならしめるために遅くも豫算會議の前の議會において認定に附することのできるよう、決算事務の促進を圖るべ

きであると要請せられたのであります。

よつて本委員會におきましては、結論として別紙御手許に配付の報告書の通り、以上指摘の諸點及び監査委員の審査意見に指摘された諸點について知事並びに出納長は速やかに適當なる措置を講ずべき旨の意見を付し、報告第一號昭和二十六年度北海道歳入歳出決算等に關する件はこれを認定すべきものと決定した次第であります。以上本委員會におきます審査の経過並びに結果について御報告申し上げた次第であります。

決算特別委員會決算審査報告書

三月十四日本委員會に付託された報告第一號昭和二十六年度北海道歳入歳出決算等に關する件を審査の結果、左記の意見を附して認定することに議決したから報告する
昭和二十八年三月二十六日

決算特別委員長 四十榮 助三郎

北海道議會議長 蔭田 余吉 殿

記

一、決算提出の時期について

地方自治法においては、普通地方公共團體の出納は翌年度の五月三十一日をもつて閉鎖し、團體の長は決算及び證據書類を監査委員の審査に付しその意見を附して次の通常豫算を議する會議までに議會の認定に付するよう規定しているが、決算の審査を慎重ならしめるために遅くも豫算會議の前の議會において、認定に付することのできるよう決算事務の促進を圖るべきである。

二、豫算の執行について

(1) 食糧費の支出状況を見るに、その本質に照し支出區分において妥當と認めがたきものあり且つ又通信運搬費等より食糧費に流用したのも散見せられたが、斯る費目の流用は誠に慎むべきであると認める。

(2) 専門委員に對し條例所定の報酬を支拂わず他の事務を委嘱して囑託給を職員費の職員手當より支給していることは、妥當な措置とは認め難いので、専門委員報酬支給條例を改正し、支給の適正を期すべきである。

(3) 補助金の交付に當つて、何らの條件を附さず個人に多額の支出をなし然もこれを豫備費をもつて充當したることや建築物の補助金において着手早々竣工期限の

條件を附さず全額交付したことは失當甚だしきものと認める。爾今前金拂をなすことあるを豫想しこれが條件に關する規則を制定する必要ありと認める。

(4) 機械及び車輛の購入に當つて、數名の事務吏員が檢收に當り、立會人の鑑定に期待したとはいへ、同立會人に記名調印をなさしめぬことは、規則に違背しないまでも萬全の措置とは認め難い、速かに規則の改正を行う必要があるものと認める

(5) 豫算執行に際し當然支出すべき費目に不用額を残しながら他の費目より支出したものであるがこのような措置は失當と認める。

三、右に指摘した點及び監査委員の審査意見において違法又は失當の措置と指摘せられたる條項に對しては知事及び出納長は速かに適當な措置を講ずるは勿論爾今充分に注意すべきである。

決議案第一號

民生委員長 本多 吉江君提出

北海道遺族國庫債券の道費による資金化に關する決議

本道における戦傷病者戦歿者遺族等援護法による申慰金の支給を受くべき遺族は六万世帯、金額にして約三十億圓となる見込みであるが、これら遺族中の相當數は戦後七年間國家的災厄を一方的に押しつけられ、混亂せる經濟事情下にその生計は苦難を極めてゐる現状にある。

なかんずくこれら遺族の中約二割、一万二千世帯の者は早急債券の資金化を行い、生活再建の方途を講ずる必要があるにも拘わらず、昭和二十七年においては國民金融公庫及び國の買上を合して本道には僅かに千五百世帯の割當があつたに過ぎず更に二十八年度は目下の處全く見透しの立たない事情におかれてゐる。

かくては資金化を急ぐ大部分の者はその途を閉ざされ、このまま放置する場合はいたずらに民間業者、金融業者の好餌となり法の精神は蹂躪され不測の社會問題をも惹起する虞れなしとしない。

依つて特に生活困窮遺族、要保護世帯を對象として戦傷病者、戦歿者遺族等援護法第三十七條及び同法施行令第五條により道費をもつて最も近き時期において速かに資金化措置を講ずべきである。

右決議する。

北海道議會

決議案第二號

總合開發調查特別委員會設置に關する決議

右別紙案文の通り提出する

昭和二十八年三月二十五日

議員		議員	
立原 耕平	同	旭 佳明	同
坂東 浩一	同	平野 榮次	同
西田 正一	同	山内 廣	同
森川 清	同	道下 美作	同
棚川 忠雄	同	笠井 幸衛	同
天谷 平信	同	林 謙二	同
三室 光雄	同	濱森 辰雄	同
西村 武夫	同		

北海道議會議長 時田 余 吉殿

總合開發調查特別委員會設置に關する決議

一、本議會に十五人の委員を以つて構成する總合開發調查特別委員會を設置する。

二、本委員會は

- (一) 本道の總合開發に關する計畫の樹立及びその實現に必要な調査を行う。
- (二) 各常任委員會所管の總合開發關係事務について連絡調整を行う。
- (三) 本委員會は議會において調査終了を議決するまで繼續存置する。
- (四) 本委員會は調査のため必要あるときは關係人の出頭及び記録の提出を求めることができる。
- (五) 本委員會に要する經費は昭和二十八年度中五十万圓以内とする。
- (六) 北海道議會開發審議會規程(昭和二十五年七月十九日議決)は廢止する。

決議案第三號

電源開發對策特別委員長 西田 信一君提出

幌滿川第三發電所建設促進に關する決議

幌滿川第三發電所(出力六千キロワット)は昭和二十六年四月東邦電化株式會社の自家用電力確保を主目的とし、工事費六億五千万圓内五億五千万圓を同社の借入金により着工したものであるが、工事中途において基礎岩盤が豫想外に深度のため更に一

億五千万圓の工事費の追加を要し、これらの資金調達には同社の資本金二億二千五百万圓に比し相當過大なる負擔となつて、同發電所建設工事の完遂が危ぶまれる事態を招来している。

續つて東邦電化株式會社の滿庵鐵等の生産物は本道總合開發上重要な役割を果しているばかりでなく、三石町以東の日高住民の生活と産業は凡て同社の自家發電たる幌瀨川第一（出力八百五十キロワット）同第二（出力四千キロワット）の電力より北電を通じて常時三千三百二十キロワットの供給を受け辛うじてこれを辨じているため、電燈電力に甚だしい電壓低下を來し且つ新規需要は全く停止されて、同地方住民に重壓を加えている實情にあり、これが打開はかかつて幌瀨川第三發電所の完成に期待せざるを得ない状況である。

依つて速かに道當局は幌瀨川第三發電所建設工事について實態を調査し、これが完成促進のため万全の方途を講ずべきである。

右決議する

意見案第一號

商工委員長

北海道議會
宮坂壽美雄君提出

留萌港を貿易港として存続に關する意見書

一、北海道西北部における貨物集散の門戸たる留萌港を貿易港として存続せられるよう措置を講ぜられたい。

（理 由）

本道における主要貿易港の大半は西南部及び東部にあるため西北地方の豊富な資源と沿岸一帯の海産物の移出は多く留萌港に依存しており、同港は同地方開發の上に重要な役割を果しつつあるが、留萌港は開港以來移出入のみならず貿易港として逐年發展の趨勢をたどり戦前の昭和十四年において約二万トンの貿易實績を擧ぐるに至つたのである。

然るに戦後貿易の再開を見たといえ、國際貿易の規模縮小、海外市場の變化等種々の事情により我が國の貿易は未だ戦前の域に達せず、これを本道について見るとき戦前最盛期に比較し、その回復率は四七・七％に過ぎない。

このような状況の下におかれつつも留萌港は貿易港としての機能を果すべく港灣の整備擴充に努力しているが、昭和二十五年はシヤム米一千五百トン五千九百万圓

の輸入、翌昭和二十六年にはラワン材六千石一千四百萬圓の輸入實績で關稅法の規定する貿易實績を確保することは遺憾ながら不安定の状態にあり、本年（五月まで）において法定の二千五百万圓の實績を収めることができない場合は貿易港の指定を取消されるの已むない状況下におかれている。しかしながら本道の總合開發上奥地資源の開發及び輸送或は沿岸一帯の海産物輸送振興の將來を慮はかるとき留萌港の開發を取消すことは本道開發に重大なる支障となることが憂慮せられる。

よつてこの際留萌港を外米及び外麥の陸揚港として指定する等の措置を講じ貿易港として存続せられるよう要望するものである。

右地方自治法第九十九條第二項の規定により提出する。

北海道議會議長 時田余吉

大藏大臣

農林大臣

食糧廳長官

各通

意見案第二號

民生委員長 本多吉江君提出

中共殘留邦人引揚援護に關する意見書

今次中共殘留邦人引揚に伴う北海道定着者に對する應急家財特別配給事業に對する補助並びに引揚住宅の坪當り單價及び補助率等の引き上げ措置を講ぜられたい。

（理 由）

今次中共地區殘留邦人引揚開始に當り北海道への定着者は總數の約七パーセント七百世帯二千二百人を豫想せられ、これが受入體勢については國の指示に基きその万全を期している。

而して本道定着者は氣象的、地域的惡條件が伴うため住宅及び家財等の出費は本州各府縣に比し著しく増嵩を余儀なくされる状況である。即ち本道定着者は採援用スト一ブ、ゴム長等、本道特有の生活家財を必要とするため應急家財費において、本州各府縣より相當多額の經費を要するばかりでなく、更に引揚住宅についても積雪、寒冷等の事情より坪當り單價最低三万圓は絕對必要とする處であり且つ、補助率についても道及び市町村の財政事情等より國の責任において八割以上の補助を必要とする實情にある。

よつて中共引揚者受入の方全を期するため、北海道定着者に對し應急家財特別配給

事業に對する補助並びに引揚住宅の坪當り單價及び補助率等の引上げを要望するものである。

右地方自治法第九十九條第二項の規定により提出する。

北海道議會議長 蒔田余吉

厚生大臣
大藏大臣
引揚援護廳長官
各通

常任委員會

議會運營委員會

○三月五日、午前十時三十七分議長室において開議、先ず委員長より緊急質問の通告があつた旨を報告、この取扱ひについて諮つたが意見がまとまらず、午前十一時五分一旦休憩、午後一時三十七分再開再びこれについて協議したが結局大多數が緊急と認め難いとの意見であり代表質問に入る前の緊急質問は行わないことに決した。

次いで議事日程について協議

一、本會議は午後二時四十五分開會

イ、諸般の報告

ロ、釧路湖陵高校焼失について教育次長の辯明

ハ、繼續審査中の議案第五十九號及び新たに提案された議案第百十號乃至同第百十二號の審査

ニ、代表質問

一、代表質問の順位は、自由黨、改進黨、社會黨（左）、協同クラブ、社會黨（右）、公正クラブ、勞農黨とし、その進行については議長一任とする。

以上のことを決して午後二時三十七分散會。

○三月六日、午前十時二十七分、議長室において開議、先ず本日の代表質

問の實施豫定を午前中一名、午後二名の三名と決し、次いで任期満了に伴う常任委員の組替問題及び決議案、意見書案の取扱ひ方について諮つたが、研究を要するものとして次の議運まで持越すことに決した。次いで議長より休憩、散會宣告前の離席、乗用車利用等に關して要望するところがあり、是正方について申合せを行い午前十時四十六分散會。

○三月七日、午前十時三十八分、議長室において開議。

一、本日の會議は保安廳長官の來道等諸般の都合により代表質問一名とし開會は午前十一時とする。

一、教育委員會に對する質問は、委員長非常勤の實態から早目に通告をすること。

一、共產黨支部より、スターリン首相死去に際し、道議會の弔辭を願いたいとする件は前例もないことであり、これを行わずその旨議長よりよく取り取りはからう。

以上のことを決し、午前十時四十九分散會。

○三月九日、午前十時四十四分、議長室において開議、先ず議事日程について協議、本日は代表質問、宮北議員（協）の再質問を入れ四名を豫定午前十一時開會。午前中は宮北議員の再質問外一名を實施する。次いで議長より木村保安廳長官との面接經過についての報告があり、本會議が午後四時頃までに終了した場合會長會議を持つこととし、午前十時五十分散會。

○三月十日、午前十時三十八分、議長室において開議。

一、「義務教育學校職員法案反對のための實力行使について」の林議員（改）の緊急質問の取扱ひについては各黨ともに黨議に付した上、決定したいとのことであり暫時保留する。

一、常任委員の組替及び決議案、意見書案等の取扱ひについて各黨は早急に意見を取りまとめるよう協力する。

一、開發廳谷口次長の來道に伴い、明日の本會議は午後一時開會する。午前十一時十八分休憩、午前十一時四十四分再開。

一、林議員の緊急質問の取扱いは、大多数が賛成であり、これを許すことに決定。

一、議事日程

1 本會議は午後一時開會。

2 林議員の緊急質問。

3 意見案第一號の上提、審議。

4 一般質問（四名を豫定する）

一、明日の議運は午前十一時開議する等を決して、午前十一時五十八分散會。

○三月十一日、午前十一時四十二分議長室において開議、先ず日程について、本會議は午後一時開會、一般質問の續行とし質問者は四名を豫定することを決し、次いで議長より教育委員會より教育行政方針の説明について申出のあつた旨を報告、この取扱ひについて諮つた結果用意の整ひ次第實施すること及び今後共實施するよう取扱うことと決して午前十一時五十五分休憩。

午後三時五十二分再開、本會議における定足數の確保、議員宿舍の設置實現方等について申合せを行い午後四時七分散會。

○三月十二日、午前十時四十五分、議長室において開議。

一、本日の本會議は一般質問の續行とし、質問者は五名、午前中一名、

午後は先ず二名を行い一旦休憩後残り二名を行う。

一、一般質問は明日をもつて終了のことに豫定する。

一、豫算、決算特別委員會を設けることとし構成は豫算特別委員三十一名、決算特別委員は十五名とする。

一、委員の各黨割當人員は豫算特別委

自由黨一〇、改進黨七、社會黨（左）四、協同黨三、社會黨（右）三

公正クラブ二、勞農黨二、計三一

決算特別委

自由黨四、改進黨三、社會黨（左）二、協同黨二、社會黨（右）二

公正クラブ一、勞農黨一、計一五

とし委員氏名を明朝議運まで報告する。

一、本會議は、午前十一時二十分開會。

先ず教育長より教育行政の方針を説明、次いで一般質問に入る。以上のことを決し午前十一時九分休憩、午後三時四十一分再開。

本會議中和平議員（勞）が議事進行について發言し議長の制止に従わず議場混亂した事件について諮つたが、意見がまとまらず黨において協議することとして午後四時十二分一旦休憩、午後四時十六分再開したが意見まとまらず午後四時二十九分再び休憩、午後五時五十五分再開、本問題については一身上の辯明のためにもなお速記録を調べねばならず時間的にも永くなるので、明日に持越すこととし、本日は知事の答辯を済ませて散會することと決して午後五時五十二分散會。

○三月十三日、午前十時五十六分、議長室において開議。

一、舩田議員（公）の協同クラブへの黨籍變更に伴う議席の變更を決定

一、右に伴う豫算特別委の黨割當人員の變更については、關係黨とも黨議にかけた上對處したいとの意向であり一時保留。

一、本日の個人質問者を吉田（豊）（自）、田呂（改）、舩田（協）、岡林（社左）の四議員と確認、本會議の開會を午前十一時三十五分、午前中の質問一名と決した。

なお昭和二十七年年度追加豫算の提出時期見通しについて、總務部長の意向を質し、この結果十九日本會議を持つことを決して午前十一時二十七分一旦休憩、午後一時四十二分再開。

一、和平議員（勞）の發言問題については、和平議員より議長制止後の發言を取消することで了承本會議再開劈頭この取消を行う。

一、舩田議員（協）の黨籍變更に伴う豫算特別委割當自由黨一名減については、自由黨より異議なく、自由黨九、協同黨四と決定。

一、本日再開の本會議は、質問、田呂議員一名とし、明日午前中二名を終わらせるようにする。以上のことを決して午後三時十三分散會。

○三月十四日、午前十時五十八分、議長室において開議、先ず本會議の日程を個人質問の續行とし、午前中質問者外田議員（協）、午後岡林議員（社左）の二名と決定、次いでさきに決定した本會議再開日の變更について諮り事情止むを得ぬものとして、二十三日再會のことに變更、豫算、決算兩審査特別委員會設置の動議を改進黨議員より提出することとし、午前十一時二十分本會議再開會と決して、午前十一時九分休憩、午後一時二十七分再開。

先ず議案の各委員會付託區分を諮り、これを決し次いで常任委員改選に伴う委員會の組合せにつき意見を求め、自由黨よりA・B二案を提示したが黨議に諮つて、更に検討することとなり、決議案、意見書案の取扱ひ區分を原案通り決定して、午後一時五十一分休憩、午後三時四十分再開、休憩前に引續き常任委員會の組合せについて協議、この結果

一、自由黨提案の左のA案と決定する。

（總務）（文教）（農務）（水産）（土木）（商工）
（衛生）（民生）（林務）（農開）（労働）（建築）

一、各黨割當について、調整を要する委員數の取扱ひについては、算術平均で割當てた場合の超過分となるものから早く決め、まともでないときは抽籤で決する。

ことを決定次いで

一、三月十六日正午議運を開會する。

一、開發審議會及び電源開發特別委員會について各黨ともに検討する。ことを申合せ午後四時十分散會。

○三月十六日、午後零時四十四分、議長室において開議、常任委員の割當を議題とし、協議を行つたがまともらず一旦休憩、午後一時四分再開、話を進めたが結論を得ず午後一時五十分再び休憩、午後二時二十分再開、話合の結果算術平均による割當表について、次の通り調整を決定。
一、勞農黨は農務及び林務委員各一名を供出し、社會黨（左）がこれを受入れる。

一、社會黨（右）は農務、林務、商工及び建築委員各一名を供出する。
一、協同クラブは商工、建築、文教及び民生委員各一名を供出する。
一、自由黨は右の中農務、林務、商工、建築、文教及び民生委員各一名を、改進黨は、商工及び建築委員各一名を、それぞれ受入れる。
これを確認して午後二時二十五分散會。

○三月二十三日、午後零時十分、議長室において開議。先ず一、北海道議會常任委員會及び特別委員會條例の一部を改正する條例制定の件を提案する。

一、豫算審議の現況から定例會は年度内に終了する。
一、右に伴い委員會條例改正案の日付は、任期満了日を三月三十日とし施行日を三月三十一日とする。

以上のことを決し次いで、岩田留吉（自）、塚田庄平（勞）兩議員の參議院議員立候補のための辭任確定を報告、追加議案につき文木總務部長の内容説明を聴取、議事日程を確認し本會議を午後一時三十分開議することにして午後零時五十五分休憩。

午後四時六分再開。

先ず決議案第一號及び第二號の取扱ひ方について諮り、異議なくこれを提出することに決し次いで、齋藤正志（社右）議員、衆議院議員立候補のための辭職許可を諮り異議なく、本會議を午後四時三十分再開。1追加議案の付託、2決議案及び意見案の審議、3議員辭職許可と日程を確認、午後四時十五分散會。

○三月二十五日、午後一時七分、議長室において開議、會期延長について諮り、會期を三月三十一日まで延長し、再開日を三月三十一日とすることに決し次いで大要次のことを決した。

一、議事の進行上委員會として、豫算特別委員長に對し、三月三十一日までに審査を終了するよう申入れる。
一、總合開發問題に對處するための機構、構想については各黨、黨議の結果により本會期中に決定する。

一、常任委員會の開會中における活動の取扱い改善についても黨議をまとめた上更に検討する。

午後一時五十分休憩。午後二時三十七分再開。

休憩前に引續き、總合開發問題に對處する機構設置の問題について協議を行つたが、結論を得るに至らず、本會議開議のため午後二時四十五分休憩、午後三時三十七分再開。

休憩前の問題について協議、この結果

一、現在の北海道議會開發審議會を廢し新たに總合開發調查特別委員會を設置する。

一、この特別委員會の構成は委員十五名とし、本道の總合開發に關する計畫の樹立及びその實現に必要な調査を行い、各常任委員會所管の總合開發關係事務についての連絡調整を行う。

一、この委員會は、議會において調査終了を議決するまで繼續存置し、調査のため必要があるときは關係人の出頭及び記録の提出を求めるところができる。

以上のことを決定、次いでこの決定に基づく委員會設置に關する決議案を本會議において議決することとした。

次いで議員五名以上を單位として交渉團體を認め議運に對し一名の委員を出している現在の申合せについて議運の性格からこれを改めたいとする意見を諮つたが、なお黨議に附し検討を要するものとして、三月三十一日の議運まで、これを保留して、午後四時五十九分散會。

○三月三十一日、午後零時五十六分、議長室において開議、議案、決議案等の取扱い並びに會期について諮つたが、各黨の黨議を経て決するを適當と認め午後一時五十二分一旦休憩、午後五時二十三分再開。

議事運営について

一、電源開發對策特別委員長中間報告。

一、決議案第三號「中共地區殘留邦人歸國交渉團に對する感謝決議」の上提は見合せ決議案第四號「幌滿川第三發電所建設促進に關する決

議」を繰上げ、決議案第三號として提案する。

一、追加議案第六十號及び同第六十一號を總務委員會付託とする。

一、決算特別委員長審査報告並びに議決。

一、付託議案に對する各常任委員長の審査報告並びに議決。

一、請願、陳情審査の件。

一、會期は四月二日まで延長し、明四月一日は休會、四月二日再開とする。

一、本會議は午後六時再開する。

一、會議案第二號「電源開發對策調查經費に關する件」は撤回する。
以上のことを決し、午後五時二十九分散會。

總務委員會

○三月二十三日、午前十時三十分第三委員長室において開議、西田（信）委員長（自）より昭和二十七年追加豫算案及び昭和二十八年追加豫算案に對する説明の聴取について諮り異議なく、財政課長の説明を聴取、これについて、高田委員（社左）より研修費について、桑野委員（自）より道營灌漑排水工事費及び道營軌道客土事業費の起債について、安達委員（自）より研修費の財源措置について、桑野委員より更に遺族會館校舍建築費及び繰越事業費について、委員長よりは學校建築様式について、それぞれ疑義の點を質し應答あつて午後零時散會。

○三月二十五日、午後一時三十分、副議長室において開議、付託議案及び請願、陳情の審査に入り、議案第九十一號及び第九十三號乃至第九十五號、第九十八號、第九十三號乃至第九十五號、第九十七號、第九十七號、第九十八號、第九十六號は原案通り決定、請願第一號外六件は採擇同第二百九十號外六件は保留、同第二號外三件は、會議に付するを要しないものとして處理、又陳情第三十六號外八件は採擇、同第二百九十五號外八件は保留、同第三十八號外十五件は會議に付するを要しないもの

として處理することにそれぞれ決定して午後二時三十分散會。

文教委員會

○三月十三日、午後五時十分、第一委員室において開議、糸川委員長(協)より、高等學校移管問題について知事との折衝経過報告があつて、暫時休憩、休憩中に義務教育學校職員法案反對の意見書提出について協議、午後五時四十五分再開、本問題についてはなお検討を要するものとして午後五時五十分散會。

○三月二十三日、午後零時二分、第三委員室において開議、屋内體操場建設補助及び老朽危險校舍改築費の豫算折衝のための上京委員について諮り林副委員長(改)を三月二十四日より七日間派遣することに決し、午後零時五十分散會。

○三月三十一日、午後二時、第一委員室において開議、付託議案及び請願陳情の審査に入り、議案第九十二號、及び第九十七號を原案の通り可決することに決定、次いで請願第三號外十七件を採擇、同第四百十八號を保留、同第三十二號外三件は會議に付するを要しないものとして處理することとし、陳情第四號外八件は採擇、同第三號外五件は保留、同第二百八十七號外三件は會議に付するを要しないものとして處理することを決定して、午後二時四十五分散會。

水産委員會

○三月二十四日、午前十一時十五分、第三委員室において開議、付託議案及び請願の審査に入り、議案第九十六號及び第五百十號は原案通り可決、請願第十三號外七件は採擇、同第七十五號外一件は保留とそれぞれ決定、ついで水産部長よりオホーツク海漁業災害の復舊資金に伴う損失補償に關し説明を聴取、午後零時三十分散會。

○三月二十八日、午前十一時五分、第三委員室において開議、付託請願、

陳情の審査に入り、請願第二百二號は採擇、陳情第三十一號外八件は採擇、同第六十三號外二件は不採擇にそれぞれ決定、ついで水産部長よりオホーツク海漁業災害に伴う特別措置法に關する道補償分についての説明を聴取、新川委員(勞)より本件の早急實施、及び北洋漁業の健全なる運営指導について要望、また、金澤委員(自)より水産技術普及員の豫算及び簡易港灣工事の補助、並びに浅海増殖施設の豫算について質疑、水産部長より答辯あつて、午前十一時四十分散會。

民生委員會

○三月六日、午後一時三十分、第三委員室において開議、冒頭小樽市代表より投產場、保育所、児童相談所等の小樽市設置方についての陳情を聴取、次いで緊急事項について質疑に入り、井野委員(社左)より遺家族援護問題について、本多委員長(改)より浮浪者收容施設明惠院及び母子寮すずらん寮の運営について質問を行い、民生部長及び社會課長よりそれぞれ答辯あつて後、新川委員(勞)より更に疑義の點を質し午後二時二十分散會。

○三月十四日、午後零時四十分、第三委員室において開議、先ず井野委員(社左)より恩給法改正に伴う軍人軍屬恩給に關し遺族援護の強化及び遺族國庫債券資金化についての意見案についてそれぞれ説明があり、前者の取扱について勢田(自)、大島(改)、新川(勞)の各委員から黨議に諮つてからにしたい旨の發言があり委員長よりこの旨を諮つて本案は、後刻更に検討することとし後者については、賛成もあり三浦委員(改)より債券交付時期の遅延について、委員長より市町村における事務手續の進捗度合について、勢田委員より處理狀況について、それぞれ質疑があつて民生部長、社會課長の答辯の後、取上げること決定案文の起草を委員長に一任した。次いで新川委員より中共よりの歸郷者出迎えについて發言があり、委員長よりこれを諮り異議なく出迎えのため委員を派

商工委員會

遺することに決し、人員その他についてはこれを委員長に一任した。次いで更に新川委員より中共引揚代表團に對する感謝決議、民生部長より中共引揚援護對策強化について意見があり、委員長より對策強化と代表團に對する意見案及び決議案の提出について諮り異議なくそのことに決し、案文の起草を委員長に一任して、午後一時五十分散會。

○三月二十三日、午後零時四十分、民生部長室において開議、本多委員長

(改)より遺族債券の道費による資金化についての決議、並びに中共引揚援護に關する意見書の案文について諮り異議なくこれを決定、次いで新川委員(勞)より中共引揚に關し委員會決定事項として、豫算増額方について豫算特別委員長に對しては増額修正方、知事に對しては、この旨の申入れを、それぞれ行つてほしい旨の發言があり、委員長よりこのことを諮り異議なくそのことに決定、更に新川委員より引揚打合せ節の三團體代表に對する感謝決議の取扱ひについて發言があり、委員長より、他府縣の取扱狀況として東京都の例を説明一應見送ることにしては如何との意見を述べ新川委員の發言を諮つたが、新川委員の發言に異議なく感謝決議を上提することに決定した。次いで付託議案の審査を議題とし議案第九十八號及び同第百號を異議なく原案可決とすることに決定、勢田委員(自)より保險課長ボイコットに關する問題について質疑、民生部長より答辯あつて付託請願の審査に入り、請願第五號を採擇、同第六號及び第五十三號をそれぞれ保留のことに決定午後一時五十分散會。

○三月二十八日、午後一時十五分、第三委員室において開議、本多委員長(改)、中共引揚使節團に對する感謝決議の案文について諮り、異議なく原案通り決定、次いで付託請願、陳情の審査に入り、請願第八十五號外二件は採擇、陳情第十號外三件は採擇同第五十六號は不採擇、同第十二號は保留とそれぞれこれを決定、さらに二十七年付託の保留の請願、陳情の審査に入り、請願第百五十七號は採擇、陳情第二百七十號外一件は再保留のことに決した。ついで保護課長より舞鶴における引揚事情についての報告を聴取して、午後二時十分散會。

○三月六日、午前十時三十分、第一委員室において開議、開議に先立ち、稚内市長より稚内市に火力發電所設置方についての陳情を聴取、ついで留萌港に對し外米及び外麥、陸揚指定の件を議題とし、各委員よりそれぞれ意見が述べられ意見案を提出することについては異議はないが、文案はなお研究の余地あるとして結論を得ず、午前十一時五十分散會。

○三月七日、午後二時、第一委員室において開議、冒頭、山内委員(勞)

より北海道電信電話施設整備擴充費についての發言があり、宮坂委員長(改)より本問題に對して、過般中央折衝した經過の概要及びその内容について説明があつて後、佐藤物産協會會長より、本會經營基礎確立のための道費助成についての陳情を聴取、ついで付託請願、及び陳情の審査に入り、請願第三十七號外一件は採擇、同第三十四號外二件は保留、陳情第二十四號外三件は採擇、同第二十五號は保留、留萌港を貿易港として存続することについては意見書を提出することに、それぞれ決定して午後五時散會。

○三月二十五日、午後四時五十分、第一委員室において開議、付託請願及び陳情の審査に入り、請願第三十九號は採擇、同第三十四號は不採擇、同第四十三號は保留、陳情第七十五號外七件は採擇、同第九十一號は不採擇、同第二十五號外一件は保留にそれぞれ決定、ついで田中北海道信用保證協會理事長より十勝沖震災による中小企業復興資金の利息輕減返済期間延長に關する陳情を聴取、これと關連する請願第七十八號を不採擇に決定して午後五時四十分散會。

○三月三十一日、午前十一時四十分、第三委員室において開議、付託請願及び陳情の審査に入り、請願第七十二號外三件は採擇、同第百五十三號外二件は不採擇、同第百二十四號外三件は會議に付するを要しないものとして處理、同第四十三號外二件は保留、陳情第二百十九號は不採擇、同第四十二號外六件は會議に付するを要しないものとそれぞれ決定して

午後零時三十五分散會。

労働委員会

○三月五日、午前十時三十分、第一委員室において開議、四十榮委員長（改）より昭和二十八年度特選現場設置の問題を議題とし、労働部長よりその内容について説明を聴取、質疑應答があつて午前十一時三十分散會。

○三月二十五日、午前十一時三十分、第一委員室において開議、付託議案及び請願、陳情の審査に入り議案第四百四號、乃至第四百六號は原案の通り可決、請願第六十六號は採擇、同第三十二號外三件は保留、陳情第九十七號は採擇、同第一號は不採擇同第二百四十二號外一件は保留に、それぞれ決定して、午後零時三十分散會。

農務委員会

○三月三日、午前十一時十分、第一委員室において開議、農業試験場整備強化の件を議題に供し、先ず若林主査（社右）より小委員会における協議の経過について説明があり、今後の小委員会の存続について検討されたい旨を述べた。これに對して各委員より種々意見が交されたが、その結果小委員会の解消を異議なく決定、次いで農業試験場整備強化についての今後の對策について協議したが、結論を得ず、後刻檢討することとして午前十一時五十五分散會。

○三月十日、午後零時十四分、第一委員室において開議、宮本委員長（協）は農試整備強化の件を議題に供し、天谷委員（協）より農試擴充についての豫算措置について、朝倉委員（自）及び三澤委員（社左）より知事の農試擴充方針について、舟木委員（社左）より今後の對策について、意見が述べられ、ついで十勝農業委員會連合會長より亞麻耕作に對するクローバー混播の種子購入代金の助成についての陳情を聴取、引續き高

橋委員（社右）より委員會の非公開を要求、宮本委員長、これを諾つてそのことに決定、各委員より活潑な意見が交されたが、本會議のため一旦休憩、午後五時十分再開、宮本委員長より、本會議終了後知事と會談し知事より財政的に困難であるが再檢討する旨の回答があつたことを報告、井川委員（改）より今會期中に具體的計畫の實現をはかりたい旨の發言があり、他の委員もこれに同意、宮本委員長、代表質問終了後、休會に入つてから知事と折衝することにしたい旨を述べ、午後五時二十八分散會。

○三月十七日、午後六時五分、グランドホテルにおいて開議、冒頭、北海道果樹協會副會長より果樹の凍害についての陳情を聴取、ついで農業試験場問題の協議に入り、知事より昭和二十八年度以降五カ年計畫についての説明を聴取、若林委員（社右）より年次計畫のできない場合及び特定財源の不確定の事態に立ち至つた場合の處理及び寄付金の根據等について、高橋委員（社右）より年次計畫の見通しについて、秋山委員（協）より定員の問題について、井川委員（改）より財源措置のあり方について、平野委員（自）より定員問題について、朝倉委員（自）より五カ年計畫の推進についてそれぞれ質疑あり、知事より答辯あつて、午後六時五十七分一旦休憩、午後七時六分再開、①特定財源四億五千万圓の内容の提示、②特定財源の見積の過大、また中央と折衝の場合不利益となる財源措置のあり方、③寄付金五千万圓の根據、④定員増に伴う措置、⑤五カ年計畫の強力な推進に伴う、昭和二十八年年度實施案の提示⑥新設箇所、の明示を差控えて既設建物の整備擴充に重點を置くことなどの六點を知事に申し入れることを決定して、午後八時五十分散會。

○三月二十六日、午後零時四十五分、第一委員室において開議、宮本委員長（協）より、十七日の決定による農業試験場擴充問題について知事に申入れを行った結果について報告、各委員の意見開陳の後、本件は次の議會に追加豫算を提案するよう委員長より再度申入れを行うとともに豫算委員會にも付帶決議方を要求し、これが實現を期するため後任の農務

委員会にも引續ぐことを全委員一致決定、次いで付託議案の審査に入り、議案第九十九號、第一百十九號を原案通り可決することに決定して、午後一時三十七分散會。

○三月二十八日、午後零時三十分、第一委員室において開議、付託請願及び陳情の審査に入り、昭和二十六年付託の請願第七十三號外一件及び昭和二十七年付託の請願第二百五十五號を採擇、同第一百十二號は不採擇昭和二十八年付託の請願第二十二號外十三件及び昭和二十六年付託の陳情第六號外五件を採擇、昭和二十七年付託陳情第五百十三號外一件及び昭和二十八年付託の陳情第十四號外十五件をそれぞれ採擇と決定して午後一時二十分散會。

衛生委員會

○三月二十八日、午前十時、第一委員室において開議、付託議案及び請願陳情の審査に入り、議案第二百二號、第二百三號、第五百十二號、第五百十三號及び第五百五十七號は原案通り可決、昭和二十六年付託の請願第二百八十五號は採擇、同第七十五號外一件は保留、同第二百七十九號は會議に付するを要しないものとして處理、昭和二十七年付託の請願第二百五十七號は採擇、同百四號は不採擇、同第六號は保留、同第九十三號は會議に付するを要しないものとして處理、また昭和二十八年付託の請願第七號外十一件は採擇、昭和二十七年付託の陳情第二百三十七號外一件は採擇、同第三百三十六號は保留、昭和二十八年付託の陳情第六號外二件は採擇、同第七號外三件は保留にそれぞれ決定して午後零時二十分散會。

農地開拓委員會

○三月二十七日、午後零時三十分、第三委員室において開議、付託請願、陳情の審査に入り、請願第十七號外十四件は採擇、同第六十六號外二件

は保留、陳情第二十二號外五件は採擇、同第八十號外二件は保留に決定して、午後一時十八分散會。

林務委員會

○三月十四日、午後三時三十四分、第一委員室において開議、大久保副委員長(改)より國有林賣拂代金延納期間延長の法律案が國會において審議中である旨を報告、付託議案の審査に入り、議案第一百一號は原案のとおり可決、同第一百十八號は修正可決して、午後三時四十四分散會。

○三月二十七日、午後一時二十分、第三委員室において開議、付託議案及び請願、陳情の審査に入り、議案第五十五號は同意可決、請願第三十號外二件は採擇、同第五十號は不採擇、陳情第四十六號外四件は採擇、同第五十七號外一件は不採擇に決定、なお、請願第一百七號外二件及び陳情第六十號は閉會中繼續審査することに決定して午後二時六分散會。

土木委員會

○三月二十三日、午前十一時二十分、第一委員室において開議、中牧副委員長(自)より議案第二百十號を議題に供し、土木部次長より、北海道道路占用料徴收條例の内容について説明あり、質疑應答の後、原案の通り可決することに決定、ついで喜茂別村長より陳情を聴取ののち、付託請願、陳情の審査に入り、二十七年付託の請願第四十六號外六件は、なお調査保留することとし、請願第五百五十五號外三件は採擇、陳情第一百十一號外五件は採擇、同第三百號外一件は不採擇、同第八十八號外八件は保留昭和二十八年付託の請願第二十五號外十件は採擇、同第二十八號は不採擇、同第二十七號外十一件は保留、陳情第四十二號外十二件は採擇、同第四十四號外三件は保留にそれぞれ決定して午後零時四十分散會。

○三月二十五日、午後一時五分、第三委員室において開議、中牧副委員長(自)より付託議案を議題に供し、審査の結果、議案第四百十號は同意

可決、議案第五百一十一號は原案のとおり可決することに決定して午後一時十五分散會。

建築委員會

○三月十四日、午後零時三十分、第一委員室において開議、冒頭、北海道建材ブロック協同組合理事長より、短期流動資金貸付についての陳情を聴取、ついで付託請願及び陳情の審査に入り、請願第三十五號及び陳情第二號とともに採擇に決定、次に建材ブロック品質保全條例案を議題に供し、建築部長より最後案について目下検討中であるので今議會に、提案しない旨説明あり、各委員これを了承、ついで菊地委員より(改)ブロック製造職工の養成について質疑、建築部長及びブロック建築指導所長よりそれぞれ答辯あつて、次に北海道寒地住宅促進法案の経過について建築部長より説明があり、これに對し、西田(正)(改)、川人(社右)兩委員より、又笠井委員より農漁村モデル住宅について、それぞれ質疑、建築部長より答辯あつて午後一時二十五分散會。

○三月二十三日、午後三時五十七分、第一委員室において開議、付託議案及び陳情の審査に入り、議案第九十號、第七號、第十六號及び第四百四十九號は原案の通り可決、陳情第二百三十號は採擇に決定して午後五時三十五分散會。

特別委員會

電源開發對策特別委員會小委員會

○三月七日、午前十時四十五分、第三委員室において開議、桑野主査(目)より幌滿川第三發電所の發電事業道管移管について、本委員會に報告する案文の審議を議題に供し、坂東委員(公)より質疑、桑野主査より説

明あつて後、本報告書を原案のまま本委員會に提出することを諮り、異議なくそのことに決定して、午前十一時二分散會。

電源開發對策特別委員會

○三月十七日、午後四時五十五分、議長室において開議、桑野委員(自)より小委員會に調査を付託された幌滿川第三發電所に對する融資及び道管移管に關する調査経過の報告並びに説明があり、又、知事より調査報告書に對する意見を聴取後、各委員より質疑、知事より答辯があつて後、西田委員長(自)より次の二點を諮り異議なくそのことに決定、
①小委員會調査の幌滿川第三發電所建設に關する報告書は本委員會として了承すること。

②右報告書に基いて本會議に報告すること、但し案文の中に「本委員會は提出された資料により結論を出したもので今後の具體的措置については知事は、實地調査を行い、これが萬全の方途を講ぜられたいこと」を加えること。なお、本委員會の存置問題についてはそれぞれ各委員間で検討することとし、委員長より大々張の電源開發についての經營主體を早急に決定するよう、中央關係機關に要望して來た旨を報告、午後六時五分散會。

○三月三十日、午前十二時五十分開議、西田委員長(自)より電源開發對策特別委員會の中間報告案文及び幌滿川第三發電所建設促進に關する決議案文を諮り、原案の通り本會議に報告並びに趣旨辯明を行うことに決定、ついで本委員會の存置可否の問題について、河村電源開發對策本部長より存置方の要望があり、西田委員長これを諮つたところ、全委員異議なくそのことに決定、なお、調査費用については委員長と議長協議の上措置することとして、午後一時二十分散會。

決算特別委員會

○三月十四日、午後三時十分、第三委員室において、開議、川人委員（社有）が假委員長となり、委員長の互選について諮り、四十榮委員（改）を委員長に互選、ついで四十榮委員長より、副委員長の互選について諮り、佐久間委員（自）を互選、午後三時四十分散會。

○三月十六日、午前十時三十分、第一委員室において開議、徳永出納長より、昭和二十六年度歳入歳出決算について、高木監査事務局長より、昭和二十六年度北海道諸決算審査意見についての説明を聴取、暫時休憩して、日程を協議し、再び開議、理事者に對して資料を要求して、午前十一時五十分散會。

○三月十九日、午前十一時五分、第一委員室において開議、昭和二十六年度北海道歳入歳出決算に對する質疑に入り、三室委員（自）より出納長の権限と責任について、交際費と食糧費の性格について質疑、出納長、監査事務局長より答辯、和平委員（勞）より手数料の未納について質疑、應答があつて衛生部所管の質疑を終了、引續き建築部所管の審査に入つたが質疑なく、暫時休憩の後、商工部所管の審査に入り、清水委員（自）より機械貸與の措置について質疑、工務課長より答辯、あつて、商工部所管の質疑を終了、一旦休憩、午前十一時五十三分、再開、水産部所管の審査に入り和平委員（勞）より小型漁船機關貸付料の未納處置について、又大澤委員（自）より浅海増殖の補助について質疑あり、水産課長より答辯あつて水産部所管の質疑を終了、暫時休憩の後、午後一時再開、總務部所管の審査に入り、三室委員（自）より嘱託給の支拂根拠及び道職員の下期レクリエーション大會に際しての費用流用並びに電力開發調査費について質疑、人事課長、出納長、職員厚生課次長、歳出課長、財政課長よりそれぞれ答辯あつて總務部所管の質疑を終了暫時休憩、午後二時二十分再開、農務部所管の審査に入り、三室委員（自）より豫算費から支出した補助金及び機械購入の檢収について質疑、農業改良課總務

係長、用度課長、歳出課長より答辯あつて、農務部所管の質疑を終了、暫時休憩、午後二時五十五分再開、教育委員會所管の審査に入り三室委員（自）より教職員保養所に對する補助金について質疑、厚生課長、歳出課長より答辯あつて一旦休憩、午後三時十分再開、三室委員より補助金の前拂について質疑、歳出課長、監査事務局長、出納長よりそれぞれ答辯、佐久間副委員長（自）より教育公報の未納金繰越及び、洞爺の教員保養所、愛國病院について質疑、教育委員會、行政課次長、保險體育課長、人事課長より、それぞれ答辯あつて、教育委員會所管の質疑を終了、午後三時三十分散會。

○三月二十日、午前十時三十分、第一委員室において開議、三室委員（自）より嘱託者に對する調査資料依頼の件について質疑あり、出納長、歳出課長より答辯、更に三室委員より重要書類の取扱について指摘、歳出課長より、注意する旨を述べ、四十榮委員長より帳簿、證據書類の撤去をはかり異議なくそのことに決し、次に、決算に對する審査報告及び意見の草案についてはかつたところ、小委員を擧げて檢討することとし、委員長より三室（自）、佐久間（自）、井口（社左）、大竹（協）、多田（社右）、坂東（浩）（公）、和平（勞）の七委員を指名、委員長を含めて八名とすることに決定、なお、本委員會は小委員會の報告あるまで休會することとし、午前十一時五十分散會。

決算特別委員會小委員會

○三月二十五日、午後二時十分、副議長室において開議、決算審査の報告書に對する意見について協議、結論を得て午後三時散會。

決算特別委員會

○三月二十六日、午後一時四十分、第三委員室において開議、四十榮委員長（改）より、昭和二十六年度北海道歳入歳出決算等に關する件を議題

とし、本件に對する意見について小委員會決定案を諮り、異議なく賛成昭和二十六年度北海道歳入歳出決算等に關する件は意見を付し認定可決することに決定、ついで委員長の審査經過及び報告の案文について諮り委員長一任に決して、午後二時散會。

豫算特別委員會

○三月十四日、午後四時、議場において開議、正副委員長の互選を行い、委員長に宮津恂太郎(自)、副委員長に宮本仙松(協)を選任して、午後四時十二分一旦休憩。

午後四時十五分再開、理事に金澤委員(自)、本多委員(改)、西村委員(社左)、池田委員(協)、高橋委員(社右)、窪田委員(公)、新川委員(勞)を選任して午後四時二十分散會。

○三月十六日、午前十時二十分、議長室において理事會を開議、つぎの事項を協議して午前十時三十五分散會。

一、豫算審査日程を決定。

一、質問は理事を通じて通告し、重複しないようにする。

○三月十六日、午前十時五十分、議場において開議、まず土木部所管の質疑に入り、中牧委員(自)より①國會解散に伴う二十八年度土木部豫算の適確性について、②道の豫算措置について、③觀光道路の起債によらない場合の措置について、④定期航路補助金について、⑤町村道の補助金の増額について、道下委員(改)より、①土木現業所整備費の内容について、②機械整備費について、③町村道の補助金について、④道路法改正による町村道の格上げについて、⑤海岸浸蝕費の内容について、福島委員(自)より①特定財源が昨年度に比較して減じた理由について、②繰越事業について、③道路昇格の基準についてそれぞれ質疑、土木部長、土木部次長それぞれより答辯、宮津委員長(自)より金澤委員(自)の辭任を許可し村上委員(自)の補充選任について議長より通知があつた旨報告、ついで金澤委員(自)の辭任に伴い桑野委員(自)の理事選

任を諮つてこれを決定、午後十二時三十分一旦休憩。

午後一時二十五分再開、土木部所管の質疑を續行、舛田委員(協)より①一、二級道路の指定後の變化について、②永久橋と本橋の架換について、③漁港に對し豫算措置のなされない理由について、桑野委員(自)より①土木部豫算の編成方針について、②命令航路補助金について、③漁港の着手箇所及び國家財政との關係について、沖野委員(公)より①道立公園、觀光道路の豫算増額について、②上水道起債の決定の際の町村の申出に對する査定について、伊藤委員(自)より①千歳一札幌間の道路費について、②同地點の村境の木橋架換について、③港灣の管理について、朝倉委員(自)より①土木費中における機械整備費について②道路整備の総合的計畫について、③側溝施設に對する町村の寄付について、④永久橋の架換の着手箇所について、⑤町村道整備費について、高橋委員(社右)より①鐵道のない地方に對する道路問題について、②檜山海岸道路の幹線修理について、それぞれ質疑、土木部長、土木部次長よりそれぞれ答辯があつて土木部所管の質疑を終了。午後二時二十分引續き建築部所管の質疑に入り、福島委員(自)より①經營費の手数料について、②町村のブロック住宅について、③ブロック建築の指導について、新川委員(勞)より①ブロック建築の研究について、②公營住宅の豫算について、③斂餘剰金の住宅建設繰入に對する情況について、中牧委員(自)より①國會解散に伴い公共事業費による公營住宅三千二百戸の今後の措置について、大久保委員(改)より①住宅對策の見逸しについて、②ブロックメーカーの取扱について、③内地住宅と本道の住宅の比較(主に屋根)について、舛田委員(協)より①ブロック指導所の性格について、②財團法人北海道住宅建設公社に對する資金貸付の件について、沖野委員(公)より①引揚者、開拓者等の住宅を一般住宅の枠に入れることについて、②一般住宅の單價について、③僻地教員の住宅についてそれぞれ質疑、建築部長よりそれぞれ答辯あつて、建築部所管の質疑を終了、午後三時三十分一旦休憩、午後三時四十五分再開、

労働部所管の質疑に入り、山内委員（勞）より①科学研究費の増額について、②巡回職業指導費の内容について、③失業対策事業費について④日雇問題について、中牧委員（自）より①労働會館の運営について、②労働者育成指導費の内容について、大久保委員（改）より①特別選定現場について、②失業対策委員會の設置について、③失業保険について、④内職斡旋相談所について、桑野委員（自）より①労働會館の設置箇所について、②労働會館福祉施設費の内容について、③登別保養所の収入について、④日雇労働者の寄場について、⑤労働対策について、⑥簡易輔導所費について、⑦本道の土工に對する冬期間の職斡旋について、池田委員（協）より①北海道労働市場に對する具體的な豫算措置について、②農村の季節的雇傭問題について、福島委員（自）より①組合に對する組織指導の内容について、②中小労働組合の對策について、③労働事情調査委託費の財源について、④労働教育費の内容について、⑤内職相談所について、⑥札幌の赤線區域對策について、沖野委員（公）より①労働會館設置について、②内職相談所設置について、③職業輔導所の原材料費について、④漁業従事者に對する輔導についてそれぞれ質疑があり労働部長よりそれぞれ答辯あつて労働部所管の質疑を終了午後六時五分散會。

○三月十七日、午前十時四十分、議場において開議、林務部所管の質疑に入り、中牧委員（自）より國立公園に對する中央の豫算折衝状況とその對策について質疑、林務部長より答辯、これに關連し大久保（林務副委員長）（改）より答辯的な發言があり、新川委員（勞）より議事進行について發言を求め、林務副委員長の發言に關連し、他の委員會關係の質問がでた場合にその都度關係委員長を呼ばねばならぬから前例としないよう要望あり、これを諮つて前例としないこととし、引續き質疑に入り三浦委員（改）より①唐松の苗木育成について、②林産物検査手数料の引上げについて、③國立公園の施設状況について、平野委員（自）より①耕地防風林の助成について、②植樹と野鼠の被害及び昭和二十六、七

年度における植樹面積及び唐松の野鼠被害について、③林産工業の中間試験について、西村委員（社左）より、國有林賣拂代金延納問題についての運動資金取つきについて池田委員（協）より①國會解散に伴う植林の具體的實施對策について、②林産物検査に對し一般會計より助成する考え方について、③林産物振興對策費の内容及び雑収入の内容について田呂委員（改）より①治山事業工事費中の監督費の内容について、それぞれ質疑、林務部長、林政課長、林業課長、林産課長よりそれぞれ答辯があり、午後零時四十分一旦休憩、午後一時二分再開、伊藤委員（自）の辭任を許可し、旭委員（自）の補充選任について議長より通知があつた旨報告、質疑を續行し、濱森委員（社右）より①造林適地面積について②山火事による被害状況及び對策について、③道立公園五カ所の費用内譯について、福島委員（自）より①國有林賣拂代金延納について、②森林火災豫防費について、③使用料賣拂代金の豫算化について、④幼苗委託について、⑤林業指導所の昨年度收入状況について、それぞれ質疑、林務部長、林政課長、林業課長より答辯があり、山内委員（勞）より議事進行の發言を求め、國有林賣拂代金延納に對する運動資金取つぎの問題は、なお檢討の必要ある旨を發言、宮津委員長（自）これを諮り、異議なくそのことに決し、速記の翻譯を行うため暫時休憩、午後二時十八分再開、山内委員（勞）より速記翻譯に時間を要するので質疑續行されたい旨の發言があり、これを諮り異議なくそのことに決して質疑に入り沖野委員（公）より①支廳における林務擔當職員を増員について、②觀光豫算のあり方について、③公園審議會費について、④民營苗圃經營内容について、⑤唐松の苗木育成による昨年度の實績について、朝倉委員（自）より①病虫害防除について、②林産物検査について、③本道の特産材について、④伐採調整資金貸出し状況について、旭委員（自）より①道立公園の經費について、②幼苗委託について、③山火豫防對策について④治山事業に對する指導と助成對策について、⑤鼠害による唐松の被害に對する對策について、⑥林道の施設監督費について、⑦林務部關係の

建物改築について、⑧林業指導所の経費について、⑨食糧費の内容について、岡林委員（社左）より①道立公園の費用について、②特産の許可申請について、③機械貸與について、④植林について、桑野委員（自）より①森林計畫編成費について、②照査試験について、③ハードボードの企業化について、堀田委員（自）より①民営苗圃の区分について、②唐松の幼苗委託について、③東京にある木材倉庫の利用状況について質疑、林務部長、林政課長、林業課長、林産課長より答辯あつて午後四時二十分一旦休憩、午後四時二十六分再開、西村委員（社左）より國有林賣拂代金延納問題について、速記によると責任者がなく答辯の内容が前後相反している旨を述べ、林産課長の答辯を求めたが福島委員（自）より議事進行の發言があり、西村委員の讀まれた速記をさかのぼつて朗讀されたい旨發言、宮津委員長（自）より福島委員に朗讀してもらうことに異議なきやを語り、そのことに決し、福島委員朗讀を行い、西村委員の末尾のみを讀まれたのと喰違つてくる點注意されたい旨を述べ、林産課長より福島委員に申し上げた發言が本當である旨釋明、西村委員より林産課長の答辯に不満の意を表明、新川委員（勞）より林産課長の答辯について豫算委員會として態度決定しなければならぬので明日知事の出席を求めて決定したい旨の發言があり、宮津委員長（自）本問題協議のため、暫時休憩する旨を述べ午後四時三十八分一旦休憩、午後四時四十分再開、宮津委員長（自）より林務部所管の質疑終了を語り、異議なくそのことに決して午後四時四十六分散會。

○三月十八日、午前十時四十分、議場において開議、窪田委員（公）の理事辭任を許可し、沖野委員（公）を理事に選任することを諮つてこれを決定、衛生部所管の質疑に入り、福島委員（自）より①物品代金未支拂の處理について、岡林委員（社左）より①道立病院及び診療所の運営計畫について、高橋委員（社右）より①海岸線及び離島における醫療對策について、②道立病院の赤字經營對策について、③診療所における醫者の採用について、④道立札幌醫大に齒科學部設置について、朝倉委員（自）

より①無醫村の數及び診療所設置の計畫について、②道立病院の赤字對策について、③覺醒劑の取扱について、④看護婦の再教育について、沖野委員（公）より①道立病院及び診療所の醫師欠員について、②看護婦養成について、③器具藥品の購入方法について、濱森委員（社右）より①看護婦養成について②道立病院の赤字對策について、③塵埃に對する撤水對策について、新川委員（勞）より①無醫村における診療對策及び計畫について、②性病對策について、③養護施設における營養對策について、④醫師の待遇について、⑤癌の研究費について、⑥尿管對策について、桑野委員（自）より①二十八年年度の最重要點對策について、②醫大の赤字對策について、③手持藥劑の殘品及び金高について、④自動車購入について、⑤狂犬病對策で捕獲した犬の數について、⑥理容對策について、それぞれ質疑、衛生部長、醫務課長、環境衛生課長、保健指導課長、藥務課長より答辯があつて衛生部所管の質疑を終了、午後一時六分一旦休憩、午後二時四十五分再開、沖野委員（公）の辭任を許可し土山委員（公）の補充選任について議長より通知があつた旨を報告、農地開拓部所管の質疑に入り、道下委員（改）より①開拓農協の指導對策について、②特殊原野の基本調査に對する構想について、③開拓地の山火豫防對策について、④土地改良機械購入の種類とその方法について、⑤保安林地内に入つた開拓者の對策について、朝倉委員（自）より①二・三男入殖對策について、②農村建設計畫の内容について、③農地潰廢に對する今後の計畫について、④交換分合の状況について、⑤農村工業指導費の内容について、⑥馬橋、軌道客土の請負を町村に行わせる考え方について、⑦土地改良石礫除去の豫算について、⑧未墾地買収の豫定について、それぞれ質疑、農地開拓部長、土地改良課長、用地課長、開拓經營課長、農地調整課長よりそれぞれ答辯があり、宮津委員長（自）より並井委員（社右）及び西村委員（社左）の辭任を許可し、時田委員（社右）井口委員（社左）の補充選任について議長より通知があつた旨報告引續き質疑に入り、岡林委員（社左）より①開拓實施計畫の所信について、

②開拓者の受入れについて ③開拓實習場の整備対策について、池田委員(協)より①國會解散に伴う本道開拓行使の対策について、②入殖者の造田対策について、③貸付牛一千頭の配分計畫について、④産業開發青年隊に對する考え方について、⑤農業土木技術員の常置及び助成策に對する考え方について、⑥機械購入豫算の増額について、⑦開拓保健婦の増員及び身分保證について、⑧開拓不適地の面積とその対策について⑨客土事業の土取場について、⑩火山灰地の改良を道豫算にて實施することについて、平野委員(自)より①開拓農協不振に對する指導対策について、②二十一年度入殖者の數及び離農者數並びにその原因について③本州入殖者と本道入殖者に對する國庫からの補助率及び入殖者の希望少なき原因について、④拓殖實習場卒業生の就學成績について、それぞれ質疑、農地開拓部長、土地改良課長、開拓經營課長、用地課長よりそれぞれ答辯があり、午後四時四十五分一旦休憩、午後四時五十五分再開質疑に入り新川委員(勞)より①西足寄開拓農協の電源開發計畫について②同上の事業計畫變更について、③農地法第七十三條違反と考えられた場合の道の考え方について、④泉地區の開拓地選定について、⑤同上の問題に對する司直の取調の経緯について質疑、農地開拓部長、用地課長、開拓經營課長よりそれぞれ答辯があつて午後五時十五分散會。

○三月十九日、午前十時四十分、議場において開議、議事に先立ち池田委員(協)、旭委員(自)、村上委員(自)の辭任を許可して秋山委員(協)、二瓶委員(協)、伊藤委員(自)、西田(信)委員(自)の補充選任について議長より通知があつた旨に報告、民生部所管の質疑に入り、平野委員(自)より①昭和二十七年の生業資金貸付状況について、②養老院について、朝倉委員(自)より①靜和院の寄付について、②兒童施設費について、窪田委員(公)より①南方及びアツツ島の遺體調査について、②保母の養成について、③社會福祉會館の寄付の状況について、二瓶委員(協)より①道立養老院の設置について、中牧委員(自)より①虛弱兒童施設について、新川委員(勞)より①暖房費に對する醫師會の措置につい

て、②肢體不自由兒施設の暖房費について、桑野委員より(自)社會福祉會館の寄付について、②消費組合について、③更生資金について、④健康保險組合について、本多委員(改)より①國民健康保險の設置について、②保健婦の不足対策について、井口委員(社左)より①特別會計の母子福祉費について、②母子相談員について、③保育所設置について山内委員(勞)より①消防振興費の水利施設費について、②中共歸國者の應急家財費について、③既引揚者の住宅建設対策について、④琴似の身體不自由者指導所における暖房施設について、土山委員(公)より①全道の慰靈祭に對する金錢交付について、それぞれ質疑、總務部長、民生部長、保護課長、社會課長、婦人兒童課長よりそれぞれ答辯があり、民生部所管の質疑を終了、午後十二時五十分一旦休憩、午後一時五十二分再開、西田(信)委員(自)、森川委員(社左)、三浦委員(改)、伊藤委員(自)、窪田委員(公)の辭任を許可して、村上委員(自)、三澤委員(社左)、土橋委員(改)、金澤委員(自)、沖野委員(公)の補充選任について議長より通知があつた旨を報告、平野委員(自)より二十四日まで豫算本委員會を終了するよう日程變更されたい旨の發言があり、宮津委員長(自)これをはかり異議なくそのことに決し、本日の日程に水産部所管の質疑を追加した上、農務部所管の質疑に入り、朝倉委員(自)より①農業指導實踐聚落の内容について、②薄荷蒸溜機設置補助について③亞麻混播赤クローバー補助について、④馬鈴薯モデル工場設置について、田呂委員(改)より①馬鈴薯モデル工場設置について、②馬鈴薯原種農場設置について、③リンゴの凍害対策について、④農業化學研究所の活動について、⑤貸付牛の買付けについて、⑥種馬対策について、⑦三億圓の販連貸付に關する保證措置について、⑧味噌醬油研究所の活動について、平野委員(自)より①甜菜漬増産のための工場設置について、②牛の増殖に關連する指導者の養成、人工授精技術の向上に對する考え方について、三澤委員(社左)より①甜菜増産に關する生産者の保護対策について、②人工授精の問題について、③農試畜産部の飼養頭數

耕作面積、年度別生産及び配付数について、天谷委員（協）より①農業氣象關係の設備について、②農協組の指導育成費について、③貸付牛について、④澱粉廢液處理の對策について、⑤農業倉庫建設補助について⑥除虫菊の種苗育成に對する補助について、⑦地方競馬の委託料について、⑧人工授精の販賣料金について、桑野委員（自）より①農林工業振興費中のモデル工場の補助對象について、②地方競馬費會計の豫備費について、③北販運貸付費について、④農産物を對象とする商品取引所について、新川委員（勞）より①北販運の貸付金について、②集乳所の豫算について、③心土耕用機械の購入について、④農業試験場の整備擴充問題について、二瓶委員（協）より①北販運に對する貸付金について、②心土耕用機械の購入について③畜産問題について、④草地農業の對策費について、⑤牧野改良の機械化費について、高橋委員（社右）より①馬産問題について、②種馬購入費について、③和種馬の問題について、④甜菜以外の特用作物に對する保護の考へ方について、沖野委員（公）より①不振組合に對する指導について、②農業倉庫に對する寄付について、③通信教育について、④畜産部の分場敷及び共通費並びに雜收入の内譯について、⑤漁連等が北販運と同様な状態になつた場合の考へ方について、それぞれ質疑、農務部長、畜産課長、農業協同組合課長、農政課長よりそれぞれ答辯あつて農務部所管の質疑を終了、午後六時二十八分、一旦休憩午後七時十分再開、水産部所管の質疑に入り、中牧委員（自）より①簡易船入訓の事務が水産部所管になつたことに伴う人員の増加について、新川委員（勞）より①北洋漁業開發費の内容について、②チーゼル機關の貸與について、③凶漁地帶對策の豫算について、田呂委員（改）より①北海道漁業信用基金協會の出資金について、②北海道漁業公社出資金について、桑野委員（自）より①再建整備費について、②噴火機の漁業轉換について、③漁港で着工した敷について、④孵化場の歳入における寄付について、⑤北洋漁業出漁促進貸付金三千萬圓の返済について⑥漁業公社の事業及び收支内容について、⑦單協の船の建造について、

⑧道漁連の赤字の原因について、⑨漁業公社の漁船を捕鯨會社にチャーターすることについて、それぞれ質疑、水産部長より答辯あつて、午後八時三十分一旦休憩、午後八時五十分再開、桑野委員（自）より獨航船の問題について再質疑、水産部長より答辯あつて午後九時八分、一旦休憩、午後九時十六分再開、天谷委員（協）より①北洋漁業の赤字問題について、②零細漁民の對策について、高橋委員（社右）より①道南の復興對策について、②道南の凶漁對策について、③沿岸漁業の復興對策について、それぞれ質疑、水産部長よりそれぞれ答辯あつて水産部所管の質疑を終了、午後十時散會。

○三月二十日、午前十時三十五分、議場において開議、沖野委員（公）、朝倉委員（自）、秋山委員（協）の辭任を許可して窪田委員（公）、三室委員（自）、池田委員（協）の補充選任について議長より通知があつた旨報告、商工部所管の質疑に入り、窪田委員（公）より①地下資源開發費について、②開發金庫及び開發銀行の設置に對する考へ方について、③森地方の鑛山調査について、④地質調査について、新川委員（勞）より①北日本航空株式會社（假稱）に對する出資について、②機械貸與の問題について、③海外通信費の内容について、④大阪物産幹旋所の強化策について、⑤暖房用炭協議會費の内容について、⑥東京物産幹旋所費中の日中貿易費の内容について、福島委員（自）より①中小企業に對する商工中金の貸出について、②能率指導所について、③中小企業相談所について④外客誘致について、⑤東京物産幹旋所の陳列及び改良策について、⑥地下資源調査費について、⑦工業試験場の不用品賣拂代金についてそれぞれ質疑、商工部長、工務課長より答辯があり午前十二時三十分一旦休憩午後一時二十分再開、土山委員（公）、井口委員（社左）、道下委員（改）、土橋委員（改）、濱森委員（社右）の辭任を許可して沖野委員（公）、西村委員（社左）、朝日委員（改）、三浦委員（改）、時田委員（社右）の補充選任について議長より通知があつた旨報告引續き質疑に入り、田呂委員（改）より①北日本航空の路線について、②貸付金の回収について、③物産幹

旋所の質額について、④機械貸與について、⑤瀧川化學工場の賣却について、⑥旭川の昭和電工、北見のアルコール工場賣却に對する道の方針について、三室委員(自)より①地下資源開發について、②中小企業、物價對策について、③本道の商品取引場に對する考え方について、大久保委員(改)より①協同組合の維持と救済對策について、②商工會議所法の改正による本道商工會議所の在り方について、③支廳における商工關係職員の増員について、④信用保證協會の保證に對する道營の強化策について、⑤道の貿易行政に對する考え方について、⑥物資消流對策について、西村委員(社左)より①船舶の小型機關貸與について、②地方自治法施行令と豫算の項目について、天谷委員(協)より①中小企業振興費中の組合育成費について、②協同組合の數について、③工業開發費中の誘致費について、桑野委員(自)より①中小商工業者の要望している點について、②工場誘致條例に關連する工場について、③中小企業者の税負擔について、④物資の消流對策について、⑤機械貸與について、⑥信用保證協會の出資に對する内譯について、⑦商品取引所に對する協力について、⑧輸出振興の對策について、⑨緊急停電に對する對策についてそれぞれ質疑、總務部長、商工部長、工務課長よりそれぞれ答辯があり、三室委員(自)、坂東委員(公)の辭任を許可して、朝倉委員(自)窪田委員(公)の補充選任について議長から通知があつた旨報告、引續き質疑に入り、村上委員(自)より①物價對策費について、②保證協會の現況について中牧委員(自)より①東京物產幹旋所の建物について、②觀光事業の施策面について、③工業試驗場について、沖野委員(公)より①機械貸與費について、②道費出資會社の損金に對する考え方について、③留萌工業試驗場について、④地下資源調査費の内容についてそれぞれ質疑、商工部長、工務課長よりそれぞれ答辯があつて午後五時六分散會。

○三月二十四日、午前十一時五十分、議場において開議、西村委員(社左)時田委員(社右)の辭任を許可して、太田委員(社左)、笠井委員(社右)

の補充選任について議長より通知があつた旨報告、次に委員會の審査順序について第一に昭和二十七年追加豫算及びこれに付帶する議案第二百一十一號乃至第三百三十九號を一括審議し、第二に議案第一號乃至第八十九號及び第三百九號並びに昨日併託の昭和二十八年度同時追加豫算等の議案第四百一十一號乃至第四百四十六號、第四百五十四號、第四百五十八號、及び第五百五十九號の中教育委員會所管、第三に、以上各議案の中總務部所管第四に昭和二十八年度同時追加豫算等の中教育委員會及び總務部を除く關係各部所管を一括審議し、第五に各案件の總括質疑を行うことについて諮り異議なくこれに決し、福島委員(自)より①國會解散に際して編成された豫算の内容について、②未決定の本豫算に對する追加豫算の法的性質について、③赤字十億圓に對する措置及び一時借入金の結果について、道下委員(改)より①道税の調定額について、②中共引揚者の對策費について、③農業倉庫補助について、桑野委員(自)より①寄付金四百萬圓減の理由について、②税收見込と調定について、③伏見校の建築進捗状況について、沖野委員(公)より①職員の出張について、②道債四億一千萬圓の見通しについて、③農業倉庫二百萬圓の寄付について④追加議案の提出時期についてそれぞれ質疑、總務部長、農務部長、民生部長よりそれぞれ答辯があつて宮津委員長(自)より高田委員(社左)二瓶委員(協)の辭任を許可して森川委員(社左)、宮北委員(協)の補充選任について議長より通知があつた旨報告、引續き質疑に入り、新川委員(勞)より①中共引揚者の對策費について、②上川支廳の住宅購入について、③教育行政の訴訟費十萬圓について質疑、總務部長より答辯があつて午後一時二十五分一旦休憩、午後三時五十八分再開、宮北委員(協)、三澤委員(社左)、窪田委員(公)の辭任を許可して二瓶委員(協)高田委員(社左)、土山委員(公)の補充選任について議長より通知があつた旨報告、次に議案第二百一十一號乃至第三百三十九號を原案通り可決することを異議なく決定して教育委員會所管の質疑に入り、朝倉委員(自)より①教育の基本的方針について、②教育の機會均等について、③中・

小學校の教員欠員について、④僻地教員の配置状況について、⑤盲聾學校建築の進行状況について、⑥昭和二十八年年度における高等學校の道立移管について、⑦授業料徴集規定中優等の者に對する授業料免除について、⑧僻地教育の振興について、高田委員（社左）より①児童數の増加に伴う學級増について、②結核患者教員と定數の問題について、③昇給昇格問題について、④僻地教育振興と僻地手當について、⑤學級増と教員配置について、⑥郵部高等學校の道立移管についてそれぞれ質疑、總務部長教育次長、人事課長よりそれぞれ答辯があつて、午後五時三十分散會。

○三月二十五日、午前十時五十分、議場において開議、前日に引續き教育委員會所管の質疑に入り、桑野委員（自）より①小・中學校の學童數、學級數及び學校數について、②高校の改築計畫について、③高校の屋外體操場について、④札幌の盲聾學校の生徒數及び中高校部の數について、⑤新卒業生の就職について、⑥教育會館設置の目的及び資金内譯について、⑦團體誘致と觀光問題について、⑧高校の修繕費、暖房費について、⑨本道學校生徒の學力について、⑩教職員の定數と道條例の關連について、⑪教職員臺帳について質疑、教育次長より答辯があつて午後十二時二十分散會。

○三月二十六日、午前十時四十五分、議場において開議、議事に先立ち森川委員（社左）の辭任を許可し、三澤委員（社左）の補充選任について議長から通知があつた旨報告、前日に引續き教育委員會所管の質疑に入り、天谷委員（協）より①總合開發に關連した職業教育について、②教育費豫算の議會提出について、③僻地教育の振興について、④社會教育について、⑤産業教育振興費の備品について、⑥教職員功勞表彰費について、⑦僻地手當の増額について質疑、教育次長より答辯があつて午前十一時三十五分一旦休憩、午前十一時四十分再開、福島委員（自）より①教育委員會豫算の維持運營費と政策豫算の割合について、②校舍維持管理費等の豫算編成にあたりその基礎的算定及び計畫等について、③

職員旅費一人當りの算定方法について、④北教組の團體交渉權について⑤高等學校男女共學のあり方について、⑥赤線區域近邊の社會教育對策について、⑦學校校舍等を破壊する生徒に對する對策について質疑、教育次長より答辯があり、宮津委員長（自）より三浦委員（改）、山内委員（勞）の辭任を許可し朝日委員（改）、池戸委員（勞）の補充選任について議長より通知があつた旨報告、ついで教育次長より更に福島委員の質疑に對し、補促答辯があつて午後零時二十五分一旦休憩、午後二時再開高田委員（社左）の辭任を許可し舟木委員（社左）の補充選任について議長より通知があつた旨報告、引續き質疑に入り、沖野委員（公）より①交際費について、②道立高校の二十七年年度焼失數と原因及び責任者の處罰について、③定時制高校の授業料について、④教育講習費の用途について、⑤共済組合費の横領事件のその後の経緯について、⑥圖書館費について、⑦厚生施設費の内容について、⑧僻地手當の増額について、⑨全道の生徒數と教員數及び學級數について、⑩教育豫算の確保のため獨自の豫算を提案しない理由について質疑、教育次長より答辯があり、新川委員（勞）より教育委員會代表の出席を要求、宮津委員長（自）これを了承して午後三時十分一旦休憩、午後三時四十分再開、質疑に入り新川委員（勞）より①教育行政の方針と豫算について、②僻地手當について、③學校施設費について、④千歳その他の特殊地帯の教育について⑤十勝沖地の學校復舊状況について質疑、宮津委員長より堀田委員（自）の辭任を許可し大澤委員（自）補充選任について議長より通知があつた旨を報告、糸川教育委員、教育次長より新川委員（勞）の質疑に對する答辯があり、村上委員（自）より①高校費寄付九百六十萬圓の内容容について、②財産收入三千三百餘萬圓の内容について、③國會解散の教育豫算に及ぼす影響について、太田委員（社左）より①中學三年の學力テストについて、①教育研究所について、③學校の改築について、土山委員（公）より①教員素質の向上對策について、②教育豫算の二本立に對する考え方について、③學藝大學分校の昇格について、④職業教育

の充實について、⑤學校火災に對する教委の考え方について、平野委員（自）より①教員の補充、配置轉換等についての道教育委員會と地方教育委員會の權限について、②男女共學について質疑、教育委員會委員長教育次長よりそれぞれ答辯があつて午後五時三十分散會。

○三月二十七日、午前十一時十分、議場において開議、議事に先だち宮津委員長（自）より池田委員（協）、道下委員（改）の辭任を許可して舛田委員（協）、土橋委員（改）の補充選任について議長より通知があつた旨報告、引續き總務部所管の質疑に入り、桑野委員（自）より①二十八年度豫算の編成方針について、②二十七年歳入における入場税、遊興飲食税等の測定見込額と徴集状況について、③定數條例における退職者の取扱について、④北販運貸付金の必要性、返済の見通し、貸付金の使途及び系統機關より借入れない理由について、⑤北洋漁業會社發起人が船舶購入のための渡米と商法違反について質疑、總務部長、稅務課長、團體事務局長、電源開發推進本部長、總合開發委員會事務局長よりそれぞれ答辯があつて午後零時五十分一旦休憩、午後一時四十五分再開、大澤委員（自）、笠井委員（社右）、太田委員（社左）の辭任を許可し三室委員（自）、多田委員（社右）、榊原委員（社左）の補充選任について議長より通知があつた旨を報告、引續き質疑に入り、舛田委員（協）より①歳入について、②入場税中パチンコ屋の監督状況について、③土地改良技術員の増員について、④開拓保健婦の定員化について、⑤沖野委員（公）より①宗谷支廳廳舍改築について、②北販運に對する貸付と道漁連等に貸付ける場合との關連について、③農業倉庫補助について、④僻地手當について、⑤學校建築、簡易水道等についての市町村起債の見透しについて⑥道の自動車の數及び經費について、池田委員（勞）より①町村道補助の増額について、②國道、町村道の除雪その他維持管理を知事が掌理する考え方について、③土木現業所の機械及び建物に對する對策について④労働會館設置について、⑤生活協同組合の補助金増額について、⑥日中貿易の運營機關ができた場合の補助に對する考え方について、⑦北日

本航空株式會社（假稱）に對する出資について、⑧道立高校移管について、新川委員（勞）より①道職員に對する退職手當の問題について、②豫備費二百五十萬圓の使途について、③グランドホテル使用料を收入に見込んである理由について、④積雪寒冷地帯の調査費について、⑤豫算編成の一貫性について、⑥北日本航空株式會社（假稱）に對する出資について質疑、總務部長よりそれぞれ答辯があり、榊原委員（社左）、舛田委員（協）、朝日委員（改）の辭任を許可し、太田委員（社左）、池田委員（協）、道下委員（改）の補充選任について議長より通知があつた旨報告引續き質疑に入り、道下委員（改）より①市營競馬開催に對する考え方について質疑、總務部長より答辯があつて午後五時一旦休憩、午後五時七分再開、北日本航空株式會社（假稱）に對する出資について新川委員（勞）と總務部長との間に質疑應答がなされ、總務部所管についての質疑終了を諮つてこれに決し、ついで二十八年度同時追加豫算等の議案中教育委員會、總務部所管以外の關係各部については質疑省略を諮り異議なくそのことに決定、ついで平野委員（自）より各議案審査のため十名よりなる小委員會を設置せられたい旨の動議を提出、賛成あつて動議成立、これを諮り、異議なく小委員會設置に決し、つぎの小委員を選任して午後五時二十五分散會。

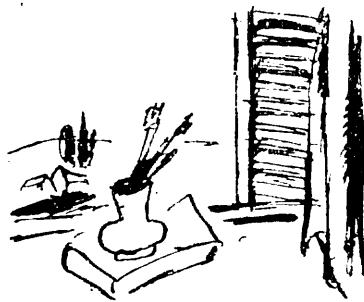
金澤委員（自）、中牧委員（自）、桑野委員（自）、平野委員（自）、西田（正）委員（改）、佐藤委員（改）、本多委員（改）、三澤委員（社左）、太田委員（社左）、池田委員（協）、天谷委員（協）、川人委員（社右）、多田委員（社右）沖野委員（公）、新川委員（勞）

豫算小委員會

○三月二十七日、午後五時三十分、議場において開議、直ちに主査の互選を行い、西田（正）委員（改）を選任、西田主査より各黨の修正意見があれば明日提出願ひ審議を行いたい旨を諮り、川人委員（社右）より明二

十八日午後一時まで提出することにせられたい旨の發言があり、西田主査より川人委員の發言を諮り異議なくこれに決し、印刷の關係もあり明日は午後三時より開議する旨を告げて午後五時四十分散會。

○三月三十日、午前十一時十分、議長室において開議、西田主査(改)より修正案の提出について自由、改進黨、協同三派の意見を求め、本多委員(改)より黨に諮つていないので暫らく時間がほしい旨、又金澤委員(自)より議員會に諮つてから提出したい旨、又池田委員(協)より同じ考へなる旨それぞれ意見が述べられ、三澤委員(社左)より暫時休憩して各黨共に黨議に諮つてから開議せられたい旨の發言があつて西田主査これを諮り、各委員よりそれぞれ意見が述べられたが、結局午後二時まで休憩、その間に未提出の全派は意見を提出することとし、午前十一時二十五分一旦休憩、午後二時四十五分再開、西田主査各黨の修正案提出理由の説明を求め、佐藤委員(改)より自由、改進黨、協同クラブ三派共同意見の説明がなされ、順次高田委員(社左)、若林委員(社右)、沖野委員(公)、新川委員(勞)よりそれぞれ説明がなされた、次に付帯條件及び希望條件について説明を求め、佐藤(改)、若林(社右)、新川(勞)の各委員より説明がなされ、なお、金澤委員(自)より三派共同意見として六項目の希望條件を追加、西田主査より審議の方法を諮り、各委員より種々意見が述べられ、その結果各黨一名の代表委員で非公式に協議會をもつこととし、明日午前十時より協議することに決して、午後四時十六分散會。





第十五國會成立法案一覽表

(參考—審議未了一覽表)

今次第十五特別國會(昭和二十七年十月二十四日開會)は、去る三月十四日夜、野黨三派の提出した第四次吉田内閣不信任案が衆議院で可決され政府は即日解散の手續きをとつたため、同日をもつてその幕を閉じた。

今國會における法律案その他の審議状況をみるに次のとおりであるが、提出された法案は、二百六十二件に對し、成立はわずかに七十七件で全體の二割七分に過ぎず、衆院を通過した二十八年度豫算案も參院審議中において、又世論注目の的となつてゐた五大重要法案たるスト規制、義務教育學校職員、警察、恩給及び獨禁法の各改正法案もむなしく廢案の憂き目にあつてしまつた。また切角成立した法律案も二十八年度豫算案が不成立となつたため、當分の間、全く有名無實の空文状態を呈しこれにともなつて各方面に多大の影響を及ぼしてゐる。なお豫算については、參院の緊急集會(自三月十八日至三月二十日)において、四、五兩日の二か月分の暫定豫算案と緊急やむを得ない法案として(國會議員の選舉等の執行經費の基準に關する法律の改正案)他三件を可決した。

第十五國會提出法律(案)總括表

提出區分	提出件數	成立	審議未了	撤回
内閣	一八七	五〇	一三六	一
衆議院	五九	二五	二九	五
參議院	一六	二	一三	一
計	二六二	七七	一七八	七

(備考)

法律公布年月日は二十八年三月二十四日現在判明のものについてのみ掲げた。

第十五國會成立法案一覽表

(全國議員會資料による)

○内閣提出の部(五十件)

提出番號	件	數	成立月日	公布月日	法律番號
二	在外公館の名稱及び位置を定める法律等の一部を改正する法律	一	三・二〇	三・二六	三三
三	電氣及びガスに關する臨時措置に關する法律	一	三・二四	三・二七	三四
四	昭和二十八年分所得税の臨時特例等に關する法律	一	三・二三	三・二五	三五
五	簡易郵便局法の一部を改正する法律	一	三・二七	三・二九	三六
六	保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律	一	三・二七	三・三三	三六
七	あん摩、はり師、きゆう師及び柔道整復師法及び診療エックス線	一	三・二三	一・一〇	三

八	國民金融公庫法の一部を改正する法律	三・一〇	三・一三	三四
九	漁船再保険特別會計における漁船再保險事業について生じた損失を補てんするための一般會計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律	三・一九	三・二五	三九
一〇	外務省設置法の一部を改正する法律	三・三三	三・三六	三三
一一	漁船再保險特別會計法の一部を改正する法律	三・三九	三・三三	三三
一二	一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律	三・三五	三・三五	三四
一三	食糧管理特別會計の歳入不足を補てんするため的一般會計から繰入金に關する法律	三・三九	三・三五	三六
一四	食糧管理特別會計法の一部を改正する法律	三・三九	三・三三	三〇
一五	國有鐵道運賃法の一部を改正する法律	三・三四	三・二七	三四
一六	特別職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律	三・三四	三・二五	三三
一七	漁船乗組員給与保險法の一部を改正する法律	三・三五	三・二五	三五
一八	外航船舶建造融資利子補給法	三・三三	一・一五	一
一九	電話設備費負擔臨時措置法の一部を改正する法律	三・三四	三・二七	三九
二〇	檢察官の俸給等に關する法律の一部を改正する法律	三・三四	三・二五	三七
二一	裁判官の報酬等に關する法律の一部を改正する法律	三・三四	三・二五	三六
二二	日本國有鐵道に對する政府貸付金の償還期限の延期に關する法律	三・三四	三・二六	三六
二三	中小漁業融資保證保險特別會計法	三・三四	三・二七	三七

二四	保安廳職員給与法の一部を改正する法律	三・三四	三・二五	三五
二五	地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律	三・二六	三・二七	三四
二六	昭和二十七年分の地方財政平衡交付金の單位費用の特例に關する法律	三・二六	三・二七	三四
二七	中小漁業融資保證法	三・三三	三・二七	三四
二八	造船局特別會計法等の一部を改正する法律	三・三四	三・二六	三五
二九	船員保險法の一部を改正する法律	三・三三	三・三三	三九
三〇	租税特別措置法の一部を改正する法律	三・三四	三・二七	三四
三一	國際連合の決議に基く民生事業のため必要な物品の無償譲渡に關する法律	三・三四	三・二六	三七
三二	國有林野事業特別會計法の一部を改正する法律	三・三九		
三三	開拓者資金融通特別會計において貸付金の財源に充てたるための一般會計から繰入金に關する法律	三・三九		
三四	漁船再保險特別會計における漁船再保險事業について生じた損失を補てんするための一般會計から繰入金に關する法律	三・三九		
三五	酒税法	三・二六	三・二六	六
三六	輸出品取締法の一部を改正する法律	三・二六	三・二六	九
三七	酒税の保全及び酒類業組合等に關する法律	三・二七	三・二六	七
三八	法務省設置法の一部を改正する法律	三・二六		
三九	製造たばこの定價の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律	三・二二		

○衆議院提出の部（二十五件）

六三	統計法の一部を改正する法律	三・三		
六五	生活保護法の一部を改正する法律	三・二		
七七	解散團體財産收入金特別會計法を廢止する法律	三・九		
八二	アルコール專賣事業特別會計法の一部を改正する法律	三・二		
八五	製鹽施設法の一部を改正する法律	三・二		
八六	兒童福祉法の一部を改正する法律	三・九		
九一	農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律	三・三		
一一〇	下級裁判所の設立及び管轄區域に關する法律の一部を改正する法律	三・三		
一一八	舊外貨債處理法による借換濟外貨債の證券の一部の有効化等に關する法律の一部を改正する法律	三・三		
一三五	消費生活協同組合資金の貸付に關する法律	三・三		
一四八	麻薬取締法	三・三		
一四九	大麻取締法の一部を改正する法律	三・三		
提出 番號	件 名	成立 月日	公 布	法律 番號
一	昭和二十七年産米穀について超過供出獎勵金等に對する所得税の臨時特例に關する法律	二・四	三・三	三五
二	一般職の職員等の俸給の支給方法の臨時特例に關する法律	二・三	三・三	三三

三	農林水産業施設災害復舊事業費國庫補助の暫定措置に關する法律の一部を改正する法律	三・五	三・三	三七
七	町村の警察維持に關する責任轉移の時期の特例に關する法律	三・三	三・六	三三
八	濕田單作地域農業改良促進法	三・三	三・九	三四
九	てん菜生産振興臨時措置法	三・三	一・九	二
一一	農林漁業金融公庫法	三・四	三・九	三五
一二	農山漁村電氣導入促進法	三・四	三・九	五六
一三	母子福祉資金の貸付等に關する法律	三・九	三・九	五〇
一四	日本國有鐵道法の一部を改正する法律	三・四	三・六	五九
一五	保安廳法の一部を改正する法律	三・四	三・七	四三
一六	戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律	三・三	三・六	四四
一九	日本專賣公社法の一部を改正する法律	三・四	三・六	四六
二〇	オホーツク海暴風浪及びカムチャツカ沖地震による漁業災害の復舊資金の融通に關する特別措置法	三・三	三・九	五七
二三	飼料需給安定法	三・六	三・九	五六
二六	國會議員の歳費、旅費及び手當等に關する法律の一部を改正する法律	三・四	三・五	三三
二七	裁判官彈劾法の一部を改正する法律	三・六	三・五	三三
二八	平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に關する法律の一部を改正する法律	三・四	一・三	四
二九	農業改良助長法の一部を改正する法律	三・四	三・九	五三

○参議院提出の部（二件）

三〇	国立國會圖書館法第二十條の規定により行政各部門に置かれる支部圖書館及びその職員に關する法律の一部を改正する法律	二・四	二・三	五
三一	海岸砂地地帶農業振興臨時措置法	二・六		
三三	醫師會、齒科醫師會及び日本醫療團の解散等に關する法律の一部を改正する法律	二・六	三・五	八
三四	海上保安官に協力援助した者の災害給付に關する法律	三・三		
四二	飼料の品質改善に關する法律	三・三		
四七	主要農作物種子法の一部を改正する法律	三・三		

審議未了法案一覽表

○内閣提出の部（一三六件撤回一件）

提出 番號	件	名	成立月日	公 布
五	簡易生命保險及び郵便年金の積立金の運用に關する法律の一部を改正する法律	三・四	二・七	三・六
九	醫師國家試験豫備試験の受験資格の特例に關する法律の一部を改正する法律	三・三		
三〇	以西機船及び網漁業及び遠洋かつお、まぐろ漁業の許可等についての漁業法の臨時特例に關する法律案			
三一	武器等製造法案			
三三	榮典法案			
三五	日本國に駐留するアメリカ合衆國軍隊の行爲による特別損失の補償に關する法律案			

三九	日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案
四〇	所得税法の一部を改正する法律案
四一	法人税法の一部を改正する法律案
四二	富裕税法を廢止する法律案
四三	相続税法の一部を改正する法律案
四六	司法試験法の一部を改正する法律案
四七	登録税法の一部を改正する法律案
四八	揮發油税法の一部を改正する法律案
四九	有線電氣通信法案
五〇	公衆電氣通信法案
五一	有線電氣通信及び公衆電氣通信法施行法案
五二	海事代理士法の一部を改正する法律案
五四	國民健康保險再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案
五五	保安廳法の一部を改正する法律案
五六	産業投資特別會計法案、
五七	産業労働者住宅資金融通法案
六〇	郵便法の一部を改正する法律案
六一	判事補の職權の特例等に關する法律の一部を改正する法律案
六二	米國對日援助物資等處理特別會計法を廢止する法律案
六四	一般會計の歳出の財源に充てるための緊急物資輸入基金からする一般會計への繰入金に關する法律案
六六	輸出信用保險法の一部を改正する法律案
六七	少年法の一部を改正する法律案
六八	少年院法の一部を改正する法律案
六九	不正競争防止法の一部を改正する法律案
七〇	消防施設強化促進法案

七一	鑛業法の一部を改正する法律案
七二	人權擁護委員會法の一部を改正する法律案
七三	義務教育學校職員法案
七四	國際的供給不足物資等の需給調整に關する臨時措置に關する法律の一部を改正する法律案
七五	木船再保險法案
七六	外國人登録法の一部を改正する法律案
七八	設備輸出爲替損失補償法の一部を改正する法律案
七九	義務教育學校職員法の施行に伴う關係法律の整理に關する法律案
八〇	木船再保險特別會計法案
八一	外國爲替資金特別會計法の一部を改正する法律案
八三	造幣局特別會計法の一部を改正する法律案
八四	舊令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置の一部を改正する法律案
八七	民生委員法の一部を改正する法律案
八八	電氣事業及び石炭鑛業における爭議行爲の方法の規制に關する法律案
八九	國立學校設置法の一部を改正する法律案
九〇	國稅徵收法の一部を改正する法律案
九二	青少年問題協議會設置法案
九三	國民金融公庫法の一部を改正する法律案
九四	納稅貯蓄組織法の一部を改正する法律案
九五	鐵道債券及び電信電話債券等に對する政府の元利拂の保證に關する法律案
九六	在外公館の名稱及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案
九七	厚生省設置法の一部を改正する法律案
九八	地方税法の一部を改正する法律案
九九	國土調查法の一部を改正する法律案
一〇〇	特別減稅國債法案

一〇一	關稅定率法等の一部を改正する法律案
一〇二	砂糖消費稅法の一部を改正する法律案
一〇三	物品稅法の一部を改正する法律案
一〇四	有價證券取引稅法案
一〇五	租稅特別措置法の一部を改正する法律案
一〇六	船員保險法の一部を改正する法律案
一〇七	健康保險法の一部を改正する法律案
一〇八	厚生年金保險法の一部を改正する法律案
一〇九	自治大學校設置法案
一一一	恩給法の一部を改正する法律案
一二二	警察法案
一二三	私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の一部を改正する法律案
一二四	農業災害補償法の一部を改正する法律案
一二五	農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に關する法律案
一二六	地方公共團體の負擔の納付の特例に關する法律案
一二七	昭和二十一年度における一般會計、帝國鐵道會計及び通信事業特別會計の借入金の償還期限の延期に關する法律の一部を改正する法律案
一二九	保險業法の一部を改正する法律案
一二〇	刑法等の一部を改正する法律案
一二一	社寺等に無償で貸し付けてある國有財産の處分に關する法律の一部を改正する法律案
一二二	國家公務員等に對する退職手當の臨時措置に關する法律の一部を改正する法律案
一二三	日本專賣公社法の一部を改正する法律案
一二四	地方財政法の一部を改正する法律案
一二五	郵便物運送委託法の一部を改正する法律案
一二六	資產再評價法の一部を改正する法律案
一二七	昭和二十八年度における特定道路整備事業特別會計の歳出の財源の特例に關する法律案

一一八	厚生保險特別會計法の一部を改正する法律案
一二九	食糧管理特別會計法の一部を改正する法律案
一三〇	刑事訴訟法の一部を改正する法律案
一三一	昭和二十八年度における國債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に關する法律案
一三二	大藏省設置法の一部を改正する法律案
一三三	地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案
一三四	日雇労働者健康保險法案
一三六	食品衛生法の一部を改正する法律案
一三七	火藥類取締法の一部を改正する法律案
一三八	中小企業金融公庫法案
一三九	臨時船賃等改善助成利子補給法案
一四〇	水先法の一部を改正する法律案
一四一	教育職員免許法及び教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案
一四二	日本航空株式會社法案
一四三	未歸還者留守家族等援護法案
一四四	戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案
一四五	旅券法の一部を改正する法律案
一四六	日本國有鐵道法の一部を改正する法律案
一四七	建設業法の一部を改正する法律案
一五〇	農業委員會法の一部を改正する法律案
一五一	農業協同組合法の一部を改正する法律案
一五二	國會議員の選舉等の執行經費の基準に關する法律の一部を改正する法律案
一五三	中小企業信用保險法の一部を改正する法律案
一五四	未歸還者留守家族等援護法の施行等に關する法律案
一五五	印刷局特別會計法等の一部を改正する法律案

一五六	警察法の施行に伴う關係法令の整理に關する法律案
一五七	學校教育法等の一部を改正する法律案
一五八	國の援助等を必要とする歸國者に關する領事官の職務等に關する法律案
一五九	金管理法案
一六〇	小額通貨の整理及び支拂金の端數計算に關する法律案
一六一	私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の一部を改正する法律案
一六二	外務省設置法の一部を改正する法律案
一六三	大日本育英會法の一部を改正する法律案
一六四	行政機關職員定員法の一部を改正する法律案
一六五	證券取引法の一部を改正する法律案
一六六	輸出取引法の一部を改正する法律案
一六七	元南西諸島官公署職員の身分、恩給等の特別措置に關する法律案
一六八	證券投資信託法の一部を改正する法律案
一六九	地方自治法の一部を改正する法律案
一七〇	航空機抵當法案
一七一	社會保險審査官及び社會保險審査會法案
一七二	外航船舶建造融資利子補給法の一部を改正する法律案
一七三	信用保證協會法案
一七四	と畜場法案
一七五	木材防腐特別措置法案
一七六	臨時船舶建造調整法案
一七七	信用金庫法の一部を改正する法律案
一七八	らい豫防法案
一七九	財團法人日本遺族會に對する國有財産の無償貸付に關する法律案
一八〇	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う關係法令の整理に關する法律案

一八一	海上運送法の一部を改正する法律案
一八二	鹽業組合法案
一八三	開拓融資保證法案
一八四	國有財産法等の一部を改正する法律案
一八五	閉鎖機關令の一部を改正する法律案
一八六	農林漁業組合連合會整備促進法案
一八七	漁船損害補償法の一部を改正する法律案

○衆議院提出の部（二十九件 撤回五件）

提出 番號	件	名
五	狩獵法の一部を改正する法律案	
一〇	米穀の賣渡代金に對する所得稅の特例に關する法律案	
一一	中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案	
一二	日本國との平和條約の効力の發生及び日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の實施等に伴い國家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律案	
二二	道路運送法の一部を改正する法律案	
二四	道路整備費の財源等に關する臨時措置法案	
二五	回力球競技法案	
三二	勤勞者住宅建設促進法案	
三五	國際電信電話株式會社法を廢止する法律案	
三六	教育委員會法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案	
三七	地方鐵道軌道整備法案	
三八	肥料需給安定法案	
三九	産業勞働者住宅公社法案	
四〇		

四一	日本國有鐵道法の一部を改正する法律案
四二	厚正省設置法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案
四三	關係委員會法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律の施行に伴う關係法令の整理等に關する法律案
四四	教育職員免許法の一部を改正する法律案
四六	教育職員免許法の一部を改正する法律案
四八	有畜農家創設特例措置法案
四九	特定中小企業の安定に關する臨時措置法の一部を改正する法律案
五〇	公職選舉法の一部を改正する法律案
五一	建築基準法の一部を改正する法律案
五二	北海道防寒住宅建設等促進法案
五三	教育免許法施行法案
五四	勞働基準法の一部を改正する法律案
五五	道路運送法の一部を改正する法律案
五六	離島振興法案
五七	公職選舉法の一部を改正する法律の施行に伴う關係法律の整理に關する法律案
五八	高等學校の定時制教育及び通信教育振興法案
五九	商工會議所法案

○參議院提出の部（十三件 撤回一件）

提出 番號	件	名
二	織物消費稅法の廢止に伴う特別措置に關する法律案	
三	勞働金庫法案	
四	母子福祉資金貸付法案	
六	海岸保全法案	
七	道路交通取締法の一部を改正する法律案	

昭和28年度一般會計暫定豫算
(4・5月分)
(單位百万圓)

歳入	114,502
歳出	141,740
差引歳出超過額	27,238
◇歳入内譯	
租税及び印紙收入	103,463
官業益金及び官業收入	2,098
政府資産整理收入	955
雑収入	7,985
◇歳出(重要經費)内譯	
防衛支出金	15,000
保安廳經費	5,816
公共事業費	20,481
食糧増産對策費	9,977
文教施設費	1,175
住宅對策費	1,424
官廳營繕費	329
農林漁業金融公庫出資	2,000
生産保護費	6,398
兒童保護費	1,182

昭和二十八年年度國費一般會計暫定
豫算について

三月二十日參院緊急集會において成立した昭和二十八年年度一般會計暫定豫算(四、五月分)の概要は左表の通りである。

八	國の所有に屬する物品の賣拂代金の納付に屬する法律の一部を改正する法律案
一〇	賣春等處罰法案
一一	勤勞青年教育振興法案
一二	古物營業法の一部を改正する法律案
一三	港灣運送事業法の一部を改正する法律案
一四	清掃法案
一五	覺せい刑取締法の一部を改正する法律案
一六	日雇勞働者健康保險法案

地方議會における懲罰事件と行政事件
訴訟特例法との問題

十カ月ぶりに解決へ

本問題についてはさきの「時報」第四卷第七號及び同第五卷第一號にその經過等を詳載したが、負擔の異議權行使が正面から却下された類例のない事件だけに、中央の政治問題ともなり、行政事件訴訟特例法の解釋をめぐつて行政、司法兩權の限界にどのような一線を引くかの重大テストケースとして、青森地裁及び最高裁の判決に對する青森縣議會の出方とともに、その成行が注目されていたのであるが、縣議會側は一原審の認定に對しては、なお十分争うべき余地を残しているが、現行法上多くの矛盾疑義を包蔵している段階で、この紛争を控訴によつてこれ以上繼續することは、議會内部の問題としては避けるべきである」という見解に立ち、本件については控訴しないとともに「一切を白紙に還し相携えて縣政の伸展に盡力する」という聲明を發し、結局縣議會側の敗訴ということ終止符を打った。

明確な法的措置を

問題は、一應縣議會側の敗訴とはなつたものの、最高裁の決定に附せられ田中裁判官

失業對策費	3,008
留守家族等援護費	620
國立學校運營費	4,014
義務教育費國庫負擔金	8,900
育英事業費	701
地方財政平衡交付金	18,700
農業保險費	533
國家地方醫療費	3,272
海上保安費	961
刑務所等收容刑及び作業費	807
徴稅費	2,374
租稅拂戻金	1,500
國債費	2,860
在外公館費	499
輸入食糧價格調整補給金	3,000
文官等恩給費	2,500
豫備費	750
災害對策豫備費	1,000
雜件	21,950

その他の個別的意見を見ても、法律上の問題としては、なお將來において解決しなければならぬ疑義を残しており、縣議會側としても「懲罰権はあくまで議會の自律權として尊重すべきである」とこの點についての明確な法的措置を關係當局に要望している。従つて根本的には法律上の問題としては、なお將來に重要課題を残している譯である。

以下事件經過の概要、最高裁の決定、決定の際の田中、眞野兩裁判官の個別意見及び縣議會の聲明書（抄）を掲げ、大方の参考といたしたい。

一、事件經過概要

——發端より終結まで

年月日	事	項	備考
昭和 二七、三、一三	第二九回青森縣定例議會本會議において議員の懲罰事犯起る		
昭和 二七、三、一五	議會において同議員除名の懲罰議決行わる		
昭和 二七、三、二四	被除名者議員より青森地裁に對し「除名處分取消請求の訴」と「執行停止命令の申立」行わる		
昭和 二七、四、九	青森縣議會は、青森地裁に右に對する反ばく意見書を提出		
昭和 二七、四、二八	青森地裁より「除名處分取消請求の判決確定まで、除名處分の効力發生を停止する」旨決定		
昭和 二七、五、一四	内閣總理大臣は、青森縣議會の申請により行政事件訴訟特例法第十條第二項但書にもとづき青森地裁に對し異議陳述書提出		
昭和 二七、五、二七	青森地裁は、右異議申立に對し「執行停止決定を取消さず」と決定		
昭和 二七、五、二八	議長は右決定に對し、再度異議の申立方を總理大臣に申請。なお、地方自治廳に對し「當面議會の執るべき措置について」照會		この申請に對する總理大臣の再決定は行われず
昭和 二七、六、一	議會は、民訴法第四百十九條の二により最高裁に對し青森地裁の決定（四、二八及び五、二七）取消方抗告		これまでの經過を、六、六特集資料No.18をもつて通知済み

二、最高裁の決定

昭和 二七、六、一二	議長の地方自治廳に對する「議會の執るべき措置」について次長名をもつて回答あり	
昭和 二七、六、二〇	第三十回青森縣議會定例會において、被除名者議員の身分を否認することとなる	
昭和 二八、一、七	青森地裁より次のとおり判決 「議會の除名議決は取消す」	
昭和 二八、一、一六	最高裁において次のとおり決定 「抗告棄却」	
昭和 二八、一、一九	議會は全員協議會を開き協議の結果、青森地裁の判決に對し控訴しないと決定	
昭和 二八、一、二〇	右決定にもとづく議會の態度表明の聲明書を發す	
昭和 二八、一、二二	青森地裁の判決確定	／

主 文
抗 告 人 青 森 縣 議 會
相 手 方 被 除 名 議 員

本件抗告を棄却する。
抗告費用は抗告人の負擔とする。

理 由

行政事件訴訟特例法一〇條二項但書の内閣總理大臣の異議は、同項本文の裁判所の執行停止決定のなされる以前であることを要するものと解するを相當とする。ただし右一〇條二項は「、裁判所は申立てに因り又は職權で、決定を以て、處分の執行を停止すべきことを命ずることができる。但し、、内閣總理大臣が異議を述べたときはこの限りでない」と規定するところであつて、右は内閣總理大臣の異議が述べられたときは、裁判所は執行停止の決定をすべきでないという趣旨の規定であつて、停止決定後に異議が述べられた場合をも含んだ規定とは解せられないからである。

さて、記録によれば、原審が執行停止の決定をしたのは昭和二十七年四月二十八日であり、内閣總理大臣の異議が述べられたのは右の後である。同年五月十六日であるこ

とが明らかであるから、本件異議は不適法なものであり、したがってこの異議を前提とする本件抗告もまた不適法なものといわなければならない。そして本件抗告の對象である原審決定のうち、執行停止の決定は何等違法のかとはなく、また執行停止の決定を取り消さない旨の決定は、結局原審は本件異議を排斥し（もつて先にした停止決定を維持し）たものであるから、以上當裁判所の判断の結果と同一に歸するものである。

以上の理由により、抗告理由に對する判断を用いることなく、本件抗告はこれを棄却し、抗告費用は抗告人の負擔として、主文のとおり決定する。

この決定は裁判官田中耕太郎、同栗山茂、同眞野毅、同齋藤悠輔、同小林俊三の次のとおりの個別意見の外は、裁判官一致の意見によるものである。

註 本事件の最高裁判所裁判官

裁判長裁判官

田中 耕太郎

裁判官

霜山 精一

同

井上 登

同

栗山 茂

同

眞野 毅

同

小谷 勝重

同

島 保

同

齋藤 悠輔

同

藤田 八郎

同

岩松 三郎

同

河村 又介

同

谷村 唯一郎

同

小林 俊三

同

本村 善太郎

同

入江 俊郎

三、裁判官田中耕太郎氏の個別意見

多數意見は行政事件訴訟特例法一〇條二項但書の内閣總理大臣の異議が同項本文の裁判所の執行停止決定のなされる以前であることを要するとの理由で、職權調査の結果本件抗告を棄却したが、この除名處分執行停止申立事件にはもつと根本的なところ

に問題が伏在するのである。それは地方議會議員の除名に對し、裁判所が執行停止を命ずる決定をすることができるといふことに外ならない。そうしてこれは本件に關する本案訴訟（縣議會議員除名處分取消請求事件）についても當然問題となつてくるのである。多數意見は本件について裁判所が執行停止を命ずる決定を當然なし得るものとする前提に立つて、執行停止に關する法律の規定の解釋に及んでいるのである。

本件の内閣總理大臣の異議には、理由として「議員に對する懲罰の議決は、一般の行政廳による處分とは異り、全く議會内部の規律を維持するための自律作用として地方自治法上認められているものであるから、懲罰の議決の執行が裁判所の最終判決に基かないで、決定を以て停止されるということになれば、地方議會の自主的運営は著しく、且つ不當に阻害される結果となり、延いては地方自治の本旨を害するに至る處れなし」としない一との理由が附されている。私もまた本件の除名處分が議會の内部規律の問題として、議會自體の決定に委ねべきものであり、司法權の介入の範圍外にあるものと考えざるを得ない。この點において判決による介入を認める立場をとっている總理大臣の異議はむしろ不徹底だといわなければならない。

勿論議會の内部關係の問題に司法權が全然關係しないのではない。この關係のある方面は地方自治法によつて定められている。又憲法に規定する法の下における平等の原則のごとき議會の内部關係にも關係をもつ。ただ同法一三二條一三三條その他同法及び會議規則に違反し、懲罰を科すべきものなりや否や又如何なる種類又は程度の懲罰（戒告、陳謝、出席停止又は除名、出席停止の日數）を科すべきかは、議會が結局的に定むるところによるものである。

以上の結論の理論的基礎としては、これを法秩序の多元性に求めなければならない。凡そ法的現象は人類の社會に普遍的のものであり、必ずしも國家という社會のみに限られないものである。國際社會は自らの法を有し、又國家なる社會の中にも種々の社會、例えば公益法人、會社、學校、社交團體、スポーツ團體等が存在し、それぞれの法秩序をもっている。法秩序は社會の多元性に應じて多元的である。それ等の特殊の法秩序は國家法秩序即ち一般的法秩序と或る程度の關連があるものもあればないものもある。その關連をどの程度のものにするかは、國家が公共の福祉の立場から決定すべき立法政策上の問題である。従つて例えば國會、地方議會、國立や公立學校の内部の法律關係について、一般法秩序がどれだけの程度に浸透し、従つて司法權がどれだけの程度に介入するかは個々の場合に同一でない。而するに國會や議會に關しても、

司法權の介入が認められない純然たる自治的に決定さるべき領域が存在することを認めるのは決して理論に反するものではない。そうして本件の問題である懲罰の事案のごときは正にかかる領域に属するものと認められなければならない。

勿論團體の種類によつては、法が多数決による除名を團體に委ねない場合がある。例えば商法八六條に規定する合名會社の社員を除名（業務執行權若しくは代表權の喪失も同様である）の場合には他の社員の過半数の決議を以て足れりとしなないで、その宣告を裁判所に請求しなければならぬことになつてゐる。この場合には合名會社の關係の特殊性に鑑み、除名に關する事項に關し會社の内部關係に對する一般の法秩序の側からする干渉を認め、單なる社員の決議だけでは足りないとしたのである。ところが地方議會や國會における懲罰事件については、もしその事由たる事實の存否又は裁判の當不當を關係者が一々裁判所に訴えて争うことができるとするならば、結局裁判所が議員を除名問題について最後の決定者たるべきこと合名會社の場合と異なることなきにいたるのである（なお會社の法律關係は全體として一般法秩序に編入されているために、假令昭和十三年改正法前の除名のごとく他の社員の一致のみによつて除名ができる場合にも、除名の無効の確證の請求を裁判所にし得ることが認められるのである）。要するに地方議會の懲罰に關しては、議會全體が最終の決定者であること國會の場合と同様である。假りに多數者が横暴に振舞ひ、事實として懲罰の事由の存否が疑わしい場合に懲罰に附し、又は情狀が輕いの比較的重い制裁を課したような事情があつたとしても、それは結局事實認定裁量の問題に歸し、從つてその當不當は政治問題たるに止まり、違法の問題ではないのである。

この點に關し、懲罰の種類が戒告、陳謝、一定期間の出席停止の場合と除名とを區別し、前の種類のもののみを内部規律とする説もあるが、この説は、全然理論的基礎を欠くものである。そこには議員の地位自體を奪うことが議員にとつて極刑であるとか、議員が選舉によつてその地位にあるとかいう考慮が伏在するであろうが、そのいずれも根據とすることができない。ただ公選議員を議員の決議を以て除名することができないものとする——これは地方議會たる國會たるを問わぬ問題である——主張が一つの立法論として成り立つこと勿論である。又もし大學の學生に對する退學處分を譴責、停學等の制裁と同様に學校の内部規律と認める立場をとるにおいては、議員の場合の除名を他の種の制裁と區別する理由は全然存在しないのである。

次に除名が行政事件訴訟特例法の行政廳の處分の中に包含せられるや否やの點に關しても一層の検討が必要である。議會は執行機關ではなく議決機關であり、それが行

政處分をなすことは執行機關たる知事の職務權限に屬する。かような行政處分の相手方は個々の住民である。地方議會が行政廳として住民と關係に立つ場合は考え得られない。なお地方議會の決議が外部に對して効力を有するものでなく、從つてこれを行政處分といひ得ず、又議會を行政廳といひ得ないことは從來學說判例の一般に認めてゐるところである。果してしからばこのことは除名を含む懲戒の決議に關しても理論上同様でなければならぬのである。

のみならず行政事件訴訟特例法が豫想してゐる處分が議會の内部規律に由來する除名處分のごときものを包含しないことは、同法一〇條二項が處分の執行に因り生ずべき償ふことのできない損害「緊急の必要」一公共の福祉に重大な影響を及ぼす虞」というような言句からしても推察せられ得るのである。かような言句は除名處分の執行又はその執行停止とびつたり結びつかないように思われる。法がこの規定において除名の場合を豫想してゐるものとは考えられない。原決定（昭和二十七年五月二十七日青森地方裁判所民事部）が、特例法一〇條が「明かに議員の懲罰處分に關しても執行停止命令を認めてゐる」といつてゐるのは無理である。それは單に同條が「特に除外例を設けていない」という理由に依つてゐるのみであり、何等理論的解釋をなしたものである。なお執行停止の決定（昭和二十七年四月二十八日同裁判所同部）が處分により「償ふべからざる損害を招來する」理由として一、重要議案山積の時に當り野黨第三控室議員團の財政、豫算關係の主査議員たる地位にある中立人の議會活動の完全なる停止」を掲げているが、かような事情は除名の場合に屢々存在するのであり、これを償ふべからざる損害といひ得るならば、除名處分の執行停止は殆んど例外なく行われることになる。のみならずこの場合の損害は處分の對象たる者（即ち被除名者）個人について生ずべきものであるべきに、この場合にはしからずして議會全體又は縣自體について生ずるものである。かような點から見て、行政事件訴訟特例法を議會の除名處分にまで及ぼしてゐる裁判所の從來の取扱は誤つてゐるものといわなければならない。

要するに裁判所は國家やその他の社會の中に「法の支配」を實現する任務を負擔するものであるが、それが關係し得る事項には一定の限界がある。それは社會の性質によつて一様ではない。第一に國家は行政廳の裁量處分の當不當には介入し得ないこと勿論である。第一に單に當不當の問題に委ねられないで法規の制約が存する場合においても、法規の要件を充足するや否やが當該社會の自主的決定に一任されている場合には、それに介入することができない。そうして本件の場合はこの第二の場合に屬す

るのである。裁判所が關係する法秩序は一般的のものに限られ、特殊のものには及ばないのである。もし裁判所が一々特殊な法秩序に關する問題にまで介入することになれば、社會に存するあらゆる種類の紛争が裁判所に持ち込まれることになり一方裁判所万能の弊に陥るとともに、他方裁判所の事務處理能力の破綻を招來する危険なきを保し得ないのである。裁判所は自己の權限の正しい限界線を引きなければならぬ。

本件は司法と行政との限界に關する問題として現われて來てゐるが、實はそれよりも一層根本的な法秩序相互の關係の問題に關連してゐるのである。この極めて重要な事案に關する多數意見は、その當否はしばらく論外として、除名問題について裁判權が存在することを當然の前提として、行政事件訴訟特例法の手續的な一局部に關する解釋を下しているにすぎない。ところがこの前提自體に誤りが存し、裁判所はこの種の事項について裁判權を有しないものと認めなければならぬ。この故に本件抗告は理由があり、從つて昭和二十七年四月二十八日及び同年五月二十七日の青森地方裁判所民事部の兩決定は共に違法として取り消さるべきものである。

四、裁判官眞野毅氏の個別意見

私は、本件抗告を棄却し、抗告費用は抗告人の負擔とする結論を採る。行政事件訴訟特例法一〇條一項においては、行政廳の違法な處分の取消又は變更に係る訴訟その他公法上の權利關係に關する訴訟の提起は處分の執行を停止しない旨を規定し、同二項本文においては、右訴の提起があつた場合において一處分の執行に因り生ずべき償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、裁判所は申立に因り又は職權で決定を以て、處分の執行を停止すべきことを命ずることができる旨を規定し、同項但書においては「但し、執行の停止が公共の福祉に重大な影響を及ぼす虞のあるとき及び内閣總理大臣が異議を述べたときはこの限りでない」と定めてゐる。しかし、わたくしの考えによれば、この但書中の「内閣總理大臣が異議を述べたとき」は處分の執行を停止すべきことを命ずることができない旨を定めた規定は、憲法の三權分立の原則に違反し無効であると云わなければならぬ。行政廳の違法な處分によつて權利を侵害され法律上の争訟が生じたときは、當事者はその救済を求めするために違法な處分の取消又は變更等の訴訟を裁判所に提起することを得るのは當然であり、これは憲法上裁判所の權限である司法權に關することは疑のないところである。そして、この種の訴の提起があつた場合に、前記一〇條二項本文により處分の執

行停止を命ずると否とは、同様に司法權に關する司法的處置であることもまた明らかである。しかるに同項但書において内閣總理大臣が異議を述べたときには、處分の執行停止を命ずる司法的處置を採ることを禁止してゐるのは、内閣總理大臣という行政機關が司法權の領域を侵犯して處分の執行停止を命ずるか否かという司法的處置に干渉するものであるから、三權分立の原則に違反するわけである。およそ立憲國における憲法は、一人又は一群の少數者が國家權力を掌握する專制政治を排除し、權力の不當な獨占ないし集中を阻止し、國民の自由と基本的人權を擁護するために、平面的には國家統治權を分割すると共に立體的にはこれをそれぞれ各獨立の國家機關に歸屬せしめ、以てこの分立した機關をしてそれぞれ統治權を行使せしめる機構を定めてゐるのである。これが憲法統治の根幹をなす基本原理である。そして、通常統治權を立法、司法、行政の三作用に分ち、立法權は立法府に、司法權は裁判所に、行政權は政府に屬するものとして權力の分配（セパレーション・オブ・パワーズ）を行つてゐる。わが國では、從來一般にこれを三權分立と呼び慣れてゐる。ここに「分」とは平面的な權力の分配を意味し、また「立」とは各獨立した機關がこれを行う立體觀を表現したものとして解せられるのであつて「分立」の二字はまことに含蓄に富み意味深長なものがある。

しかしながら、三權分立を單に統治作用の本質によつてのみ理論的に分割して行使するといふのでは、到底國政の圓滿な運営は期待できないという實際的考慮の下に、權力の分配を定めるに當り米國憲法の制定者等は、各國家機關の間に權力の均衡を保たしめ、各機關をして相互に他を抑制せしめる一種特別の制度すなわち抑制均衡の制度（チェック・アンド・バランス・システム）を採用入れた。わが新憲法もまたこの抑制均衡と三權分立の二大原則の交錯調整から成立つてゐる。本質的には立法權に屬する法律について違憲審査權が裁判所の權限に分配され、また本質的には司法權に屬する彈劾裁判が國會の權限に分配されてゐるのは抑制均衡の顯著な適例である。

かくして三權分立の原則上一つの國家機關に分配された權限は、その機關の活動し得る領域の範圍を畫するものであつて、從つてこれはその機關の活動の積極的限界である。そして、この一つの機關の活動の積極的限界は、とりもなおさず同時に他の機關が恣にこれを侵犯することのできない領域であつて、從つてこれは他の機關の活動の消極的限界である。立憲制度の下においては、憲法上分配された各機關の權限は、互に獨立であつて、從つて互に相侵すことのできないのが根本的な原理である。もし一つの國家機關に分配された統治權が他の機關によつて隨意に侵され得るものとすれ

ば、異なる二つ以上の權力が同一機關の下に不當に且つ過度に集中することとなり、たやすく専制化し、三種の分配はただ畫ける餅のごとく全く實利實益のないものと化しつゝには専制政治を排除し國民の自由を擁護せんとする憲法の最大目的は跡方もなく踏みじられてしまふに至る端緒となるであらう。

この道理は、抑制均衡の原則上ある機關に權力が分配された場合についても同様である。すなわち、その分配された權力は何れも各機關に専断し、従つて他の機關は、たとえ三種分立の原則上は本質的な権限をもつてゐる事柄に對しても、もはやこれを侵犯することを得ないものといわなければならぬ（なお詳細については、昭和二十五年六月二十四日言度、同年（分）一號事件決定、同年七月一日發行裁判所時報六一號六頁以下参照）。

そこで、さらに本件の關係において考えてみよう。違法は行政處分（裁量が不當だといふのではなく）によつて權利を侵害されたものがその救済のために處分の取消又は變更の訴を裁判所に提起し、裁判所がこれに對し裁判をすることは本質上司法權に屬すると共にこの訴訟に關連して假の處置として違法と認められる行政處分の法律効果を判決まで一時的に停止することは、司法權に固有な司法的處置であつてその以外の何物でもない。行政訴訟だからといつて、裁判所は行政府の代行で行政的處置をするわけでないことは、天日のごとく明らかである。司法權の領域において「すべて裁判官は、その良心に従ひ獨立してその職權を行い、この憲法及び法律にのみ拘束される」（憲法七六條）立法者は、法律を制定して裁判官がその職務を行うに必要な規律を定めた場合には、裁判官は法を解釋適用する者としてその法律に従ふなければならぬといふことは言うをまたぬところである。そこで、前記一〇條二項但書には「内閣總理大臣が異議を述べたときは」處分の執行停止を命ずることを禁止しているから、一應裁判所はこの法律規定のために處分の執行を停止することを命ずることができないように見える。しかし、法律だからといって男を女とし女を男とする以外のことは何でも規定できるという萬能効は認められない。裁判官がその職務を行う規律として制定される法律は、一般的、抽象的な内容を有する法規であるべきであり、裁判官はこれを個別的、具體的の事件に適用して司法的處置をしてゆくのである。これに反し、法律の内容が抽象的でなく、具體的事件についてする裁判所の司法的處置に當り、個別的内閣總理大臣が異議を挟んで具體的な司法的處置に介入することを許すことを規定するにおいては、異議のあつた場合にはそれはもはや實質的には司法的處置ではなく、行政處分と變質するに至るであらう。別の言葉でいへば、政府の干渉によつて

裁判所は執行停止の司法的處置を禁止されることになり、政府が具體的事件において裁判所の司法的處置を指揮する結果となる。平たくいつても裁判所が司法的處置をしようとしているときに、内閣總理大臣から異議が出され、この異議に従わなければならないものとするれば、そのどこに司法權の獨立があるものであらうか。これをしも行政、司法兩權の混同とよぶことが許されないであらうか。わたくしは、寡聞短見にして未だかつてかかる類型の立法例の存在するところを見聞した経験がない。憲法の大原則である三種分立が混迷し、紛々として亂れゆくところに、専制政治全體主義獨裁政治やシーザリズムが頭をもたげる危險が伏在することは、あえて識者の言を俟つまでもない。これ、わたくしが、内閣總理大臣の異議に關する前記規定をもつて、違憲無効であると判斷するゆゑんである。

察するに、行政處分の執行の停止を命ずることは、行政權の作用に重大な影響を及ぼす場合があるから、行政權の首班である内閣總理大臣に異議權を認める規定をおいたのであらう。そして、その趣旨は十分わかるが、具體的事件について異議をいわせることは、前述のように三種分立の原則に反し何としてもまずい。前記但書中の「執行の停止が公共の福祉に重大な影響を及ぼす惧のあるとき」とあるだけで不十分であるとするならば、適當な一般的、抽象的な制限を設けたらいいではないか。また本件のように一地方の一議會の一議員が除名に關する訴訟において、一國の内閣總理大臣をして行政的指揮監督の職務權限のない行政處分に關して裁判所の司法的處置に對して、異議を唱えしめる妥當性がどこにあるであらうか。鵝頭を割くに何ぞ牛刀を用いんやの感を強くいだかせるものではなからうか。

最後に、あるいは前記内閣總理大臣の異議權を認めることは、行政訴訟事件において司法權と行政權との圓滿な調節のために必要であり、且つ妥當であると考える者があるかも知れない。この考え方は上述した抑制均衡の思想であるが、そして一應最もらしく思える節もあるが、抑制均衡は國の最高法規である憲法をもつて定むべき事項であり、憲法自體においてならば如何様にも適宜にきめられ得ることであるが、この思想を法律をもつて實現しようとするには、三種分立の原則その他の憲法規定に違反することは許されないのである。

これを要するに、本件における内閣總理大臣の異議は不適法なものであるから、異議の有効を前提とする抗告理由はすべて理由がなく、本件抗告は棄却さるべきものである。

なお、本件に關し二、三の裁判官から地方公共團體の議會（以下議會という）の議

員の除名に對しては、被除名者は裁判所に出訴することを得ないとの意見が提唱されているが、これは新憲法下における行政訴訟に關する相當重要な問題であり、同時に本件に關する一層基本的な問題でもあるから、この點に關し卑見を述べることはわたくしの責務であると信ずる。わたくしは、被除名者は裁判所に出訴することができるという多數説の暗黙の前提理念を正しいものと考える。

人の作つた法は所詮神の作り給へる法には及ばない。という中世紀的な教權思想に胚胎しそれと糸を引く彼の自然法やネオ自然法を信奉し、あぐくの果てには一自然法に反する憲法の規定は無効である」とまで公然と言明する自信と理性と勇氣を持合せない限り、今や獨立した日本國に生起するすべての法律問題は、悉く日本國憲法の源泉に遡りそこから出發して檢討を加えなければならぬことはいふまでもない。

人類が法治國家、立憲國家を形成するに至るまでには、過去十數世紀の長きに亘る人類の自覺の進歩と努力の結集との賜に外ならないことは、歴史の證明するところである。個々具體的に行われる專制を排除するために抽象的な規準を定める法律を獲得し、さらに進んでその法律による專制を排撃するために統治の基本法である憲法を獲得したのである。かくて、現代國家は實定法(制定法、判例法、慣習法を含めて)に基く法秩序の上に存立し、國民は實定法の支配の下に安定ある生活を享受することを得る仕組になつてゐるのである。そして、この實定法に基く法秩序が破られ又は破られんとするとき、すなわち違法に權利が侵害され又は侵害されんとするときに際し、その救済の任に當るのは裁判所である。國民相互間に又は國民と國家機關との間に生ずる諸々の法律上の争訟は、すべてあまたところなく裁判所の裁判によつて救済されるところに、實力行使ないし自力救済による「力」(マハト)の支配が禁絶せられ、法秩序の維持ないし是正による「法」(レヒト)の支配が普ねく嚴然として日輪のごとく君臨するのである。これこそはいわゆる法治主義の最後の保障である城壁ともいふことができる。憲法において、司法權は裁判所に屬すると規定してゐるその司法權の意義はまさに法律上の争訟を裁定する權限をさしてゐるものに外ならない。そして、この法律上の争訟を裁定する權限は、裁判所に屬するものであつて、従つて立法院又は行政府に屬するものではない。憲法上「特別裁判所は、これを設置することができない。行政機關は、終審として裁判を行うことができない」のである(憲法七十六條二項)また「何人も裁判所において裁判を受ける權利を奪はれない」のである(憲法三二條)これがいわゆる三權分立によつて、司法權が確立されてゐる立憲制度の姿である。別の言葉を用いれば、法律上の争訟を裁定する權限は憲法上裁判所に屬するし、

國民は法律上の争訟の裁定を求めるために憲法上裁判所に出訴することができるのであり、法律をもつてかかる出訴を無暗に禁止することは憲法の許さないところである田中、栗山、小林の三裁判官は、いずれも地方自治法(一一八條、一二七條、一七六條)において裁判所に對する出訴を許す明文規定がある場合の外は、出訴することを得ないということと前提として立論してゐる。しかし、その前提こそは舊憲法時代における行政裁判所(これは本質上は司法裁判所ではなく、一種の行政機關たるに過ぎない)の行政訴訟において採られていた見解ではあるが、三權分立の原則を認めた憲法の下においては到底容認することを得ないものである。苟くも法律上の争訟である限り、前述のごとく憲法上は當然出訴することを得るのであり、別段法律をもつて出訴を許す明文規定を要しないのみならず、却つて法律をもつて出訴を禁ずることの方が憲法上一般的に禁止されてゐるのである。三裁判官の意見は、憲法に根據をおかない本末を顛倒した議論である、とわたくしは考える。

田中裁判官は「多數者が横暴に振舞ひ、事實として懲罰の事由の存否が疑わしい場合に懲罰に附し」たとしても、議會の懲罰のごときは「政治問題たるに止まり、違法の問題ではない」と極めて簡単に片付けてゐるが、これは事實の眞を少しも檢討してゐない認識不足による暴論であると評するの外はない。憲法は「地方公共團體の組織及び運営に關する事項は、法律でこれを定める」(九二條)「地方公共團體は、法律の範圍内で條例を制定することができる」(九四條)と規定してゐる。これに基き地方自治法は「地方公共團體は法人とする」(二條一項)普通地方公共團體は「司法に關する事務」を處理することができない(二條四項一號)「普通地方公共團體は、法令に違反しない限りにおいて第二條第二項の事務に關し、條例を制定することができる」(一四條一項)「普通地方公共團體の議會はこの法律及び會議規則に違反した議員に對し、議決により懲罰を科することができる懲罰に關し必要な事項は、會議規則中にこれを定めなければならない」(一三四)條懲罰の種類は公開の議場における戒告又は陳謝、一定期間の出席停止除名とする旨を定めてゐる(一三五條)それ故、議會が議員を懲罰するには、議員が地方自治法又は會議規則に違反する行爲をすることが必要な要件である。言いかえれば、議會は、自由勝手に専恣我儘に議員を懲罰することができるとは、一定の抽象的な既存の規準に照らし議員のある具體的行爲がそれに該當する場合においてのみ懲罰することを得るにすぎないのである。即ち、議會は法に遵つてのみ懲罰ができるのであるから、法に遵わない場合には違法の問題を生ずることは自明の道理である。懲罰が裁量の領域に止ま

る限りは、地方自治の問題でありもとより違法の問題とはならないが、懲罰が法の規
準に遵わない限りにおいては、それが「政治問題」であるとしても、同時に違法の法
律問題となるわけである。例えば（一）人選いで議員が懲罰された場合、（二）懲罰
の事由が存在しなかつた場合、（三）憲法上言論の自由が保障されている範囲内の言
論をしたのかかわらず、多数派の賛同する原案に反対したがために懲罰された場合
（四）懲罰の基本法である會議規則そのものが違憲無効であるか又は法令に違反し無
効であるのに、それを適用して懲罰をした場合のときは、明らかに懲罰が違法であ
る顯著な事例ということができよう。されば、懲罰には違法の問題を生じないとする
見解は、認識不足から生れる獨斷であるといわなければならぬ。

さらに、田中裁判官は「本件の除名處分が、議會の内部規律の問題として、議會旨
體の決定に委ねべきものであり、司法權の介入の範囲外にある」と言っているかと思
えば、議會の内部關係の問題でも違憲の場合には司法權が介入することを述べてい
るしかし、司法權はすべての法律上の争訟に對して權限を有するのであるから、違法な
除名處分に對しては當然本來の權限をもつて「司法權が介入」するなどとい
うべき筋合のものではない。だから地方自治法でも地方公共團體は「司法に關する事
務」を處理することができない（二條四項一號）と規定しておるほどである。それか
ら、違憲の除名には司法權が及ぶとしながら、違法の除名には司法權が及ばないとし
る理由は全然示されていないが、かかる差別を認めるのは、憲法その他の實定法上の
根據を欠く全くの空論である。

また、田中裁判官は、自説の「理論的基礎」としては、これを法秩序の多元性に求め
なければならぬ」として「國家なる社會の中にも種々の社會、例えば公益法人、會
社、學校、社交團體、スポーツ團體等がそれぞれの法秩序をもっている」と説いてい
る。國內各種の團體は、苟くもそれが獨立の團體である限り、その團體を支配するそ
れぞれの法秩序に従つて、一應自主的、自律的に團體内の規律を保持することを得る
のは、言うまでもない當然のことである。そして、その法秩序は契約、特約、規約、
定款、規則、條例等の名をもつて、それぞれの目的、組織、運営方法を定め、その
定められた規程に従つて社會活動を営むのである。しかし、その團體と構成員間又は
構成員相互間に法律上の紛争を生じた場合には、その團體相應の自主性に従つて一應の
處置を講ずるにしても、なお法律上の争訟が解決しない限り、終局的にはすべて裁判
所に出訴して裁判を受けることを得るものと言わなければならぬ。（憲法七十六條第
一項三十二條）法秩序は多元性であつても、一國內の法秩序である限り憲法に特別の

規程がない場合には、法律上の争訟はすべて最後には裁判所の裁定に服すべきもので
ある。もし、その所屬團體の處理の仕方が違法（單なる妥當の問題でなく）であつて
も、團體の構成員は團體の特殊な法秩序の故に、終局的にも裁判所に出訴して救済を
求めることが出來ず、たゞたゞ齒を食いしばつて泣き入りをする外ないとすれば一國
内の防處に局部局所に支離滅裂の破綻を生じ、國民の不平と不満を招來することは必
定である。かくては、一國の統一した圓滿な法秩序は、ついに具現するに由なく、法
治國家、立憲國家の實は失われてしまふに至ることは火を見るよりも明らかである。
この意義において一國內の法秩序は、本來最後には一元化されるべきものであり、また
實にこの一元化の保障があることによつてのみ一國の法秩序、法支配は、充實し完備
し統合されてゆくのである。されば、いくら空疎な法秩序の多元性を力説してみたと
ころで、違法な除名處分が裁判所に出訴できないという見解の理論的基礎づけとなら
ないことは識者を待たずして明白である。

なお、田中裁判官は「議會は執行機關ではなく議決機關であり、それが行政處分
をなすことは執行機關たる知事の職務權限に屬する」といつている。議會は、條例を制
定したり、又は會議規則を制定したりするが、それは恰も最高裁判所が規則を制定す
る場合と同様に、そのために憲法上の純然たる立法機關となるわけではなく、常に地
方自治行政を行う行政機關として行動するのである。ただ議會が議決機關として内部
意思を決定するに過ぎない場合は、未だ外部に對する行政處分はないと見るべきであ
るが地方自治法一三四條によれば、議會は議決により懲罰を科するのであつて、議會
の議決は直ちに議員に對して効力を發生するのであるから、それは行政應の行政處分
である。それ故に、違法に懲罰を科せられた議員は、この違法な行政處分に對して裁
判所に出訴することを得るものと言わなければならぬ。

五、青森縣議會の聲明書

聲 明 書（抄）
……………（承 前）

以上の經過を判決文並びに決定書についてつづさに検討して見るに現在の法律思想
よりして關係法規の解釋と運用による歸結であることは認められるが、然しながら現
行憲法に準據した地方自治法を基本法として總べての行爲の規矩準繩としている地方
議會に於てはかかる司法と行政との限界に關する問題より一層根本的な法的秩序の關
係の問題に關連していると見られる今回の事件の經過を通して見る場合、現行地方自

北海道議会時報第5巻第4号(昭和28年第1回定例道議会)

廣 山 德 香 愛 高 福 佐 長 熊 大 宮 鹿 合

島	口	島	川	媛	知	岡	賀	崎	本	分	崎	島	計
二九五、一四〇	二二一、〇七七	二四七、一七一	一九七、六七六	二九八、九一一	三三九、二二二	三九、七六七	二〇三、九〇五	一九四、七〇七	三三二、九二〇	二七八、六二〇	二三四、一四三	四一三、二七三	一一、六四六、〇〇〇
二三四、九四三	一一〇、〇五四	一一六、四〇四	一二〇、〇八〇	一七九、八六三	一二七、二〇八	一五七、四八一	五九、九六二	一七〇、二六二	一七八、八九一	一三五、六四四	一一〇、四二八	二三五、八二六	七、〇五四、〇〇〇

昭和二十七年年度国税、地方税の収入見込について

昭和二十七年年度の国税と地方税の収入見込額を、国税は國家豫算、地方税は自治廳の見積りにより集計されたものによると別表の通りである。

一、国税、地方税相互の比率

税種	昭和二十七年 度税収見込額 (百万圓)	国税、地方税それぞれ の比較歩合
國 税	六五、三六	道府縣税に對する歩合 五〇 市町村税に對する歩合 四三
都道府縣税	二七、三三	國税に對する歩合 五〇 同 右 三三
市町村税	一六、三三	道府縣税に對する歩合 三〇 同 右 一七
計	九八、六六	

上表に見る通り、税収總額に對する比率は国税七割、地方税三割（都道府縣税一割三分、市町村税一割七分）の割合となり、このことは次表に示す通り、地方團體特に都道府縣財政の自主財源たる税収がいかに乏しいかを示すものである。

二、国税、地方税の各歳入豫算に對する歩合

區分	豫算額 見込額(A)(百万圓)	昭和二十七年 度歳入豫算總額(B)(百万圓)	歩合(A/B)
國家 豫算	六八五、三二六	九三三、五三六	七四
都道府縣豫算	一二七、三三七	四一九、二四二	三〇
市町村豫算	一六六、一二三	三三一、〇六〇	五二
計	九七八、七八六	一、六七二、八三八	五九

右表によれば都道府縣の税収入は、その豫算總額に對し、僅かに三〇%に過ぎず、これは都道府縣自治行政をして常に不安定、不健全たらしめるゆえんである。

三、都道府縣歳入の主要項目別比較

種 別	歳入豫算總額(修正 財政計畫)(百万圓)	總額に對する 歩合(%)	摘 要
地 方 税	一二七、三三七	三〇	
地方財政平衡交付金	一〇一、九三四	二四	歳入總計に對する割合四八%に當る
國庫支出金	九九、九三三	二四	
地方債	四七、四〇〇	一一	
その他	四二、六三八	一一	
計	四一九、二四二		

四、國民一人當り負擔額

別表税収収入額を國民(八千三百万人)一人當りとして計算すると次の通りである。

國 税	六八五、三二六百万圓	一人當 八、二五七圓
都道府縣税	一二七、三三七百万圓	一人當 一、五三四圓
市町村税	一六六、一二二百万圓	一人當 二、〇〇一圓
合 計	九七八、七八六百万圓	一人當 一一、七九三圓

(單位:百萬圓)

合 計	六五、三三	合 計	一七、三三	合 計	一、一五
所得稅	二、〇〇〇	事業稅	八、六五	市町村民稅	七、九三
法人稅	一、七九一	入場稅	三、三九	固定資產稅	三、四六
相續稅	二〇元	遊興飲食稅	一七、七八	自轉車稅	一、九〇
富裕稅	一、二九	自動車稅	三、三三	荷車稅	一、二六
再評價稅	一〇、五三	鑛區稅	三、三	電氣ガス稅	一三、〇三
酒稅	一七、九元	狩獵者稅	三、五	鑛產稅	一、六四
砂糖消費稅	一、九一四	目的稅	三	木材引取稅	一、〇九
揮發油稅	三、五三	特別所得稅	一、二	廣告稅	三
物品稅	一、七六	法定外普通稅	三、六	入湯稅	一、一
通行稅	一、六七	舊法による稅	九	接客人稅	三
關稅	一、七〇九			目的稅	三、〇〇
屯稅	一四			法定外普通稅	五、一
取引所稅	一五			舊法による稅	二、四七
印紙收入	一四、〇七				

上村保安廳官房長は、二日の衆院内閣委員會で現在保安廳で米軍から借用している武器の種類、數量について、次のように説明した。

自動拳銃	九、八〇〇	小銃	二四、〇〇〇
自動小銃	七、四〇〇	自動小銃	三、二〇〇

短機關銃	二、一〇〇	輕機關銃	八八〇
重機關銃	一、五〇〇		
二・三六吋ロケット砲	五、〇〇〇		

所得	六五、二九三圓
税金	一三、三五〇圓

大藏省では、國會に一人當り國民所得と租稅負擔額の資料を提出した。
内容次のとおり。

昭和三十八年度	昭和三十七年度	昭和三十六年度	昭和三十一年度平均
三、五〇圓	三、三九圓	二、五八圓	二七圓
20.4%	20.6%	20.5%	12.8%
三、三三圓	三、四三圓	三、三三圓	九圓
5.4%	5.4%	5.6%	4.3%
九、七九圓	九、五〇圓	八、五〇圓	一八圓
15%	15.2%	14.9%	8.5%
三、二五圓	六、六三圓	五、三三圓	三〇圓
國民所得	國稅	地方稅	稅の計

昭和二十六年都道府縣の決算概要について

自治廳調查の「地方財政の狀況報告書によると、昭和二十六年年度の都道府縣の決算概要は次表の通りで、歳計剰余金を出している黒字團體は四四團體、一七、九八一、八一、九千圓、歳計不足となつてゐる赤字團體は二團體、一九一、四六九千圓となつてゐる。

昭和26年度都道府縣別決算狀況 (單位千圓)

都道府縣	歳入決算額	歳出決算額	差引額	事業繰越額	純剰余(不足)額
	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
北海道	22,021,659	21,244,418	777,241	702,511	74,730
青森	4,859,242	4,884,379	△ 25,137	20,812	△ 45,947
岩手	6,866,517	6,722,077	144,440	75,026	69,414
宮城	7,579,738	7,510,355	69,383	340,611	△ 271,228
秋田	6,089,892	5,907,920	181,972	220,889	△ 38,917
山形	6,109,086	5,717,597	391,489	185,129	206,360
福島	8,905,767	8,696,721	209,046	458,231	△ 249,185
茨城	7,129,939	6,930,945	198,985	484,429	△ 285,444
栃木	6,474,614	5,875,203	599,411	30,886	568,525
群馬	7,063,678	6,428,656	635,022	228,115	406,907
埼玉	6,927,983	6,564,239	363,744	79,762	283,982
千葉	6,781,845	6,638,255	143,590	77,993	65,597
東京都	51,291,065	48,656,242	2,634,823	2,527,204	107,619
神奈川県	9,902,635	9,055,445	847,190	341,323	505,867
新潟	10,767,508	10,652,081	115,470	165,101	△ 49,631
富山	5,322,838	5,194,529	128,309	529,099	△ 400,790
石川	4,297,313	4,283,702	13,611	9,572	4,039
福井	4,795,843	4,503,300	292,542	150,289	142,253
山梨	4,230,260	3,997,919	232,241	143,869	88,472
長野	9,319,218	9,199,519	119,699	376,773	△ 257,074
岐阜	6,771,370	6,117,245	654,125	351,372	302,752
静岡	8,731,402	8,301,464	429,938	216,384	213,554
愛知	12,352,699	10,836,811	5,515,888	381,784	1,134,104
三重	6,614,412	6,271,431	342,981	48,067	294,914
滋賀	3,765,686	3,708,110	57,576	55,355	2,221
京都	7,072,832	7,239,164	△ 166,332	166,793	△ 333,125
大阪	19,960,711	16,944,261	3,016,450	100,581	2,915,869
兵庫	13,903,200	13,842,889	60,311	113,851	△ 53,540
奈良	3,070,235	3,043,428	26,807	350,273	△ 323,466
和歌山	5,086,611	4,920,809	165,802	49,944	115,858
鳥取	3,288,196	3,235,227	52,969	24,414	28,555
島根	4,679,102	4,482,735	196,367	73,169	123,198
岡山	7,061,394	6,841,211	220,183	36,027	184,156
廣島	10,361,084	9,895,519	465,565	172,862	292,703
山口	10,006,660	9,471,430	536,230	217,967	317,263
徳島	5,331,473	5,109,340	222,133	227,756	△ 5,623
香川	3,921,843	3,896,789	25,054	50,776	△ 25,722
愛媛	6,864,945	6,564,994	299,951	235,218	64,733
高知	4,966,804	4,847,249	119,555	116,955	2,600
福岡	13,269,669	13,096,703	172,966	125,253	47,713
佐賀	4,434,112	4,248,999	185,113	179,316	5,797
長崎	5,851,197	5,459,772	391,425	173,435	217,990
熊本	6,279,339	6,067,191	212,148	—	212,148
大分	5,921,841	5,555,853	365,988	277,445	88,543
宮崎	6,261,497	6,115,507	145,990	150,056	△ 4,066
鹿児島	7,512,195	7,509,199	2,996	249,640	△ 246,644
合計	390,077,148	372,286,798	17,790,350	11,292,317	6,498,033
			17,981,819		9,088,437
			△ 191,469		△ 2,590,404

昭和27年度道費最終豫算調

普通會計（歳入の部）

款 項 別	前回迄の累計額	昭和28年第一回 定例会追加額	最終豫算額	總額に對する 割合%
1. 道 通 税	5,523,161,100	—	5,523,161,100	18.72
普 通 税	5,485,598,900	—	5,485,598,900	
舊法による税	37,562,200	—	37,562,200	
3. 公營企業及び財産收入	113,714,400	50,161,600	163,876,000	0.56
公 營 企 業 收 入	54,504,000	—	54,504,000	
財 産 收 入	7,368,700	50,000,000	57,368,700	
財 産 賣 拂 代 金	51,841,700	161,600	52,003,300	
4. 分擔金及び負擔金	227,203,000	2,027,600	229,230,600	0.78
負 擔 金	227,203,000	2,027,600	229,230,600	
5. 使用料及び手数料	783,732,800	—	783,732,800	2.66
使 用 料	568,496,100	—	568,496,100	
手 数 料	215,236,700	—	215,236,700	
7. 寄 附 金	160,038,500	△ 4,000,000	156,038,500	0.53
寄 附 金	160,038,500	△ 4,000,000	156,038,500	
8. 繰 入 金	233,040,900	12,500,000	245,540,900	0.83
特 別 會 計 繰 入 金	43,040,900	12,500,000	55,540,900	
財 産 金 收 入	190,000,000	—	190,000,000	
9. 繰 越 金	785,097,600	—	785,097,600	2.66
前 年 度 繰 越 金	785,097,600	—	785,097,600	
10. 雑 收 入	2,455,975,800	6,354,300	2,462,330,100	8.34
辯償金及び報償金	2,457,000	—	2,457,000	
物 品 賣 拂 代 金	473,326,200	1,643,500	474,969,700	
診 療 所 收 入	29,366,200	—	29,366,200	
保 健 所 收 入	58,349,500	—	58,349,500	
療 養 所 收 入	78,439,200	—	78,439,200	
保 養 所 收 入	43,200,900	—	43,200,900	
公 報 收 入	10,260,000	—	10,260,000	
土 地 區 畫 整 理 收 入	6,738,600	—	6,738,600	
金 庫 運 用 金 利 子	19,674,900	—	19,674,900	
貸 付 金 收 入	1,389,841,000	—	1,389,841,000	
性 病 診 療 施 設 收 入	26,026,800	—	26,026,800	
精 神 病 收 入	352,200	—	352,200	
雑 入	210,466,700	4,710,800	215,177,500	
學 校 建 築 委 託 費 收 入	105,449,400	—	105,449,400	
勞 働 會 館 收 入	—	—	—	
納 付 金	—	—	—	
精 神 病 收 入	2,027,200	—	2,027,200	
11. 道 債	2,247,000,000	410,000,000	2,657,000,000	9.00
道 債	2,247,000,000	410,000,000	2,657,000,000	
純 道 負 擔 計	12,528,964,100	477,143,500	13,006,007,600	44.08
2. 地方財政平衡交付金	8,355,106,600	△ 127,706,900	8,227,399,700	27.88
地方財政平衡交付金	8,355,106,600	△ 127,706,900	8,227,399,700	
6. 國 庫 支 出 金	8,205,225,000	68,356,400	8,274,081,400	28.04

款 項 別	前年度の累計額	昭和28年第一回 定例会追加額	最終豫算額	総額に對する 割合%
國庫負擔金	821,635,300	650,000	822,285,300	
國庫補助金	6,550,499,700	44,171,600	6,594,671,300	
委託費	833,090,000	24,034,800	857,124,800	
純國庫負擔計	16,560,331,600	△ 58,850,500	16,501,481,100	55.92
歳入計	29,089,295,700	418,193,000	29,507,488,700	100.00

(歳出の部)

款 項 別	前年度の累計額	昭和28年第一回 定例会追加額	最終豫算額	総額に對する 割合%
1. 議會費	126,676,500	5,602,800	132,279,300	0.45
道議會費	126,676,500	5,602,800	132,279,300	
2. 道廳費	2,548,920,400	35,984,500	2,584,904,900	8.76
道職員費	2,345,036,300	30,320,500	2,375,356,800	
諸費	165,762,800	5,585,200	171,348,000	
職員福利厚生費	24,648,300	—	24,648,300	
人事委員會費	13,473,000	78,800	13,551,800	
3. 警察消防費	75,611,500	41,400	75,652,900	0.26
公安委員會費	40,424,200	20,500	40,444,700	
消防學校費	26,449,800	20,900	26,470,700	
消防振興費	8,737,500	—	8,737,500	
4. 土木費	3,719,640,800	86,353,000	3,805,993,800	12.90
道路橋梁費	932,695,900	11,000,000	943,695,900	
河川費	823,082,800	—	823,082,800	
港灣費	439,670,800	1,263,000	440,933,800	
都市計畫費	62,086,100	—	62,086,100	
東札幌土地區畫整理事業繼續費本年度支出額	3,730,800	—	3,730,800	
戰災復興費	3,456,900	—	3,456,900	
土木事業諸費	841,254,200	20,000	841,274,200	
災害土木費	613,663,300	74,070,000	687,733,300	
土木試驗所費	—	—	—	
土木機械工作所費	—	—	—	
5. 教育費	9,191,701,300	108,798,100	9,300,499,400	31.52
教育委員會費	164,286,100	1,723,800	166,009,900	
小學校費	3,984,627,900	48,315,200	4,032,943,100	
中學校費	2,396,159,100	36,020,600	2,432,179,700	
高等學校費	1,532,737,500	13,860,200	1,546,597,700	
定時制高等學校費	466,431,800	4,500,900	470,932,700	
盲ろう學校費	160,553,100	850,500	161,403,600	
通信教育費	1,925,900	17,900	1,943,800	
教育諸費	333,317,600	3,509,000	336,826,600	
社會教育費	35,555,800	—	35,555,800	
保健體育費	105,070,700	—	105,070,700	
教育財産費	11,035,800	—	11,035,800	
6. 社會及び勞働施設費	2,432,017,500	32,826,500	2,464,844,000	8.36
生活保護費	1,023,364,400	—	1,023,364,400	

款 項 別	前年度の累計額	昭和28年第一回 定例会追加額	最終豫算額	總額に對する 割合%
民生福祉費	231,654,400	853,000	232,507,400	
災害救助費	7,961,200	1,083,600	9,044,800	
引揚援護対策費	181,989,000	800,000	182,789,000	
児童福祉費	167,755,800	10,842,900	178,598,700	
婦人福祉費	26,707,000	—	26,707,000	
世話諸費	22,433,200	—	22,433,200	
国民健康保険費	225,060,100	18,362,500	243,422,600	
地方労働委員會費	27,387,500	124,500	27,512,000	
住宅費	74,338,300	—	74,338,300	
公園費	12,236,600	—	12,236,600	
勞政諸費	62,914,900	—	62,914,900	
失業対策諸費	253,225,200	760,000	253,985,200	
職業補導費	96,509,900	—	96,509,900	
戦傷病者援護費	18,480,000	—	18,480,000	
勞働費	—	—	—	
失業対策費	—	—	—	
7. 保健衛生費	1,011,376,500	7,652,700	1,019,029,200	3.45
保健所費	90,216,400	—	90,216,400	
傳染病豫防諸費	91,585,500	—	91,585,500	
性病豫防諸費	69,211,900	—	69,211,900	
結核豫防諸費	427,249,600	5,642,900	432,892,500	
環境衛生諸費	80,590,000	—	80,590,000	
公衆衛生普及指導費	6,772,400	—	6,772,400	
優生保護諸費	75,534,300	113,000	75,617,300	
保健指導諸費	11,429,900	—	11,429,900	
衛生調査諸費	4,006,000	360,800	4,366,800	
衛生科學研究費	16,477,200	—	16,477,200	
保健対策費	34,860,500	—	34,860,500	
醫務諸費	23,478,400	40,000	23,518,400	
藥事諸費	79,994,400	1,496,000	81,490,400	
8. 産業經濟費	6,703,862,500	108,999,100	6,812,861,700	23.09
農業費	546,767,800	3,316,000	550,083,800	
蠶業取締所費	448,200	—	448,200	
農業講習所費	9,076,600	—	9,076,600	
協同農業普及費	56,493,000	1,092,000	57,585,000	
農村經濟科學研究所費	4,180,300	—	4,180,300	
農業試驗場費	69,267,900	—	69,267,900	
種畜場費	35,177,700	—	35,177,700	
種畜場復舊費	37,031,400	—	37,031,400	
種羊場費	20,642,800	—	20,642,800	
畜産業費	260,402,300	129,000	260,531,300	
農業經濟費	33,763,200	15,585,800	49,349,000	
農業協同組合諸費	231,347,500	6,000,000	237,347,500	
林業費	1,008,778,300	823,100	1,009,601,400	
林業指導所費	127,112,900	—	127,112,900	
水産業費	596,317,300	50,000,000	646,317,300	
水産試驗場費	44,599,700	—	44,599,700	
水産孵化場費	40,166,700	—	40,166,700	

款 項 別	前回迄の累計額	昭和28年第一回 定例会追加額	最終豫算額	総額に對する割合%
水産練習所費	8,682,500	—	8,682,500	
商工業費	545,881,200	—	545,881,200	
工業試験場費	78,626,200	—	78,626,200	
度量衡器検定所費	8,588,100	—	8,588,100	
観光事業費	49,998,600	580,000	50,578,600	
農業委員會費	129,987,400	11,781,000	141,768,400	
農地費	50,236,300	1,252,000	51,488,300	
開拓事業費	1,581,464,400	17,285,600	1,598,750,000	
耕地事業費	1,090,329,300	1,154,600	1,091,483,900	
電力開發調査費	37,510,000	—	37,510,000	
電源開發促進費	985,000	—	985,000	
9. 財産費	284,875,300	—	284,875,300	0.97
財産管理費	3,208,600	—	3,208,600	
職員住居施設費	52,479,900	1,926,500	54,406,400	
廳舎營繕費	225,545,300	△ 1,926,500	223,618,800	
營繕諸費	3,641,500	—	3,641,500	
勸業資金積立金	—	—	—	
10. 統計調査費	34,653,400	200,200	34,853,600	0.12
統計調査費	34,653,400	200,200	34,853,600	
11. 選挙費	133,654,200	5,563,100	139,217,300	0.47
選挙管理委員會費	11,648,800	63,100	11,711,900	
選挙諸費	122,005,400	5,500,000	127,505,400	
12. 公債費	336,601,500	—	336,601,500	1.14
元利償還金	303,793,100	△ 14,500,000	289,293,100	
利子	32,808,400	14,500,000	47,308,400	
公金取扱費	—	—	—	
13. 諸支出金	1,380,539,800	26,171,600	1,406,711,400	4.76
徴税費	214,619,800	4,318,700	218,938,500	
監査諸費	14,239,000	71,200	14,310,200	
地方振興費	144,663,400	—	144,663,400	
繰出金	356,219,300	1,394,100	357,613,400	
諸費	642,648,300	20,387,600	663,035,900	
新生活建設推進費	6,200,000	—	6,200,000	
國民體育大會準備費	1,950,000	—	1,950,000	
14. 豫備費	2,791,400	—	2,791,400	0.01
豫備費	2,791,400	—	2,791,400	
15. 震災対策費	1,106,373,000	—	1,106,373,000	3.74
震災対策費	1,106,373,000	—	1,106,373,000	
歳出計	29,089,295,700	418,193,000	29,507,488,700	100.00

昭和28年度北海道費歳入歳出豫算現計表(普通會計)

歳入の部

4月5日現在

款 項 別	當初豫算額	第一回定例会追加		現計豫算額	總額に對する割合 %
		議案第141號	議案第159號		
1. 道 税	6,301,571,300	—	—	6,301,571,300	20.82
普通 税	6,258,189,100	—	—	6,258,189,100	
舊法による税	43,382,200	—	—	43,382,200	
3. 公營企業及び財産收入	105,242,300	28,000,000	—	134,042,300	0.44
公營企業收入	50,200,000	—	—	50,200,000	
財 産 收 入	8,003,100	—	—	8,003,100	
財産賣拂代金	47,039,200	28,800,000	—	75,839,200	
4. 分擔金及び負擔金	322,138,700	—	—	322,138,700	1.07
負 擔 金	322,138,700	—	—	322,138,700	
5. 使用料及び手数料	846,643,800	10,761,800	—	857,405,600	2.83
使 用 料	638,267,200	10,622,800	—	648,890,000	
手 數 料	208,376,600	139,000	—	208,515,600	
7. 寄 附 金	54,422,200	40,377,900	—	94,800,100	0.31
寄 附 金	54,422,200	40,377,900	—	94,800,100	
8. 繰 入 金	87,008,400	—	—	87,008,400	0.29
特別會計繰入金	38,008,400	—	—	38,008,400	
財産金繰入	49,000,000	—	—	49,000,000	
9. 繰 越 金	100,000	166,626,300	—	166,726,300	0.55
前年度繰越金	100,000	166,626,300	—	166,726,300	
10. 雜 收 入	1,924,400,800	5,187,400	5,000,000	1,934,588,200	6.39
辨償金及び報償金	1,962,300	—	—	1,962,300	
物品賣拂代金	465,213,600	56,200	5,000,000	476,269,800	
診療所收入	41,245,200	—	—	41,245,200	
保健所收入	65,571,000	—	—	65,571,000	
療養所收入	123,930,000	—	—	123,930,000	
保養所收入	43,735,100	—	—	43,735,100	
公報收入	8,820,000	—	—	8,820,000	
土地區畫整理收入	17,000,000	—	—	17,000,000	
金庫運用金利息	23,100,000	5,000,000	—	28,100,000	
貸付金收入	928,500,600	—	—	928,500,600	
性病診療施設收入	26,075,900	—	—	26,075,900	
精神病收入	587,400	—	—	587,400	
精神病院收入	6,199,000	—	—	6,199,000	
職員會館收入	735,400	—	—	735,400	
保養所建築委託費收入	11,000,000	—	—	11,000,000	
雜 入	160,725,300	131,200	—	160,856,500	
學校建築委託費收入	0	—	—	0	
11. 道 債	2,559,000,000	84,000,000	—	2,643,000,000	8.73
道 債	2,559,000,000	84,000,000	—	2,643,000,000	
純道負擔計	12,200,527,500	335,753,400	5,000,000	12,541,280,900	41.43
2. 地方財政平衡交付金	8,890,000,000	—	—	8,890,000,000	29.37
地方財政平衡交付金	8,890,000,000	—	—	8,890,000,000	

款 項 別	當初予算額	第一回定例会追加		現計予算額	総額に對する割合 %
		議案第141號	議案第159號		
6. 國庫支出金	8,667,409,600	173,820,000	—	8,841,229,600	29.20
國庫負擔金	1,016,943,800	—	—	1,016,943,800	
國庫補助金	6,796,459,000	73,820,000	—	6,870,279,000	
委託費	854,006,800	100,000,000	—	954,006,800	
純國庫負擔計	17,557,409,600	173,820,000	—	17,731,229,600	58.57
歳入計	29,757,937,100	509,573,400	5,000,000	30,272,510,500	100.00

歳出の部

款 項 別	當初予算額	第一回定例会追加		現計予算額	総額に對する割合 %
		議案第141號	議案第159號		
1. 議會費	119,104,300	—	—	119,104,300	0.39
道議會費	119,104,300	—	—	119,104,300	—
2. 道廳費	2,893,467,000	13,207,300	5,000,000	2,911,674,400	9.62
道職員費	2,698,110,100	—	5,000,000	2,703,110,100	
諸費	129,326,000	9,152,000	—	138,478,000	
職員福利厚生諸費	50,312,000	4,055,300	—	54,367,300	
人事委員會費	15,719,000	—	—	15,719,000	
3. 警察消防費	52,023,700	—	—	52,023,700	0.17
公安委員會費	39,573,500	—	—	39,573,500	
消防學校費	7,874,600	—	—	7,874,600	
消防振興費	4,575,600	—	—	4,575,600	
4. 土木費	2,750,420,400	71,594,300	—	2,822,014,700	9.32
道路橋梁費	1,026,134,000	62,394,300	—	1,088,528,300	
河川費	953,385,900	3,700,000	—	957,085,900	
港灣費	12,797,800	—	—	12,797,800	
都市計畫費	51,378,700	—	—	51,378,700	
東札幌市區畫整理事業繼續費本年度支出額	15,000,000	—	—	15,000,000	
西郊地區土地區畫整理事業費	10,000,000	—	—	10,000,000	
戰災復興費	4,800,000	—	—	4,800,000	
土木事業諸費	376,924,000	5,500,000	—	382,424,000	
災害土木費	300,000,000	—	—	300,000,000	
5. 教育費	9,985,098,500	208,494,800	—	10,193,593,300	33.67
教育委員會費	183,070,600	—	—	183,070,600	
小學校費	4,454,760,300	—	—	4,454,760,300	
中學校費	2,630,038,100	—	—	2,630,038,100	
高等學校費	1,553,077,100	135,577,900	—	1,688,655,000	
定時制高等學校費	559,941,800	7,948,900	—	567,890,700	
盲ろう學校費	121,762,800	19,668,000	—	141,430,800	
通信教育費	5,289,700	—	—	5,289,700	
教育諸費	333,944,200	45,000,000	—	378,944,200	
社會教育費	31,082,100	—	—	31,082,100	
保健體育費	98,157,200	300,000	—	98,457,200	
教育財産費	13,974,600	—	—	13,974,600	
6. 社會及び労働施設費	2,858,258,200	3,125,000	—	2,861,383,200	9.46

款 項 別	當初豫算額	第一回定例会追加		現計豫算額	總額に對する割合 %
		議案141第號	議案第159號		
生活保護費	1,081,138,500	—	—	1,081,138,500	
民生福祉費	196,228,500	2,000,000	—	198,228,500	
災害救助費	3,522,500	—	—	3,522,500	
非常災害對策費	1,300,000	—	—	1,300,000	
引揚援護對策費	174,115,100	—	—	174,115,100	
兒童福祉費	191,936,900	—	—	191,936,900	
婦人福祉費	17,370,600	—	—	17,370,600	
世話諸費	15,658,700	—	—	15,658,700	
國民健康保險費	309,607,200	—	—	309,607,200	
戰傷病者援護費	14,221,800	—	—	14,221,800	
住宅費	389,150,000	—	—	389,150,000	
勞政諸費	54,318,400	—	—	54,318,400	
失業對策諸費	260,541,800	1,125,000	—	261,666,800	
職業補導費	100,880,300	—	—	100,880,300	
地方勞働委員會費	30,630,500	—	—	30,630,500	
公園費	17,637,400	—	—	17,637,400	
7. 保健衛生費	935,678,700	19,580,200	—	955,258,900	3.16
保健所費	91,073,300	—	—	91,073,300	
傳染病豫防諸費	82,768,100	—	—	82,768,100	
性病豫防諸費	61,701,200	—	—	61,701,200	
結核豫防諸費	421,259,700	19,580,200	—	440,839,900	
環境衛生諸費	76,942,600	—	—	76,942,600	
公衆衛生普及指導費	7,983,200	—	—	7,983,200	
優生保護諸費	53,943,600	—	—	53,943,600	
保健指導諸費	14,817,800	—	—	14,817,800	
衛生調査諸費	3,426,200	—	—	3,426,200	
衛生科學研究費	17,915,200	—	—	17,915,200	
保健對策費	46,782,200	—	—	46,782,200	
醫務諸費	20,455,100	—	—	20,455,100	
藥事諸費	36,610,500	—	—	36,610,500	
8. 産業經濟費	8,460,451,400	5,383,800	—	8,465,835,200	27.97
農業費	489,469,600	—	—	489,469,600	
蠶業取締所費	635,000	—	—	635,000	
農業講習所費	9,031,900	—	—	9,031,900	
協同農業普及費	46,491,500	505,800	—	46,897,300	
農林經濟科學研究所費	4,626,700	—	—	4,626,700	
農業試驗場費	87,768,200	—	—	87,768,200	
種畜場費	35,029,700	—	—	35,029,700	
種羊場復舊費	35,942,700	4,978,000	—	40,920,700	
種羊場費	19,900,800	—	—	19,900,800	
畜産業費	266,234,800	—	—	266,234,800	
農業協同組合諸費	345,506,500	—	—	345,506,500	
林業費	1,185,882,500	—	—	1,185,882,500	
林業指導諸費	115,072,300	—	—	115,072,300	
水産業費	1,066,281,900	—	—	1,066,281,900	
水産試驗場費	50,241,400	—	—	50,241,400	
水産孵化場費	38,895,100	—	—	38,895,100	

款 項 別	當初豫算額	第一回定例会追加		現計豫算額	總額に對する割合 %
		議案第141號	議案第159號		
水產練習所費	6,602,900	—	—	6,602,900	
商工業費	731,512,700	—	—	731,512,700	
工業試驗場費	50,712,800	—	—	50,712,800	
度量衡器檢定諸費	8,748,000	—	—	8,748,000	
觀光事業費	36,246,400	—	—	36,246,400	
農業委員會費	122,456,200	—	—	122,456,200	
農地費	93,102,000	—	—	93,102,000	
開拓事業費	1,955,825,900	—	—	1,955,825,900	
耕地事業費	1,642,233,900	—	—	1,642,233,900	
電力開發調查費	15,000,000	—	—	15,000,000	
電源開發促進費	1,000,000	—	—	1,000,000	
9. 財 產 費	104,017,900	87,720,000	—	191,737,900	0.63
財產管理費	3,174,000	—	—	3,174,000	
職員住居施設費	50,658,500	28,800,000	—	79,458,500	
廳舍營繕費	47,227,700	58,920,000	—	106,147,700	
營繕諸費	2,957,700	—	—	2,957,700	
10. 統 計 調 査 費	36,097,700	—	—	36,097,700	0.12
統計調査費	36,097,700	—	—	36,097,700	
11. 選 舉 費	18,434,500	100,000,000	—	118,434,500	0.39
選舉管理委員會費	12,521,400	—	—	12,521,400	
選舉諸費	5,913,100	100,000,000	—	105,913,100	
12. 公 債 費	603,973,000	—	—	603,973,000	2.00
元利償還金	572,441,000	—	—	572,441,000	
利 子	31,532,000	—	—	31,532,000	
13. 諸 支 出 金	911,823,800	468,000	—	912,291,800	3.01
徵稅費	210,044,200	468,000	—	210,512,200	
監査諸費	15,677,000	—	—	15,677,000	
地方振興費	70,234,000	—	—	70,234,000	
繰出金	405,342,300	—	—	405,342,300	
新生活建設推進費	11,000,000	—	—	11,000,000	
國民體育大會準備費	13,041,300	—	—	13,041,300	
諸 費	186,485,000	—	—	186,485,000	
14. 震 災 對 策 費	28,000,000	—	—	28,000,000	0.09
震災對策費	28,000,000	—	—	28,000,000	
15. 豫 備 費	1,087,900	—	—	1,087,900	0
豫 備 費	1,087,900	—	—	1,087,900	
歳 出 合 計	29,757,937,100	509,573,400	5,000,000	30,272,510,500	

日本國とアメリカ合衆國との間の 友好通商航海條約

日米友好通商航海條約の謄印式は二日、午後三時から外務省會議室で開かれ、日本側から全權岡崎外相、奥村外務省大官、黃田經濟局長、下田條約局長、米國側からマ
ーフィ駐日米大使、ウェアリング米大使館參事官、バツシン法律顧問、シンガー商務
官、デイル財務官らが出席、日本文及び英文でつづられた條約正文に兩全權が署名
した。以下その全文である。

日本國及びアメリカ合衆國は、兩國の間に傳統的に存在する平和及び友好の關係を
強化し、並びに兩國の國民の間の一層緊密な經濟的及び文化的關係を促進することを
希望し、また、相互に有利な通商關係を助長し、相互に有益な投資を促進し、並びに
相互の權利及び特權を定める取極によつてそれらの目的の達成に寄與することができ
ることを認識しているので、無條件に與えられる最惠國待遇及び内國民待遇の原則を
一般的に基礎とする友好通商航海條約を締結することに決定し、そのため、次のとお
りそれぞれの全權委員を任命した。

日本國

日本國外務大臣 岡崎 勝男

アメリカ合衆國

日本國駐在アメリカ合衆國特命全權大使ロバート・マーフィーこれらの全權委員は
互にその全權委任狀を示し、それが妥當であると認められた後、次の諸條を協定し
た。

第一條 1 いずれの一方の締約國の國民も(a)兩締約國の領域の間における貿易
を営みもしくはこれに關連する商業活動を行う目的をもつて(b)當該國民が相當
な額の資本を投下した企業もしくは當該國民が現に相當な額の資本を投下する過程
にある企業を發展させ、もしくはその企業の運営を指揮する目的をもつて、または
(c)外國人の入國および在留に關する法令の認めるその他の目的をもつて、他方
の締約國の領域に入り、およびその領域に在留することを許される。

2 いずれの一方の締約國の國民も、他方の締約國の領域内において(a)自由に旅
行しおよび自己が選んだ場所に居住(b)良心の自由を享有し(c)公私の宗教上

の儀式を行い(d)國外の公衆に周知させるため資料を收集し、および送付し、並
びに(e)當該領域の内外にある他の者と郵便電信その他一般に公衆の用に供され
る手段によつて通信することを許される。

3 本條の規定は、公の秩序を維持し、および公衆の健康、道徳または安全を保護す
るため必要な措置を執る締約國の權利の行使を妨げるものではない。

第二條 1 いずれの一方の締約國の國民も、他方の締約國の領域内において、いか
なる種類の不法な迫害も受けることはなく、かついかなる場合にも國際法の要求す
る保護及び保障よりも少くない不斷の保護及び保障を受けるものとする。

2 いずれか一方の締約國の領域内で他方の締約國の國民が抑留された場合には、そ
の者の要求に基き、最寄りの地にあるその者の本國の領事官に直ちに通告されるも
のとする。その者は(a)相當かつ人道的な待遇を受け(b)自己に對する被疑事
實を正式にかつ直ちに告げられ(c)自己の防禦のための適當な準備に支障がない
限りすみやかに裁判に付され、及び(d)自己の防禦に當然必要なすべての手段
(自己が選任する資格の辯護人の役務を含む)を與えられる。

第三條 1 いずれの一方の締約國の國民も他方の締約國の領域内において、雇用さ
れている間に業務の結果生じた疾病、負傷もしくは死亡または業務の性質に起因す
る疾病、負傷もしくは死亡を理由として行ふ金銭上の補償その他の給付または役務
の提供を定める法令の適用について、内國民待遇を與えられる。

2 本條1に規定する權利および特權の外、いずれの一方の締約國の國民も、他方の
締約國の領域内において(a)老齡、失業、疾病もしくは身體障害による賃金もし
くは所得の喪失または(b)父、夫その他自己を扶養する者の死亡による經濟的扶
助の喪失に對し經濟上の需要を個別的に審査しないで給付を行ふ強制的な社會保障
制度を定める法令の適用について、内國民待遇を與えられる。

第四條 1 いずれの一方の締約國の國民および會社も、その權利の行使および保護
については他方の締約國の領域内ですべての宗級の裁判所の裁判を受け、および行
政機關に對して申立をする權利に關して、内國民待遇および最惠國待遇を與えられ
る。いずれか一方の締約國の會社で他方の締約國の領域内で活動を行つていないも
のは、その領域内において、登記その他これに類する要件を課されないで、それら
の裁判を受け、および申立をする權利を有するものとする。

2 一方の締約國の國民または會社と他方の締約國の國民または會社との間に締結さ
れた仲裁による紛争の解決を規定する契約はいずれの一方の締約國の領域内におい

ても、仲裁手続のために指定された地がその領域外にあるという理由または仲裁人のうちの一人もしくは二人以上がその締約國の國籍を有しないという理由だけでは執行することができないものと認めてはならない。その契約に従つて正當にされた判斷で、判斷がされた地の法令に基いて確定しておりかつ執行することができるとは、公の秩序および善良の風俗に反しない限り、いずれの一方の締約國の管轄裁判所に提起される執行判決を求める訴に關しても既に確定しているものとみなされかつその判斷についてもその裁判所から執行判決の言渡を受けることができる。その言渡があつた場合には、その判斷に對しては、その地でされる判斷に對して與える特權および執行の手段と同様の特權および執行の手段を與えるものとする。アメリカ合衆國の領域外でされた判斷は、アメリカ合衆國のいずれの州のいずれの裁判所においても、他の諸州でされる判斷が受ける承認と同様の限度においてのみ、承認を受けることができるものとする。

第五條

1 いずれの一方の締約國も他方の締約國の國民、又は會社がその設立した企業、その資本又はその提供した技能、技藝もしくは技術に關し適法に取得した權利又は利益で當該一方の締約國の領域内にあるものを害する虞がある不當な、又は差別的な措置を執つてはならない。いずれの一方の締約國も、他方の締約國の國民及び會社が自國の經濟的發展のため必要な資本、技能、技藝及び技術を衡平な條件で取得することを不當に妨げてはならない。

2 兩締約國は、特にそれぞれの領域内における生産力の増進及び生活水準の向上のため、科學的及び技術に關する知識の交換及び利用を促進することに協力することを約束する。

第六條

1 いずれの一方の締約國の國民及び會社の財産も、他方の締約國の領域内において、不斷の保護及び保障を受けるものとする。

2 いずれの一方の締約國の國民及び會社も、その住居、事務所、倉庫、工場その他の建造物で他方の締約國の領域内にあるものについては、不法な侵入及び妨害を受けられないものとする。當該建造物及びその中にある物件について必要がある場合には、當該當局の搜索及び検査は、占有者の便宜及び業務の遂行に周到な考慮を拂ひ、法令に従つてのみ行うものとする。

3 いずれの一方の締約國の國民および會社の財産も、他方の締約國の領域内において、公共のためにする場合を除く外、收用し、または使用してはならず、また正當な補償を迅速に行わないで收用し、または使用してはならない。その補償は、實際

に換價することができるもので行わなければならない、また收用し、または使用した財産に十分相當する價額のものでなければならぬ。その補償を決定し、および實施するため、收用使用の際またはその前に、適當な準備をしなければならぬ。

4 いずれの一方の締約國の國民および會社も、他方の締約國の領域内において本條2および3に規定する事項に關しては、いかなる場合にも内國民待遇および最惠國待遇よりも不利でない待遇を與えられる。更にいずれか一方の締約國の國民、または會社が實質的な利益を有する企業は、他方の締約國の領域内において私有企業を公有に移し、または公の管理の下に置くことに關するすべての事項について、内國民待遇および最惠國待遇よりも不利でない待遇を與えられる。

第七條

1 いずれの一方の締約國の國民および會社も、直接であると、代理人によつてであると、または何らかの形態の適法な團體を通してであるとを問はず、他方の締約國の領域内ですべての種類の商業、工業、金融業その他の事業の活動を行うこと、従つて(a)支店、代理店、事務所、工場その他その事業の遂行のため適當な施設を設置し、および維持し(b)會社に關する當該他方の締約國の一般法に基いて會社を組織し、および當該他方の締約國の會社における過半數の利益を取得し並びに(c)自己が設立し、または取得した企業を支配し、および經營することに關して、内國民待遇を與えられる。更に當該國民または會社が支配する企業は、個人所有の形式であると、會社の形式その他のいずれの形式であるとを問はず、その事業の遂行に關連するすべての事項について、當該他方の締約國の國民または會社が支配する同様の企業が與えられる待遇よりも不利でない待遇を與えられる。

2

各締約國は、外國人が、その締約國の領域内で公益事業を行う企業、もしくは造船、航空運送、水上運送、銀行業務(預金業務または信託業務に限る)もしくは土地その他の天然資源の開発を行う企業を設立し、當該企業における利益を取得し、または當該企業を營むことができる限度を定める權利を留保する。但しいずれか一方の締約國が、その領域内でそれらの事業を營むことに關して外國人に内國民待遇を與える限度について新たに行う制限は、その實施の際その領域内でそれらの事業を行つており、かつ他方の締約國の國民または會社が所有し、または支配している企業に對しては適用しない。更に、いずれの一方の締約國も、他方の締約國の運送事業、通信事業または銀行業を營む會社に對し、その會社が行うことを許される本質的に國際的な業務に必要な機能を營むための支店及び代理店を維持する權利を否認してはならない。

3 本條1の規定は、いずれか一方の締約國が外國人の支配する企業の自國領域内における設立に關して特別の手續を定めることを妨げるものではない。但しその手續は本條1に規定する權利を實質的に害してはならない。

4 各締約國の國民及び會社並びに當該國民、または會社が支配する企業は、本條に規定する事項についてはいかなる場合にも、最惠國待遇を與えられる。

第八條 1 いずれの一方の締約國の國民及び會社も、他方の締約國の領域内において、自己が選んだ會計士その他の技術者、高級職員、辯護士、代理を業とする者その他の専門家を用いることを許される。更に當該國民及び會社は當該領域内における自己の企業又は自己が財政的利益を有する企業の企畫及び運営に關し、もつぱら自己のために検査、監査及び技術的調査を行わせ、並びに自己に報告させるといふ特定の目的で、當該領域内で自由職業に従事するための資格のいかんを問わず、會計士その他の技術者を用いることを許される。

2 いずれの一方の締約國の國民も、外國人たることを理由としては、他方の締約國の領域内で自由職業に従事することを禁止されることはない。當該國民は資格居住及び權限に關する要件で當該他方の締約國の國民に對して適用されるものに従うことを條件として、當該領域内で自由職業に従事することを許される。

3 いずれの一方の締約國の國民及び會社も、他方の締約國の領域内で學術、教育、宗教及び慈善の活動を行うことに關して、内國民待遇及び最惠國待遇を與えられかつその活動を行うため當該他方の締約國の法令に基いて團體を組織する權利を與えられる。

第九條 1 いずれの一方の締約國の國民及び會社も、他方の締約國の領域内において（a）第七條又は第八條に基いて行うことを許される活動の遂行及び居住のため適當な土地、建物その他の不動産を賃借し、占有し及び使用することに關する内國民待遇、並びに（b）他方の締約國の關係法令で認められる不動産に關するその他の權利を與えられる。

2 いずれの一方の締約國の國民及び會社も、他方の締約國の領域内において、すべての種類の動産（無體財産を含む）を購入、賃借その他の方法によつて取得し、所有し、及び占有することに關して、内國民待遇及び最惠國待遇を與えられる。ただし、いずれの一方の締約國も、公共の安全の見地から危險と認められる物及び第七條2の第一文に掲げる活動を行う企業における利益を外國人が所有することについては、第七條その他この條約の規定によつて保障される權利及び特權を害しない範圍

内において、制限することができる。

3 いずれの一方の締約國の國民及び會社も、他方の締約國の領域内にある財産を遺言によると否とを問はず遺産として取得することに關し、當該國民又は會社が外國人、又は外國の會社であるという理由で内國民待遇を與えられない場合には、その財産を自由に處分することを許され、かつその處分をするため五年を下らない期間を與えられる。

4 いずれの一方の締約國の國民及び會社も、他方の締約國の領域内において、すべての種類の財産の處分に關して、内國民待遇及び最惠國待遇を與えられる。

第十條 いずれの一方の締約國の國民及び會社も、他方の締約國の領域内において、特許權の取得及び保有、並びに商標、營業用の名稱及び營業用の標章に關する權利並びにすべての種類の工業所有權に關して、内國民待遇及び最惠國待遇を與えられる。

第十一條 1 いずれか一方の締約國の國民で他方の締約國の領域内に居住するもの及びいづれか一方の締約國の國民又は會社で他方の締約國の領域内で、貿易その他の營利的活動又は學術、教育、宗教もしくは慈善の活動を行うものは、當該領域内において所得、資本、取引、活動その他の客體について課される租税、手数料その他の課徴金又はその賦課及び徴收に關する要件について、當該他方の締約國の國民又は會社が負擔する課徴金又は要件よりも重い課徴金又は要件を課されない。

2 いずれか一方の締約國の國民で他方の締約國の領域内に居住せず、かつ貿易その他の營利的活動を行わないもの、及びいづれか一方の締約國の會社で、他方の締約國の領域内で貿易その他の營利的活動を行わないものに關しては、當該他方の締約國は、本條1に規定する原則を適用することを目標としなければならない。

3 いずれの一方の締約國の國民及び會社も、他方の締約國の領域内において、所得資本、取引、活動その他の客體について課される租税、手数料その他の課徴金又はその賦課及び徴收に關する要件について、いかなる場合にも、第三國の國民、第三國に居住する者及び第三國の會社が負擔する課徴金又は要件よりも重い課徴金又は要件を課されることはない。

4 いづれか一方の締約國の會社で、他方の締約國の領域内で貿易その他の營利的活動を行うもの及びいづれか一方の締約國の國民で、他方の締約國の領域内で貿易その他の營利的活動を行うが當該領域内に居住しないものについては、當該他方の締約國は、所得、資本その他の標準による租税、手数料その他の課徴金で當該領域に

對して適正に割り當てられ、または按分される課徴金をこえるものを課してはならず、また當該領域に對して適正に割り當てられ、または按分される額に達しない額の控除及び免除を認めてはならない。もつばら學術、教育、宗教又は慈善の目的のため組織され、かつ運営される會社についても、また同様とする。

5 各締約國は（a）相互主義に基いて租税に關する特定の利益を與える權利（b）二重課税の防止又は歳入の相互的保護のための協定に基いて租税に關する特別の利益を與える權利並びに（c）自國民及び隣接國に居住する者に對し、所得に關する租税及び相續税に關する個人的な免除で自國に居住しない他の者に認める當該免除より有利なものを認める權利を留保する。

第十二條 1 いずれの一方の締約國の國民及び會社も、兩締約國の領域の間及び他方の締約國の領域と第三國の領域との間における支拂、送金および資金又は金錢證券の移轉に關して、當該他方の締約國により内國民待遇及び最惠國待遇を與えられ

る。

2 いずれの一方の締約國も、その通貨準備の水準が著しく低下することを防止し、又は著しく低い通貨準備を適度に増加するため必要な範圍内で行う場合を除く外、本條々に定める爲替制限を行つてはならない。本條の規定は、いずれか一方の締約國が國際通貨基金に對して負う義務を變更するものではなく、また國際通貨基金が特定の爲替制限を行うことを締約國に特に認め、又は要請する場合にその爲替制限を行うことを妨げるものではない。

3 いずれの一方の締約國も、前記の2に従つて爲替制限を行う場合には、自國民の保健及び福祉に欠くことができない貨物及び役務のための外國爲替の利用を確保するため必要なすべての準備をした後（a）第六條に掲げる補償として支拂われた額（b）給與、利子、配當金、手数料、權利の使用料、技術的役務に對する報酬その他の所得の額並びに（c）借入金償還、直接投下資本の償却及び資本の移轉に係る額の、他方の締約國の通貨で表示された外國爲替による回収について、その他の取引のための特別の需要を考慮して適當な準備をしなければならぬ。二以上の爲替相場が實施されている場合には、當該回収に適用される相場は、國際通貨基金によつて當該取引のため特に承認された相場又は、その承認された相場がないときは、正當な實効相場（爲替の取引についての租税又は手数料を含む）でなければならぬ。

4 爲替制限は、いずれの一方の締約國も、他方の締約國の國民及び會社の請求權、

投資、運送、貿易その他の利益又は競争的地位に對して有害な、又は恣意的に差別的な方法で行つてはならない。

5 本條において「爲替制限」とは、いずれか一方の締約國が課するすべての制限、規則、課徴金、租税その他の要件で、兩締約國の領域における支拂、送金又は資金もしくは金錢證券の移轉について負擔又は妨害となるものをいう。

第十三條 いずれか一方の締約國の國民及び會社で當該締約國の領域内で事業を行うものを代理する商業旅行者は、他方の締約國の領域に入り、及びその領域から出る際並びにその領域内に在留する間、關稅その他の事項（第十一條に規定する例外に従うことを條件として、當該商業旅行者、その攜帶する見本及び注文の取集めについて課される租税その他の課徴金を含む）及びその業務の遂行を規律する規制に關して、最惠國待遇を與えられる。

第十四條 1 各締約國はいずれの場所から到着したかを問はず、また運送手段の種類のかんを問はず、他方の締約國の產品に對し、並びに經路及び運送手段の種類のかんを問はず、他方の締約國の領域への輸出に向けられる產品に對し、輸出もしくは輸入に對しもしくはこれに關連して課され、又は輸出品もしくは輸入品のための支拂手段の國際的移轉に對して課されるすべての種類の關稅及び課徴金、當該關稅及び課徴金の賦課の方法並びに輸出及び輸入に關連するすべての規則及び手續に關し最惠國待遇を與える。

2 いずれの一方の締約國も、他方の締約國の產品の輸入又は他方の締約國の領域への產品の輸出について制限又は禁止をしてはならない。但しすべての第三國の同様の產品の輸入、又はすべての第三國への同様の產品の輸出が同様に制限され、又は禁止される場合は、この限りでない。

3 いずれの一方の締約國も、他方の締約國が重大な利害關係を有する產品の輸出又は輸入について量的制限をする場合には（a）當該一方の締約國は特定の期間中に輸出し、又は輸入することができる產品の總數量又は總價額及びその總數量もしくは總價額又は期間の變更について、原則として事前に公表しなければならぬ（b）當該一方の締約國は、いずれかの第三國に割當を行うときは、その產品の貿易に影響を與える特別の要因に妥當な考慮を拂つた上で、他方の締約國が以前の代表的な期間中に供給し、又は供給された產品の總數量又は總價額に比例する割當を當該他方の締約國に與えなければならない。

4 いずれの一方の締約國も、衛生上の理由その他商業起性質を有しない慣習上の理

由により、又は詐欺的もしくは不公正な慣行を防止するため、禁止又は制限をすることができ。ただし、その禁止又は制限は、他方の締約國の通商に對して、恣意的な差別をするものであつてはならない。

5 いずれの一方の締約國の國民及び會社も、輸出及び輸入に關するすべての事項について、他方の締約國により内國民待遇及び最惠國待遇を與えられる。

6 本條の規定は、いづれか一方の締約國が與える次の利益には適用しない。(a) 内國漁業の產品に與える利益。(b) 國境貿易を容易にするため隣接國に與える利益。(c) 當該一方の締約國が加盟國となる關稅同盟又は構成地域となる自由貿易地域の存在に基いて與える利益。ただし、當該一方の締約國が、自國の計畫を他方の締約國に通報し、かつ、協議のための適當な機會を當該他方の締約國に與える場合に限り。

7 本條2及び3(a)を除く)の規定にかかわらず、締約國は、貨物の輸出及び輸入について、第十二條に従つて行われる爲替制限と同等の効果を有し、又はその爲替制限を効果的にするため必要とされる制限又は統制をすることができ。

第十五條 1 各締約國は法令および一般に適用する行政上の決定で、關稅、租稅その他の課徴金の額、關稅のための品目分類並びに輸出品及び輸入品もしくはそのための支拂手段の移轉についての要件もしくはは制限に關するものまたは輸出品及び輸入品の販賣、分配もしくはは使用に影響を與えるものをすみやかに公表し、並びにその法令及び決定を一律、公平かつ適切に實施しなければならない。行政上新たに定められる要件または制限で輸入品に影響を與えるものは、衛生上または公共の安全上の理由で課するものを除く外、一般の慣行として、公表後三十日を經過するまでの間は實施せず、または公表の際輸送中である產品には適用しないものとする。

2 各締約國は、地方の締約國の國民及び會社並びに他方の締約國の產品を輸入する者が關稅に關する事項に關する行政處分(過料を科し、その他不利益處分を行うことと沒收並びに行政機關が行う關稅のための分類及び評價の問題についての決定を含む)について迅速、かつ公平な審査を受け、及び正當と認められた場合にその是正を求めることができ。訴願及び出訴の手續きを定めなければならない。關稅及び海運に關する法令に對する違反で書類の作成に關するものを理由とする不利益處分は當該違反が記載上の過誤から生じた場合または善意によることが證明された場合には、單に警告として行うため必要な限度をこえるものであつてはならない。

3 各締約國は、一方の締約國の產品を輸出し、又輸入する者がその產品をいづれか

一方の締約國の會社の海上保險に付することを妨げる差別的措置を執つてはならない。この規定は、第十二條の規定の適用を妨げるものではない。

第十六條 1 いずれの一方の締約國の產品も、他方の締約國の領域内において、國內における課稅、販賣、分配、保管及び使用に影響があるすべての事項に關して、内國民待遇及び最惠國待遇を與えられる。

2 いずれか一方の締約國の國民もしくは會社又はいづれか一方の締約國の國民もしくは會社の支配する他方の締約國の會社が當該他方の締約國の領域内で生産する物品は、その領域内において、輸出、課稅、販賣、分配、保管及び使用に影響があるすべての事項に關して、生産する者又は會社のいかんを問はず内國原産の同様の物品が與えられる待遇よりも不利でない待遇を與えられる。

第十七條 1 各締約國は(a)その政府が所有し、又は支配する企業及びその領域内で排他的の又は特別の特權を與えられた獨占企業機關か、他方の締約國の通商に影響を與える輸出又は輸入を伴う販賣又は購入を商業的考慮(價格、品質、入手可能性、市場性、運送その他販賣又は購入の條件等に關する考慮をいう)によつてのみ行うべきこと並びに(b)他方の締約國の國民、會社及び通商が(a)に規定する販賣又は購入に参加するため競争する適當な機會を通常の商慣行に従つて與えられるべきことを約束する。

2 各締約國は、他方の締約國の國民、會社及び通商に對し、(a)政府による需品の購入(b)特權の賦與その他政府による契約及び(c)政府又は排他的のもしくは特別の特權を與えられた獨占企業もしくは機關が行う役務の販賣に關しては、第三國の國民、會社及び通商に與える待遇と比べて公正かつ衡平な待遇を與えなければならない。

第十八條 1 兩締約國は、競争を制限し、市場への參加を制限し、又は獨占的支配を助長する事業上の慣行で商業を行う一もしくは二以上の公私の企業又はそれらの企業の間における結合、協定その他の取極により行われるものが、それぞれの領域の間における通商に有害な影響を與えることがあることについて、一致した意見を有する。従つて、各締約國は、他方の締約國の要請があるときは、それらのいかなる事業上の慣行に關しても協議し、及びその有害な影響を除去するため適當と認める措置を執ることに同意する。

2 いずれの一方の締約國の公的所有又は支配に屬する企業(社團法人、團體及び政府機關を含む)も、他方の締約國の領域内で商業、工業、海運業その他の事業の活

動を行う場合には、自己又は自己の財産のため、私の所有又は支配に属する企業が課税され、訴えられ、又は裁判の執行を受けること、その他當該領域内で負う義務を當該領域内で免除されることを請求し、又はその免除を享有しないものとする。

第十九條 1 兩締約國の領域の間においては、通商及び航海の自由があるものとす

る。

2 いずれか一方の締約國の國旗を掲げる船舶で、國籍の證明のため當該締約國の法令により要求される書類を備えているものは、公海並びに他方の締約國の港、場所及び水域において、當該一方の締約國の船舶と認められる。

3 いずれの一方の締約國の船舶も、他方の締約國の船舶及び第三國の船舶と均等の條件で、外國との間における通商及び航海のため開放された他方の締約國のすべての港、場所及び水域に積荷とともに入る自由を有する。その船舶及び積荷は、當該他方の締約國の港、場所及び水域において、すべての事項に關して内國民待遇及び最惠國待遇を與えられる。

4 いずれの一方の締約國の船舶も、他方の締約國の領域に又はその領域から船舶で輸送することができるすべての產品を輸送する權利に關して、當該他方の締約國によつて内國民待遇及び最惠國待遇を與えられる。それらの產品は (a) 關稅その他の課徵金 (b) 稅關事務及び (c) 獎勵金、關稅の拂いもしその他この種特權に關し當該他方の締約國船舶で輸送される同様產品が與えられる待遇より不利でない待遇を與えられる。

5 いずれの一方の締約國の船舶も、難破し、座礁し、又は他方の締約國の港、場所もしくは水域 (外國との間における通商及び航海のため開放されているかどうかを問わない) にやむを得ず入つた場合には、當該他方の締約國又は第三國の船舶が同様の場合に受ける援助及び保護と同様の援助及び保護を受けるものとし、また、當該他方の締約國又は第三國の船舶が同様の場合に支拂うべき租稅その他の課徵金と異なる租稅その他の課徵金を課されないものとする。いずれか一方の締約國の當該船舶の積荷及びその船舶から救い上げられたすべての物品は、他方の締約國の領域内における消費のため搬入された場合を除く外、關稅を免除されるものとする。但し消費以外の目的のため搬入された物品は、それが當該他方の締約國から搬出されるまでは、歳入保護のため措置を執ることができる。

6 この條約の他のいかなる規定にもかかわらず、各締約國は沿岸貿易、内國漁業及び内水航行に關して自國の船舶のため排他的の權利及び特權を留保し、又は相互主

義に基く限り外國の船舶に沿岸貿易、内國貿易及び内水航行を許すことができる。

7 本條において「船舶」とは私の所有又は運輸に係るものであると、公の所有又は運輸に係るものであるとを問わず、すべての種類の船舶をいう。但し、本條2及び5の場合を除く外、漁船及び軍艦を含まないものとする。

第二十條 次の人及び物については、國際通過のため最も便利な經路により各締約國の領域を通過する自由があるものとする。

(a) 他方の締約國の國民及びその手荷物

(b) 他方の締約國の領域へのまたはその領域からの途中にあるその他の者及びその手荷物

(c) 他方の締約國の領域へのまたはその領域からの途中にある產品 (原産地いかなを問わない) それらの通過中の人及び物は、

關稅、通過を理由として課される租稅並びに不當な課徵金及び要件を免除されるものとし、また、不必要に遅延させられず、及び不必要な制限を受けないものとする。但し、それらの人及び物は、第一條に掲げる措置及び通過の特權の濫用を防止するため必要な非差別的な規制に服するものとする。

第二十一條 1 この條約は次の措置を執ることを妨げない。

(a) 金または銀の輸出または輸入を規制する措置

(b) 核分裂性物質、核分裂性物質の利用もしくは加工による放射性副産物または核分裂性物質の原料となる物質に關する措置

(c) 武器、彈藥及び軍需品の生産もしくは取引または軍事施設に供給するため直接もしくは間接に行われるその他の物資の取引を規制する措置

(d) 國際の平和及び安全の維持もしくは回復に關する自國の義務を履行し、または自國の重大な安全上の利益を保護するため必要な措置

(e) 第三國の國民がその所有又は管理について直接又は間接に支配的利益を有する會社に對してこの條約に定める利益 (法律上の地位を認めること並びに裁判所の裁判を受け、及び行政機關に對して申立をする權利を除く) を拒否する措置。

2 この條約中の貨物に關する最惠國待遇の規定は、アメリカ合衆國又はその準州もしくは屬地が相互に與え、又はキューバ共和国及びリピン共和国、太平洋諸島の信託統治地域もしくはパナマ運河地帯に與える利益については、適用しないものとする。

3 この條約中の貨物の待遇に關する規定は、いずれか一方の締約國が關稅及び貿易

に關する一般協定の當事國である間は、その締約國が同協定で要求され、又は特に許される措置を執ることを妨げるものではない。更に、いずれの一方の締約國も、その意思によつて同協定の當事國となつていない國に對しては同協定に基いて取極めた利益を與えなくてもよい。

4 いずれか一方の締約國の國民で特定の目的のため他方の締約國の領域に入ることとを許されるものは、その入國許可の條件として法令により明示的に課される制限に反して營利的職業に従事する權利を有しない。

5 この條約のいかなる規定も政治的活動を行ふ權利を與え又は認めるものと解してはならない。

第二十二條 1 「内國民待遇」とは、一締約國の領域内で與えられる待遇で、當該締約國のそれぞれ國民、會社、產品、船舶又はその他の對象が同様の場合にその領域内で與えられる待遇よりも不利でないものをいう。

2 「最惠國待遇」とは、一締約國の領域内で與えられる待遇で、第三國のそれぞれ國民、會社、產品、船舶又はその他の對象が同様の場合にその領域内で與えられる待遇よりも不利でないものをいう。

3 この條約において「會社」とは、有限責任のものであるかどうかを問わず、また金錢的利益を目的とするものであるかどうかを問わず、社團法人、組合、會社その他の團體をいう。いずれか一方の締約國の領域内で關係法令に基いて成立した會社は、當該締約國の會社と認められ、かつ、その法律上の地位を他方の締約國の領域内で認められる。

4 この條約の規定に基いて日本國の會社に與えられる内國民待遇は、アメリカ合衆國のいずれの州、準州又は屬地でも當該地域においてアメリカ合衆國の他の州、準州又は屬地で創設され組織される會社に與えられる待遇とする。

第二十三條 この條約の適用を受ける領域は、各締約國の主權または權力の下にある陸地及び水域のすべての區域とする。但し、パナマ運河地帯及び太平洋諸島の信託統治地域（アメリカ合衆國大統領が宣言によりこの條約の規定を適用する當該信託統治地域の部分を除く）を除く。

第二十四條 1 各締約國は、他方の締約國がこの條約の實施に關する事項について行ふ申入れに對し、好意的考慮を拂ひ、かつ申入れに關する協議のため適當な機會を與えなければならない。

2 この條約の解釋または適用に關する兩締約國の間の紛争で外交交渉により満足に

調整されないものは、兩締約國が何らかの平和的手段による解決について合意しなかつたときは、國際司法裁判所に付託するものとする。

第二十五條 1 この條約は、批准されなければならない。批准書はできるだけすみやかにワシントンで交換されるものとする。

2 この條約は、批准書交換の日の後一カ月で効力を生ずる。この條約は、十年間効力を有し、その後は、本條で定めるところにより終了するまで効力を存續する。

3 いずれの一方の締約國も他方の締約國に對し一年前に文書による豫告を與えることによつて、最初の十年の期間の満了の際またはその後いつでもこの條約を終了させることができる。

以上の證據として、各全權委員はこの條約に署名捺印した。

千九百五十三年四月二日東京でひとしく正文である日本語及び英語により本書二通作成した。

日本國のために
アメリカ合衆國のために
岡崎 勝男 印
ロバート・マッフィー 印

議 定 書

日本國とアメリカ合衆國との間の友好通商航海條約に署名するに當つて、下名の全權委員は、各自の政府により正當に委任を受け、さらに、同條約の不可分の一部と認められる次の規定を協定した。

1 第四條一における「裁判所の裁判を受け、および行政機關に對して申立をする權利一」には、特に、訴訟上の救助、訴訟費用の擔保および裁判のための擔保に關する權利を含む。

2 補償の支拂を定める第六條三の規定はいずれか一方の締約國の領域内で收用され又は使用される財産で他方の締約國の國民又は會社が直接または間接に利益を有するものについて、準用する。

3 第七條二において「公益事業を行う企業」とは、公共のため通信事業、水道事業バス、トラック、軌道もしくは鐵道による運送事業またはガスもしくは電氣の製造もしくは供給に關する事業を行う企業をいう。

4 第七條四に關しては、いずれの一方の締約國も、鑛業に従事する權利が相互主義に服すべきことを要求することができる。更に日本國は、その規定によつて、第七

條2の第一文に掲げる業種のアメリカ合衆國の國民又は會社の企業に對し、當該國民の住所地又は當該會社が組織されるにつれて従つた法令もしくは當該會社の主たる事務所の所在地（當該會社が連邦の法令に基いて組織されている場合に限る）の屬するアメリカ合衆國の州又は準州が日本國の國民又は會社の同種の企業に與える待遇よりも有利な待遇を與える義務を負ふことはない。

5 第八條2の規定は、公證人および水先人には適用しない。

6 いずれの一方の締約國も、外資の導入について、第十二條2で定める通貨準備の保護のため必要な制限をすることが出来る。

7 第十四條4に關しては、いずれの一方の締約國も、その法令に従い、貨物の表示に關する要件で貨物の眞正の原産地又は製造元が正確に表示されることを確保するため定められるものに從つていない貨物について、自國の領域へのその輸入を禁止し、それを差し押え、その他何らかの方法でその販賣を制限し、又は規制することが出来るものとする。更に、各締約國は、その領域内で生産され、もしくは販賣され、又はその領域から輸出された貨物の原産地が他方の締約國の領域又はその領域内の容易に認識される場所であることを直接又は間接に表示する虚偽表示を防止するため適當な措置を執るべきことに同意する。

8 工業原料または基本食糧の入手が困難である緊急期間中は、第十六條1の規定、はいずれか一方の締約國が、それらの種類に屬する供給不足の輸入品の國內における販賣、分配または使用に對する必要な統制で内國原産の同様の物品に關して行う統制と異なるものを實施することを妨げるものではない。いずれの一方の締約國も、その統制を行う場合には、その領域内における他方の締約國の通商の競争的地位に對する損害を最小限度にとどめるような方法でその統制を行わなければならない。また供給事情により必要と認められる期間をこえてその統制を繼續してはならない。

9 第十六條1の内國民待遇の規定にかかわらず、締約國は、すべての映畫フィルム商業的上映のため上映者が實際に使用する映寫時間中の最小限度の特定時間を内國原産の映畫フィルムの上映に充ててゐることを規定する映寫時間の割當に關する規制を維持することが出来る。映寫時間の割當は、各劇場ごとの年間映寫時間またはこれに相當するものを基礎として定められ、かつ、協議に付されるものとする。

10 第十七條1の規定の適用上、支拂手段の入手可能性に關する考慮は、商業的考慮と認められるものとする。

11 第十七條2（aを除く）及び第十九條4の規定は、郵便業務については適用しない。

い。

12 第二十一條2の規定は、プエルトリコについては、その政治的地位に生ずる變化のいかんにかかわらず、適用する。

13 第二十三條の規定は、もつぱら軍事基地として又は一時的な軍事占領によりいずれか一方の締約國の權力の下に置かれてゐる地域並びに千九百五十一年九月八日にサンフランシスコ市で署名された日本國との平和條約第三條でその地位を規定してゐる北緯二十九度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む）、婦孺岩の南の方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む）並びに沖の鳥島及び南鳥島には適用しない。

14 この條約中の最惠國待遇の規定は（a）千九百五十一年九月八日にサンフランシスコ市で署名された日本國との平和條約第二條に基いて日本國がすべての權利、權利及び請求權を放棄した地域に原籍を有する者に對し、又は（b）同條約第三條に掲げる諸島の原住民及び船舶並びにそれらの諸島との貿易に對して日本國が與える權利及び特權について適用しない。

15 日本國は、この條約の効力發生の日から三年を経過するまでの間は、外國人が円貨をもつて日本國の企業（銀行の株式（社員持分を含む））を取得することについて現に行つてゐる制限を引き續き行うことができる。

以上の證據として、各全權委員は、この議定書に署名調印した。

千九百五十三年四月二日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本國のために
岡崎 勝 男
アメリカ合衆國のために
ロバート・マーフィー

義務教育費国庫負擔法（半額負擔法）の實施について

義務教育費全額國庫負擔法をめぐる動きについては、さきの時報第五卷第二號及び同第五卷第三號に詳載したところであるが、同義務教育職員法案が衆議院の解散により廢案となつた結果、第十三國會において成立した義務教育國庫負擔法により職員給與はその實支出額の二分の一を國庫で負

擔することになり四月一日より實施されることになるのであるが、これに伴う昭和二十八年政府の法的措置及び負擔額が決定したので次にこれを掲げる。

一、義務教育諸学校の教員の給與費は平衡交付金の枠から外し、義務教育費國庫負擔金として計上する。

これに伴う地方財政平衡交付金の改正は次期國會で決定する見込み
二、文部省は右に要する經費として

都道府縣の給與費負擔額 五百八十三億圓（内譯次表一、調書の通り）

市町村負擔の教材費

計 十九億圓
六百二億圓を計上した。

三、従つて今般の參議院緊急集會では

四、五月分の負擔額 八、五八四億圓

一部教材費負擔額 三一六億圓

計 八十九億圓（内譯次表二、調書の通り）

が暫定豫算として議決された。

四、なお右の内四、五月分教職員給與費として今般政府が決定した配分額は總額八、五三二、八八七千圓であり、その内譯は次表3調書の通りである。（註1教材費の配分は決定していない。）

特に注目される點は、この負擔金が教職員給與の實支出額を基準としてその半額を各縣一樣に交付されるため從來平衡交付金では、その交付を受けなかつた東京、大阪の如き大都市にも支給されることになつておることである。

備考

昭和二十八年義務教育費國庫負擔金
（教職員給與費）第一次配分額（四、五月分）算出要領

一、基本方針

この國庫負擔金は義務教育費國庫負擔法（昭二七、八、八法律三〇三號）第二條の規定により、各都道府縣における義務教育費（教職員給與費）について、その實支出額の半を負擔するものである。この配分額は暫定豫算に基づく四月、五月の二カ月分の金額であるが、各都道府縣の二十八年度における實支出額が現状においては的確に推計できないのでとりあえず下記の要領によつてその概算を算出するものである。したがつてこの度の配分額及びその基準はあくまで、暫定的なものであつて、今後、各都道府縣における實支出額を充分調査検討して調整を加えることとなる。

二、配分額算出基準

1. 基本給

二十七年最終の調査にもとづく現員現給による。

2. 諸手当

A 特殊勤務手当（ヘキ地手当單級複式手当）、日直宿直手当、

二十七年最終の調査を基礎として算出した。

B 退職手当、退職一時金公務災害補償死亡一時金、

一應從來の實績率により算出した。

C 旅費

二十六年度の精算額を基礎としてその後の運賃値上げ等の事情を考慮して算出した。

D 期末手当、勤勉手当、石炭手当、寒冷地手当、

暫定豫算には計上しなかつたので今次配分額には含めていない。

義務教育費国庫負担金の内教職員給与費に對する額の算出内訳 (28.3.18) 文部省調 単位 千圓

表 1 調書

區 分	小 學 校 教 員 分			中 學 校 教 員 分			高 等 學 校 教 員 分			事 務 職 員 分			合 計
	員 數	單 價	金 額	員 數	單 價	金 額	員 數	單 價	金 額	員 數	單 價	金 額	
教 職 員 基 本 給 料	32,029	15,069	57,870,203	180,930	16,061	34,871,001	3,115	16,250	607,425	8,428	13,191	1,334,085	94,682,714
扶 養 手 當		13,136	50,446,811		13,960	30,309,394		13,208	493,715		10,981	1,110,574	82,360,494
勤 務 地 手 當		668	2,565,352		917	1,990,954		644	24,073		1,064	107,609	4,687,988
石 炭 手 當		1,265	4,858,040		1,184	2,570,653		2,398	89,637		1,146	115,902	7,634,232
寒 冷 地 手 當	11,043 5,672	19,200 6,400	248,327	7,797 2,263	19,200 6,400	164,185	117 155	19,200 6,400	3,236	178 27	19,200 6,400	3,591	419,341
寒 冷 地 手 當	107,309		764,899	64,169		490,829	1,270		8,653	1,949		11,828	1,276,209
寒 冷 地 手 當		基本給の 1.5月分	7,233,776		基本給の 1.5月分	4,358,875		基本給の 1.5月分	75,928		基本給の 1.5月分	166,761	11,835,340
寒 冷 地 手 當		180 720	66,041		180 720	32,717			—			—	98,758
寒 冷 地 手 當		12,253 360	57,638		7,735 360	29,628			—			—	87,266
寒 冷 地 手 當		540			540				—			—	7,679
寒 冷 地 手 當		1,275	4,550		858	3,089			—			—	3,613
寒 冷 地 手 當		1,324	3,813						—			—	651,665
寒 冷 地 手 當		延 1,516,831	432,297	延 760,510	285	216,745	延 9,204	285	2,623			—	4,031,489
寒 冷 地 手 當		延 9,383,785	2,674,379	延 4,704,850	285	1,310,882	延 56,940	285	16,228			—	142,024
寒 冷 地 手 當		基本給の 0.0015	86,805		基本給の 0.0015	52,307		基本給の 0.0015	911		基本給の 0.0015	2,001	991,659
寒 冷 地 手 當		給料の 0.012	605,362		給料の 0.012	363,713		給料の 0.012	5,925		給料の 0.015	16,659	28,534
寒 冷 地 手 當		給料の 0.000333	16,799		給料の 0.000333	10,091		給料の 0.000333	164		給料の 0.000133	1,477	2,357,509
寒 冷 地 手 當		4,600	1,472,133		4,600	832,278		4,600	14,329		4,600	38,769	59,748
寒 冷 地 手 當		給料の 0.000076	38,340		給料の 0.000067	20,307		給料の 0.000061	301		給料の 0.000072	800	116,574,990
寒 冷 地 手 當			71,509,061			42,753,933			735,725			1,575,971	

教職員給与費の国庫負担額は同上計算による所要総額の合計116,574,990千圓の58.287.495千圓である。

義務教育費國庫負擔法に關する
昭和28年度暫定豫算計上額の調

(28.3.18) 文部省調

單位千円

1. 教職員給與費負擔金

給與費總額 1,166億圓

同上中石炭手当寒冷地手当
期末手当勤勉手当を除いた額 1,030億圓

同上半額の2ヵ月分 8,584百萬圓(A)

2. 教 材 費

總 額 19億圓

同上の2ヵ月分 3,16百萬圓(B)

3. 暫定豫算計上額 8,900百萬圓(A+B)

次表3 調書

昭和二十八年義務教育費(給與費)
國庫負擔金第一次交付額調

都道府縣	金 額	都道府縣	金 額	都道府縣	金 額
北海道	四七、四二	石川	二〇、三三	岡山	一五、四五
青森	三、六七	福井	六、五五	廣島	三、〇九
岩手	一四、九四	山梨	四、五五	山口	一六、九〇
宮城	一五、五三	長野	二六、〇二	徳島	五、五六
秋田	一三、四三	岐阜	一六、四七	香川	九、八四
山形	一四、三七	靜岡	三九、三三	愛媛	一五、四三
福島	三三、〇九	愛知	三〇、三三	高知	九、九七
茨城	一七、一五	三重	一五、一五	福岡	三六、三三
栃木	一四、七六	滋賀	六、九九	佐賀	九、四九
群馬	一五、五九	京都	一九、八四	長崎	一三、七八
埼玉	二六、六七	大阪	三七、〇六	熊本	一四、一七
千葉	二〇、四八	兵庫	三三、五八	大分	一三、〇二
東京	六二、一〇	奈良	六、五〇	宮崎	一七、九六
神奈川	三三、三〇	和歌山	一七、五五	鹿児島	一八、四六
新潟	二五、五三	鳥取	三、一五	計	八五三、八七
富山	一〇、一〇	島根	一〇、四六		

(單位千圓)

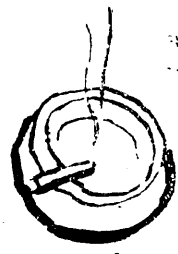
歳入歳出予算表 (一般会計)

款 名	歳		出									
	23 年度		24 年度		25 年度		26 年度		27 年度		28年度當初	
議 會 費	32, 726,160	% 〇・三七	101, 167,000	% 〇・六	148, 203,900	% 〇・九	105, 258,400	% 〇・九	132, 279,300	% 〇・五	119, 104,300	% 〇・四
道 廳 費	522, 538,680	五八五	1,189, 569,400	九一四	1,388, 215,500	九〇三	1,906, 899,400	八九〇	2,584, 904,900	八七六	2,893, 467,100	九一三
警察消防費	229, 714,404	二七五	36, 416,000	〇・三〇	23, 484,500	〇・一五	59, 516,800	〇・一六	75, 652,900	〇・一六	52, 023,700	〇・一八
土 木 費	1,458, 091,481	一六・三	1,654, 116,400	一七・一	1,758, 810,000	一八・二	2,529, 882,200	二八・一	3,805, 993,800	三六・三	2,750, 420,400	九・四
教 育 費	2,156, 869,380	二四・六	3,947, 697,600	四〇・三	4,750, 944,300	四八・五	7,262, 136,600	五九・九	9,300, 499,400	三三・五	9,985, 098,500	三三・五
社 會 及 び 勞 働 施 設 費	1,416, 558,444	一五・六	1,434, 797,900	一五・一	1,318, 794,400	一四・五	1,899, 334,800	一八・七	2,464, 844,000	一八・六	2,858, 258,200	九・六
保 健 衛 生 費	282, 862,374	三・七	486, 964,600	三・四	656, 331,900	四・二	836, 531,400	三・九	1,019, 029,200	三・五	935, 678,700	三・四
産 業 經 済 費	1,791, 253,358	二〇・六	2,486, 729,800	一八・一	3,710, 049,000	二四・〇	5,027, 950,300	三三・七	6,812, 861,700	三三・〇	8,460, 451,400	二六・四
財 産 費	111, 976,969	一・五	74, 352,900	〇・七	234, 459,000	一・四	262, 103,700	一・三	284, 875,300	〇・七	104, 017,900	〇・五
統 計 調 査 費	47, 035,326	〇・五	61, 835,500	〇・七	63, 634,400	〇・四	41, 573,400	〇・九	34, 853,600	〇・三	36, 097,700	〇・二
選 舉 費	93, 344,939	一・五	51, 578,800	〇・四	137, 667,700	〇・九	80, 986,100	〇・六	139, 217,300	〇・四	18, 434,500	〇・六
公 債 費	100, 559,706	一・三	230, 805,700	一・七	233, 287,500	一・三	151, 889,900	〇・七	336, 601,500	一・四	603, 973,000	二・三
諸 支 出 金	567, 909,230	六・六	1,240, 072,600	九・三	921, 340,000	五・九	920, 299,600	四・三	1,406, 711,400	四・六	911, 823,800	三・七
豫 備 費	59, 935,753	〇・七	16, 387,200	〇・二	53, 000,000	〇・四	3, 000,000	〇・〇	2,791, 400	〇・〇	1, 087,900	〇・〇
震 災 對 策 費	49, 404,904 (その他諸費)	〇・五					331, 835,900	一・五	1,106, 373,000	三・七	28, 000,000	〇・五
計	8,930, 781,108	一〇〇・〇	13,012, 491,400	一〇〇・〇	15,398, 222,100	一〇〇・〇	21,419, 198,500	一〇〇・〇	29,507, 488,700	一〇〇・〇	29,757, 937,100	一〇〇・〇

最近6力年間北海道費

款 名	23 年 度		24 年 度		25 年 度		26 年 度		27 年 度		28年度當初	
		%		%		%		%		%		%
道 税	3,017, 487,095	三・五	5,165, 655,900	五・九	3,511, 380,700	三・〇	5,280, 232,300	四・五	5,523, 161,100	六・三	6,301, 571,300	三・六
公營企業及び 財産收入	5, 285,037	〇・六	91, 901,800	〇・七	114, 639,800	〇・五	71, 525,200	〇・三	163, 876,000	〇・五	105, 242,300	〇・五
分擔金及び 金 (雑收入 に含む)			36, 547,700	〇・七	181, 270,900	一・三	278, 744,200	一・〇	229, 230,600	〇・六	322, 138,700	一・九
使用料及び 手数料	105, 779,121	一・六	351, 196,100	二・七	416, 802,700	二・三	526, 566,100	三・四	783, 732,800	二・六	846, 643,800	二・五
國庫支出金	3,837, 333,568	四・九	5,036, 530,300	五・七	3,698, 821,600	三・〇	5,261, 427,200	四・五	8,274, 081,400	六・四	8,667, 409,600	五・三
寄 附 金	58, 218,172	〇・五	80, 159,500	〇・三	95, 631,200	〇・六	123, 122,900	〇・七	156, 038,500	〇・五	54, 422,200	〇・一
繰 入 金	5, 364,106	〇・六	21, 405,000	〇・六	43, 206,200	〇・二	145, 853,400	〇・六	245, 540,900	〇・三	87, 008,400	〇・一
繰 越 金	287, 707,551	三・三	360, 996,300	二・七	667, 463,500	四・三	472, 580,200	三・三	785, 097,600	二・六	100,000	〇
雑 收 入	810, 124,136	九・七	1,165, 258,800	八・五	947, 143,500	六・六	1,387, 545,200	六・八	2,462, 330,100	八・四	1,924, 400,888	六・四
道 債	512, 721,000	五・四	652, 840,000	五・三	729, 000,000	四・四	1,792, 000,000	八・七	2,657, 000,000	九・〇	2,559, 000,000	八・六
平 衡 交 付 金	290, 761,322 (貸付金 收入)	三・六			4,992, 862,000	三・四	6,079, 601,800	二・九	8,227, 399,700	二・八	8,890, 000,000	二・九
計	8,930, 781,108	一〇〇・〇	13,012, 491,400	一〇〇・〇	15,398, 222,100	一〇〇・〇	21,419, 198,500	一〇〇・〇	29,507, 488,700	一〇〇・〇	29,757, 937,100	一〇〇・〇

羅録



K.U

行政疑義問答集

○協議會制度について

(鹿児島縣總務部長照會 昭二七、一二、二六)
(自内行發第六四號自治廳行政部長回答)

問

一、普通地方公共團體は、共通事務についてのみ協議會を設け得るものと解しているか。市町村間の小中學校の教職員の移動は市町村教育委員會の權限であつて縣にはないが、この場合協議會を設けて縣が加入して差支えないかどうか。

二、給與の發令權は、市町村教育委員會にあつて支拂義務は縣にあるがこの場合給與の發令について縣が協議會に加入して協議會で給與の發令を管理執行して差支えないか。

答 一、地方自治法第二百五十二條の規定による協議會は、その權限に屬する事務について設置するものであるから、設問の協議會には小中學校の教職員について人事權を有しない縣は加入することはできないものと解されるが、もし縣の高等學校の教職員も含めての人事交流を行うものであれば、所問の場合であつても協議會を設けることはできるから念のため。

二、一により承知されたい。

○高等學校事務の委託について

(廣島縣總務部長照會 昭二七、一二、二五)
(自内行發第一八五號自治廳行政課長回答)

問

本校は村立の高等學校で今般村教育委員會設置により縣立高等學校から教員を採用するときには一々退職手續が必要となり縣立高等學校との人事交流は事實上不可能になるので大變困惑しております。

ついては本村教育委員會の事務のうち高等學校事務は縣教育委員會に委託し教員の發令權者を從前通り縣教育委員會にすることができればこの障害が除去されるのでしようが、右の委託をすることは可能でしょうか。若し可能なら如何なる手續をとればよいか。

答

前段、高等學校事務全部又は一部を縣に委託して縣教育委員會をして當該事務を管理し及び執行させることができる。(地方自治法第二百五十二條第十四第一項參照)

後段、村と縣が協議により規約を定め、委託の旨及び規約を告示するとともに内閣總理大臣に届け出なければならぬ。なお、協議については村及び縣の議會の議決を経なければならないこととされている(同Ⅱ、第二百五十二條の十五、十六參照)

○長の専決處分權と公營企業管理者の權限との關係について

(東京都總務局文書課長照會 昭二七、一二、一七)
(自内行發第一六〇號自治廳行政課長回答)

問

一、地方自治法第九十六條第一項第十一號に關する輕易な事項を同法第八十條第一項により、團體の長の専決處分に移した場合においては地方公營企業に關して生じた損害賠償についての執行の權限はその管理者に屬するが、その損害賠償額の決定については右による長の専決處分權に屬し、長は損害賠償額を自ら決定することができるかと解してよいのか、一のとおりとするならば長はその權限を更に地方自治法第一百五十三條によつて地方公營企業の管理者に委任することができるか。

答

一、お見込のとおり。

○臨時會招集請求の撤回及び招集告示の効力

(福岡縣總務部長照會 昭二七、一)
一、一七自治廳行政課長電信回答)

問 縣議會議員の四分の一の署名を得て開會請求をせられた縣議會の招集を知事が告示したる後において招集請求の理由が解消しその要求が撤回せられ、又は知事が招集したる告示案に指定した事案が解消した場合においてその招集したる縣議會の決議を取り消し、又はその招集の効力が無効に歸するや否や。

答 議會招集後において請求の撤回はできない。請求撤回の申立があつた場合及び告示事件付議の必要が消滅した場合においても既になされた招集の効力に影響はない。

○不信任議決と會議の定足数について

(德島縣議會事務局長照會 昭二七、一)
一、二五自治廳行政課長回答)

問 知事不信任のため招集された請求臨時會は地方自治法第一七八條第三項による定足数に達せない場合においても一應同法第一一三條の定足数による議會開會は適法なりや。

答 電照の件、お見込のとおり。

○都道府縣議會に對する當該都道府縣教育委員

會等の請願權について

(秋田縣議會事務局長照會、昭二七、一二、一)
一、自行發第一四九號自治廳行政課長回答)

問 都道府縣の教育委員會、選舉管理委員會、人事委員會、農業委員會、地方勞働委員會、收用委員會、海區漁業調整委員會、内水面漁場管理委員會、公安委員會は、當該都道府縣の議會に對してその委員會の事務及び豫算措置に關し、請願權があるか。

答 教育委員會その他の地方公共團體の執行機關は、當該地方公共團體の議會に對し請願することはできない。

○常任委員の選任について

(秋田縣總務部長照會 昭二七、一二、三)
一、自行發第一五一號自治廳行政課長回答)

問 常任委員を議會において選任する場合、法第一一八條の規定は適用されないが、投票をもつて選任を決定する場合議長が投票して差し支えないか。あるいは議決事項として法第一一六條を適用すべきか。

答 法第一一六條の規定による條例において、選任の方法を規定し、當該選任方法により具體的に選任する際議長も投票に加わることができる旨の規定があるならば、前段お見込のとおり。かかる條例の選任方法に關する規定がないときは議會は選任方法を自由に決定し得る。なお、選任方法の決定に關しては法第一一六條の適用がある。

○臨時會の會期の延長と次回臨時會との關係

(高知縣總務部長照會 昭二七、一)
一、一五自治廳行政課長電信回答)

問 臨時議會招集の告示をした後、その招集の期日の前又は招集の日以後會期中において、更に長が臨時議會招集の日を定め告示した場合、第二回目の臨時議會招集の日の前日(午後十二時)までに初めて臨時議會の會期を終らせるようしなければならぬと思うがどうか。

答 電照の件、運営上はお見込のとおり。

報道から拾う

A級戦犯釋放に關する關係国との間の公文交換について外務省發表

政府はA級戦犯の釋放に關する關係國政府との間の公文交換について、二十五日午後四時、外務省から發表した。この發表で明らかになように、A級戦犯の釋放については、日本政府の勸告があれば關係國は各個人の赦免などについて個別的に審査する意向であることがはつきりしたので、政府

は近く十二名のA級戦犯の各個人の希望に従い、個々に赦免、減刑措置を行いたい旨、關係各國に勧告することとなり、法務省および中央更生保護審査委員會でその準備を始めるが、これら各戦犯の赦免などが實際に行われるまでには、かなりの時日がかかるものと外務省ではみている。

これはA級戦犯の赦免などについては對日平和條約第十一條によつて、樞東軍法廷構成八カ國（裁判當時は十一カ國であつたが、このうちソ連、中國、インドおよびイギリスはこの條約の調印に参加しなかつたか、または批准を終つていない關係から、米國の意向もあつて、これら四カ國を除き、インドの法的繼承者という理由でパキスタンが加えられている）の過半数すなわち五カ國の同意が必要であるとの事情にもとづくものであるが、外務省では米國はもちろん、フランス、パキスタン、カナダ、英國については日本政府の勧告に同意がえられる見通しがあるので、そのうち赦免減刑などが期待できるものとしている。

また、この發表で政府がB、C級戦犯の處遇についても、それぞれの關係國に協力を求める措置をとつたことが明らかにされているが、これは從來B、C級戦犯の處遇については、米國を除いて、それほどの關心が拂われていないような傾きもあり、場合によつてはA級とB、C級との取扱ひについて不均衡を來す恐れがあることを考慮してとられたものである。このB、C級については從來、主として假出所に重點をおいて當該關係國に同意を求めていたものであるが、今後は赦免あるいは減刑という線で折衝する方針がとられるようである。

なお、イギリス、オーストラリアに抑留されている戦犯の日本送還については引續き、兩國政府に協力を要請していると政府ではいつている。

【注】 サンフランシスコ平和條約第十一條「日本國は（中略）拘禁されている者を赦免し、減刑し、および假出獄させる權限は各事件について刑を課した一または二以上の政府の決定および日本國の勧告にもとづく場合のほか、行使することができない。樞東國際軍事裁判所が刑を宣告した者については、この權限は、裁判所に代表者を出した政府の過半数の決定お

よび日本國の勧告にもとづく場合のほか、行使することができない。

輸出信用保險を改正

通産省では輸出振興を圖るため輸出信用保險法の施行令を改正、丙種保險の適用地域を擴大するとともに乙種保險の保險料率を引下げることを決め、二十七日の閣議に諮つた上、四月一日から實施する、改正の方向は次の通り

一、丙種保險の適用地域擴大「丙種保險は金融機關が業者に輸出用資金を前貸したとき、なんらかの理由で輸出ができなくなつて前貸資金の回收が不可能となつた場合、國がこれを補償する制度である、丙種保險は現在ドル地域に輸出する場合だけに限られているが、今回ボンド地域に輸出する場合にも同制度の適用を認めるほかオーブン・アカウント地域で日本が入超となつているため輸出を促進する必要がある台灣、タイ、イギリス、西獨の四カ國に輸出する場合にも適用することにする、この結果輸出業者は金融が圓滑になるわけで農水産物、雜貨など季節的需要や集荷に手敷のかかる物資の輸出増加が見込まれる。

一、乙種保險の料率引下「乙種保險は政府が輸出業者のプラント輸出に當つての輸出代金の支拂を保證するものである、輸出契約成立後實際に輸出ができなくなつて保證するのは甲種保險の保證同様相手國に戦争、革命が起つたり、相手國が輸入制限や爲替制限を行つた場合などいわゆる非常危險の場合に限られているのに乙種保險の料率は現在年二分、甲種保險は年一分で一分高い、そこで今回甲種保險並みに年一分としてプラント輸出を促進するようにする。

二十八年度起債許可方針決る

自治廳では三十一日、二十八年度一般單獨事業分、義務教育施設分（六

・三制整備事業分を除く）および公営企業分の地方起債許可方針を決定、一日都道府県知事あて通達した、二十八年度本豫算で起債総額の決り次第同許可方針により各地方團體別配分額を決定する、起債許可方針はほぼ前年度同様となつてゐるが地方財政健全化の見地から二十七年末の公債現在額が一般財源に比べ多額である地方團體に對して起債を抑制したことは注目される、二十八年度地方起債許可方針の要點は次の通り

一、住民の福祉増進を企圖する事業につきその緊急性および事業効果を考慮する。

一、同種の事業のうちでは繼續事業を新規事業に優先させ、特に二十八年度に事業の完成するものを重點的に考慮する。

一、市町村合併に伴い特に必要があると認められる事業については優先的に考慮する。

一、財政の健全な運営を期するため一般單獨事業分および義務教育施設分については次のような團體は起債許可を抑制する①非常に赤字を生じている團體で財政再建の熱意を欠くと認められるもの②税の徴収歩合がいちじるしく低率であるもの③収益事業を行つてゐる團體でその事業収入合計額が當該團體の財政に占める割合がきわめて高率であるもの④二十七年末の公債現在額（補助災害復舊事業分および公営事業分を除く）が一般財源に比べ多額であるもの⑤その團體の財政規模からみて經常的收入をもつて財源とすることが適當と認められる事業を行うもの⑥上水道事業および病院事業などその事業のうちに國庫補助事業（補助災害復舊事業および簡易水道建設事業を除く）を含むものについてはその補助事業を別に區分せず、事業全體を査定し國庫補助金はその特定財源の一部として控除する。

地方財政の赤字補填起債配分決る

自治廳では、さきに政府で定めた二十七年地方財政の赤字補填額、五十

億圓（資金運用部資金三十億圓公募債二十億圓）の各府縣別配分額を協議中であつたが、十四日決定したので別表の通り發表した。（單位百万圓）なお政府は十四日の閣議で更に三十億圓を東京その他五大市の水道、ガスなど公營事業向けとして追加發行することをきめた。

五十億圓の地方債措置の要領次の通り。

一、道府縣分と市町村分との配分Ⅱ道府縣分三十億圓、五大市分五億圓、市町村分十五億圓としうち資金運用部資金の配分額は道府縣分十三億五千萬圓、五大市分一億五千萬圓、市町村分十五億圓とした。

一、資金運用部資金および公募債の配分Ⅱ道府縣、五大市分の公募債の配分は各團體における公募能力、財政規模などを考慮して配分した、市町村分は全額資金運用部資金とした。

一、起債の許可および資金化の要領Ⅱ①起債充當事業は、既に一般財源で施行済の適債事業に充當して、今回の起債を財源として新規事業に着手することは好ましくない、新規事業に着手した場合は、二十八年度の起債を制限する。

一、各團體別の配分Ⅱ①道府縣分および五大市分については、各團體の給與費並に投資的補助事業の規模などを考慮して配分した。②市町村分は管下市町村の給與費、投資補助事業の規模と財政に及ぼす點を考慮して配分した。

昭和二十七年追加起債配分表

區分	府縣及び五大市分内譯			市町村分
	配分額	政府資金	公募	配分額
北海道	一九五	一三五	六〇	一〇八
青森	五五	三〇	二一	二七
岩手	六〇	三五	一五	二四
宮城	六五	三五	三〇	三四
秋田	五〇	三〇	二〇	二五
山形	五五	二〇	二五	二五

福高愛香德山廣岡島鳥和奈兵大'京滋三愛靜岐長山福石富新神東千埼群柄茨福
岡知媛川島口島山根取山良庫阪都賀重知岡阜野梨井川山鴻川京葉玉馬木城島

總務	山内	立原耕平	文教	西田信一	勢田金次郎	坂東浩一	高橋辰男	中山信一郎	畑野仁郎	秋山孝太郎	新川輝隆	森川清	兒玉由一	林謙二
十五人	(自)	(自)	十四人	(自)	(自)	(公)	(社右)	(改)	(自)	(協)	(勞)	(社左)	(自)	(改)
井野正輝	金澤藤吉	大久保和男	岡田千代藏	川人源市	宮北三七郎	二瓶榮吾	鈴木源重	井川伊平	吉田定次郎	窪田長松	桑野秀治郎	田中巖		
(社左)	(自)	(改)	(社右)	(社右)	(協)	(協)	(社左)	(改)	(改)	(公)	(自)	(自)		

道議會常任委員會委員名簿

(註、○は委員長、△は副委員長)

佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿兒島	小計	横濱市	名古屋 古屋市	京都市	大阪市	神戸市	小計	合計
三、	三、	三、	三、	三、	三、	三、	三、	三、	三、	三、	三、	三、	三、
五〇	六五	六五	五〇	五〇	七五	〇〇	七〇	五〇	一〇〇	二〇〇	八〇	五〇	五〇
三、	三、	三、	三、	三、	三、	三、	三、	三、	三、	三、	三、	三、	三、
三〇	三五	三五	三〇	三〇	五〇	三五	三〇	一〇	五〇	二〇〇	四〇	一五〇	五〇
二、	二、	二、	二、	二、	二、	二、	二、	二、	二、	二、	二、	二、	二、
二〇	三〇	三五	二〇	二〇	二五	六五	四〇	四〇	五〇	一八〇	四〇	三五〇	二〇
一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、	一、
五〇	三九	三三	二〇	二〇	五三	五〇	四〇	四〇	五〇	一八〇	四〇	三五〇	五〇

三浦福督 (改)
時田政次郎 (社右)

秋山孝太郎（協）
新川輝隆（勞）

△ 堀田 鈴木 源 重
毅 重
(自) (社左)

道 美 作
下 三 郎
土 山 宇 三 郎
(改) (公)

田中 嚴
西村 武夫
（自左）

原田伊曾八（自）

(昭和二十八年四月三日選任)

（協）

明	桑
日	野
早	秀治郎
(女)	(自)

濱 森 辰 雄
〔社右〕

3
4
5
6
7

堀田 毅 (自)
道下 美作 (改)

田中 巖	土山 宇三郎
(自)	(公)

西村武夫（社左）
原田伊曾八（自）

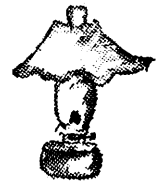
昭和二十八年四月三日選任

森川清 (社左)

桑	山	二
野	内	刑
秀		勞
台	廣	吉
郎		
(目)	(勞)	(博)

賓	朝	麥
桑	日	里
受		秀
佳	昇	海
		島
(土)	(改)	(目)

長澤信廣 (社右)



圖書室だより

○新購入圖書紹介

圖書名	著者
法律學講座 8	團藤 重光
同 9	吾妻 光俊
人間の歴史 3	安田 徳太郎
世界美術全集 11	下中 彌三郎
小村外交史上	外務省
同 下	同

○各官公廳その他よりの受贈圖書

圖書名	受贈先
北海道林業發展史	道林務部道有林課
郵政統計年報(昭和二十六年年度版郵便局)	郵政省
公務能率研究會議報告	人事院職員局能率課
北海道統計書	道總務部統計課
札幌市史	札幌市役所
北海道教育委員會事務概要	北海道教育委員會
學校保健資料集録(第一輯)	同
昭和二十七年中學校三年生に對する學力検査について	同
教職員人事關係法令集	同
北海道教育課程	同
運動能力調査實施要項	同
研究紀要	道立教育研究所
小學校幼稚園教員研究集録	道教育委員會指導課
工事請負實施要領(その一)	同
電氣試驗所研究報告	財務課
電氣試驗所	同
日本建築學會北海道支部	同

北海道の住宅事情	道建築部住宅課
總合開發講演集	十勝總合開發促進期成會
參議院要覽 甲一甲一	參議院事務局庶務部資料課
國際連合憲章及び國際司法裁判所規程	外務省條約局
國際通貨基金協定	國際復興開發銀行協定 同
參議院要覽 甲一甲一	參議院事務局庶務部資料課
國際連合憲章及び國際司法裁判所規程	外務省條約局
國際通貨基金協定	國際復興開發銀行協定 同
千九百四十六年十二月十一日にレクサクセスで署名された議定書によつて改正された麻藥の製造制限及び分配取締に關する千九百三十一年七月十三日の條約の範圍外の藥品を國際統制の下におく議定書	外務省條約局
經濟統計に關する國際條約議定書及び附屬書	外務省條約局
千九百二十八年十二月十四日にジュネーヴで署名された經濟統計に關する國際條約を改正する議定書及び附屬書	外務省條約局
千九百二十七年九月二十六日にジュネーヴで署名された外國仲裁判斷の執行に關する條約	外務省條約局
關稅表の商品分類のための用語集に關する條約	外務省條約局

○お願い

かねて、皆様の御厚意により御寄贈いただきました圖書、資料は議會運営のための貴重な資料として圖書室に備付活用させていただいておりますが、地方議會圖書室の在り方としてさらに直接議會運営に繋がるこの種資料の十分なる蒐集が期待されますので甚だ勝手なお願いではありますが、今後共適當な資料等御發行の節は御惠賜いただきましたたく御願ひ申上ます。

なお、都府縣(市町村)勢要覽(又は概要)については年度も改まりそれぞれ、發行の御計畫もあらうと存じますが、發刊の節は是非一部御惠賜いただきましたたく重ねて御願ひ申上ます。

關稅表の商品分類のための用語集に關する條約の附屬書	外務省條約局
貿易北海道	三卷六號 北海道商工部交易觀光課
稅務通信	二十六號 北海道總務部稅務課
北海道勞働經濟	三十八號 道立勞働科學研究所
教育月報	三月號 北海道教育委員會事務局
北海道自治	同 北海道自治協會
北海警友	同
總合開發	九號 札幌警察管區本部北海警友編集部
調查月報	三月號 北海道總合開發委員會事務局
電氣試驗所彙報	一月號 電氣試驗所
岩手縣議會月報	十五號 岩手縣議會事務局
栃木縣議會月報	二月號 栃木縣議會事務局
奈良縣議會月報	十二號 奈良縣議會事務局
鳥取縣議會月報	二十三號 鳥取縣議會事務局
山口縣議會月報	二月號 山口縣議會事務局
新潟縣議會月報	十號 新潟縣議會事務局
福島縣議會月報	十、十二合併號 福島縣議會事務局
大阪府議會	二月號 大阪府會事務局
長野縣議會資料	十九號 長野縣議會事務局調查課
靜岡縣議會時報	三號 靜岡縣議會事務局

31 30 28 26 25 24 23 22 21 20 18 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1

- 酒税値下げ
- 衆院の豫算委員會に於て野黨の各修正案否決
- 吉田首相を懲罰委員會に付する動議可決
- 豫算案政府原案通り衆院を通過
- 廣川農相罷免さる
- 離まつり
- 本道の昨年の人口自然増九万五千人
- 農相田子一臣氏、經審廳長官に水田三喜男氏發令さる
- 十勝沖地震一週年
- スターリン首相死去
- 本會 議
- 皇后陛下誕生日
- 秩父、高松、三笠宮スキイ大會
- ソ連閣僚會議議長(首相)にマレンコフ氏、副首相にモロトフ、カガノヴィツチ、ブルガーニン、ペリアの四氏が任命された旨發表さる
- 本會 議
- 本會 議
- 國際婦人デー
- 大相撲春場所始る
- 故スターリン首相葬儀
- 日教組、學校職員法案反對のため十二日一齊休暇指令
- 本會 議
- 勤儉貯蓄記念日
- ステイヴンスン氏來日
- 本會 議
- 日教組、一齊休暇中止指令
- 本會 議
- 本會 議
- 全道工場鉱山スキイ大會
- 本會 議
- 衆議院解散(内閣不信任案可決、賛成二二九票、反對二一八票)
- 彼岸の入り
- 參議院緊急集會終了
- 參議院緊急集會
- 春分の日
- 道スキイ連盟調査班一行二十七名、大雪山にて遭難(死者六、重輕傷七)
- 鳩山自由黨發足
- 中共歸國第一船興安丸舞鶴入港
- 衆議院議員の總選舉四月十九日、參議院議員半數の任期満了に伴う通常選舉四月二十四日と告示さる
- 本會 議
- ア米大統領、マイエル佛首相とインドシナ問題等について會談(ワシントン)
- マイレイ杯全道卓球大會
- 皇太子殿下御渡歐
- 本會 議

昭和二十八年五月二十日發行

北海道議會時報

第五卷第四號

編集 北海道議會事務局調査課

發行 北海道議會事務局

電話 ② 一、八二〇番